

令和5年9月宇土市議会定例会会議録目次

| ◎会議録第1号 9月5日 | 頁 |
|-------------------|----|
| 会期日程 | 3 |
| 議事日程 | 4 |
| 出席欠席者名 | 5 |
| 開会 | 7 |
| 事務報告 | 7 |
| 会議録署名議員の指名 | 7 |
| 会期の決定 | 7 |
| 市長の提案理由説明 | 9 |
| 散会 | 14 |
| ◎会議録第2号 9月7日 | |
| 議事日程 | 17 |
| 出席欠席者名 | 17 |
| 開議 | 19 |
| 質疑・一般質問 | 19 |
| 1 4番 中口俊宏議員 | 19 |
| 1 学校教育の充実について | 19 |
| 2 アドバイザーの活用について | 24 |
| 3 安全・安心なまちづくりについて | 26 |
| 1 3番 野口修一議員 | 30 |
| 1 ユニバーサル社会 | 31 |
| 2 学校のプール | 35 |
| 3 学校の特徴づくり | 37 |
| 4 地区公民館の役割 | 45 |
| 1 2番 檜崎政治議員 | 49 |
| 1 高齢者支援対策 | 50 |
| 2 通学路・生活道路安全対策 | 53 |
| 散会 | 60 |
| ◎会議録第3号 9月8日 | |
| 議事日程 | 63 |

| | |
|------------------------------|----|
| 出席欠席者名 | 63 |
| 開議 | 65 |
| 質疑・一般質問 | 65 |
| 8番 西田和徳議員 | 65 |
| 1 住吉海岸公園の今後の取組について | 65 |
| 2 網津川浸水対策について | 67 |
| 7番 今中真之助議員 | 69 |
| 1 新型コロナウイルス感染症について | 70 |
| 2 学校教育について | 73 |
| 3 本市人口ビジョンについて | 77 |
| 4 障がい者にやさしいまちづくりについて | 83 |
| 3番 中野洋一議員 | 86 |
| 1 奨学金返還支援制度について | 87 |
| 2 熱中症から市民の生命を守る取組について | 90 |
| 3 発達性読み書き障がい（ディスレクシア）について | 94 |
| 4 視覚障がい者のための「音声コード」の利用促進について | 96 |
| 散会 | 97 |

◎会議録第4号 9月11日

| | |
|---------------------------------|-----|
| 議事日程 | 101 |
| 出席欠席者名 | 101 |
| 開議 | 103 |
| 質疑・一般質問 | 103 |
| 2番 杉本 寛議員 | 103 |
| 1 うと地蔵まつりについて | 103 |
| 2 スポーツ振興の推進と現状について | 108 |
| 3 地域防災について | 110 |
| 1番 土黒功司議員 | 114 |
| 1 魅力ある宇土市に向けた地域産業支援・連携について | 114 |
| 2 子育て環境・子どもの教育環境に対する保護者へのケアについて | 118 |
| 18番 福田慧一議員 | 125 |
| 1 生活保護の受給状況と低所得世帯支援、熱中症対策について | 125 |

| | |
|--------------------------|-----|
| 2 特定健診、高齢者健診、がん検診について | 130 |
| 3 国民健康保険について | 133 |
| 4 介護保険について | 135 |
| 常任委員会に付託（議案第64号から議案第83号） | 141 |
| 常任委員会に付託（請願・陳情） | 142 |
| 散会 | 142 |

◎会議録第5号 9月21日

| | |
|---------------------------|-----|
| 議事日程 | 147 |
| 出席欠席者名 | 148 |
| 開議 | 150 |
| 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 | 150 |
| （質疑・討論） | 151 |
| 各常任委員長報告 | 151 |
| 1 総務市民常任委員長報告 | 152 |
| 2 経済建設常任委員長報告 | 154 |
| 3 文教厚生常任委員長報告 | 157 |
| （質疑・討論・採決） | 159 |
| 請願・陳情について | 159 |
| （質疑・討論・採決） | 159 |
| 議案第84号 宇土市教育委員会の委員の任命について | 162 |
| （討論・採決） | 162 |
| 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について（採決） | 163 |
| 決算審査特別委員会の設置及び付託について | |
| （議案第57号から議案第63号まで） | 163 |
| 議員派遣の件について | 164 |
| 宇土市選挙管理委員及び補充員の選挙について | 164 |
| （追加日程） | |
| 発議第2号 インボイス制度の実施延期を求める意見書 | 166 |
| 閉会 | 167 |
| 署名 | 170 |

第 1 号

9 月 5 日 (火)

令和5年9月宇土市議会定例会会議録 第1号

宇土市告示第71号

令和5年9月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月16日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和5年9月5日
2. 場 所 宇土市議会議場

1. 会期日程

(会期17日間)

| 月日 | 曜 | 時間 | 会議名 | 内容 |
|-------|---|-------|-------|---|
| 9月5日 | 火 | 10:00 | 本会議 | 開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明 |
| 9月6日 | 水 | 10:00 | 特別委員会 | 地域高規格道路促進等対策特別委員会 |
| 9月7日 | 木 | 10:00 | 本会議 | 質疑・一般質問 |
| 9月8日 | 金 | 10:00 | 本会議 | 質疑・一般質問 |
| 9月9日 | 土 | | 休 会 | (市の休日) |
| 9月10日 | 日 | | 休 会 | (市の休日) |
| 9月11日 | 月 | 10:00 | 本会議 | 質疑・一般質問 委員会付託 |
| 9月12日 | 火 | 10:00 | 委員会 | 経済建設常任委員会 |
| 9月13日 | 水 | 10:00 | 委員会 | 文教厚生常任委員会 |
| 9月14日 | 木 | 10:00 | 委員会 | 総務市民常任委員会 |
| 9月15日 | 金 | | 休 会 | 議事整理 |
| 9月16日 | 土 | | 休 会 | (市の休日) |
| 9月17日 | 日 | | 休 会 | (市の休日) |
| 9月18日 | 月 | | 休 会 | (敬老の日) |
| 9月19日 | 火 | | 休 会 | 議事整理 |
| 9月20日 | 水 | | 休 会 | 議事整理 |
| 9月21日 | 木 | 10:00 | 本会議 | 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 決算審査特別委員会の設置及び付託 閉会 |

2. 議事日程

令和5年9月5日（第1号） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第57号 令和4年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第58号 令和4年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第59号 令和4年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第60号 令和4年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第61号 令和4年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第62号 令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第63号 令和4年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第64号 令和4年度宇土市水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第65号 令和4年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第66号 宇土市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第67号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第68号 宇土市企業振興促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第69号 宇土市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第70号 宇土市民会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第71号 史跡轟貝塚保存活用検討委員会設置条例について
- 日程第18 議案第72号 宇土市学校給食費徴収条例について
- 日程第19 議案第73号 網田コミュニティセンター新築工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第74号 令和4年度住吉漁港漁村再生交付金（長部田港）3号物揚場延伸改良工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第21 議案第75号 財産の取得の変更について
- 日程第22 議案第76号 宇土市道路線の認定について

- 日程第 2 3 議案第 7 7 号 宇土市道路線の変更について
- 日程第 2 4 議案第 7 8 号 令和 5 年度宇土市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 5 議案第 7 9 号 令和 5 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 6 議案第 8 0 号 令和 5 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 7 議案第 8 1 号 令和 5 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 8 議案第 8 2 号 令和 5 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 9 議案第 8 3 号 令和 5 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 0 議案第 8 4 号 宇土市教育委員会の委員の任命について
- 報告第 1 1 号 令和 4 年度宇土市財政の健全化判断比率について
- 報告第 1 2 号 令和 4 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業資金不足比率について
- 報告第 1 3 号 令和 4 年度宇土市水道事業資金不足比率について
- 報告第 1 4 号 令和 4 年度宇土市公共下水道事業資金不足比率について
- 報告第 1 5 号 令和 4 年度宇土市水道事業会計継続費精算報告について
- 報告第 1 6 号 令和 4 年度宇土市公共下水道事業会計継続費精算報告について
- 報告第 1 7 号 専決処分の報告について
- 専決第 9 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 1 8 号 専決処分の報告について
- 専決第 1 0 号 訴えの提起について

3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

4. 出席議員（18人）

- | | | | |
|-----|-----------|-------|------------|
| 1 番 | 土 黒 功 司 君 | 2 番 | 杉 本 寛 君 |
| 3 番 | 中 野 洋 一 君 | 4 番 | 浦 本 晴 美 さん |
| 5 番 | 佐美三 洋 君 | 6 番 | 小 崎 憲 一 君 |
| 7 番 | 今 中 真之助 君 | 8 番 | 西 田 和 徳 君 |
| 9 番 | 園 田 茂 君 | 1 0 番 | 宮 原 雄 一 君 |

11番 柴田正樹君
13番 野口修一君
15番 藤井慶峰君
17番 村田宣雄君

12番 檜崎政治君
14番 中口俊宏君
16番 山村保夫君
18番 福田慧一君

5. 欠席議員（なし）

6. 説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|--------|-----------|--------|
| 市長 | 元松茂樹君 | 副市長 | 谷崎淳一君 |
| 教育長 | 太田耕幸君 | 総務部長 | 山口裕一君 |
| 企画財政部長 | 光井正吾君 | 市民環境部長 | 小山郁郎君 |
| 健康福祉部長 | 岡田郁子さん | 経済部長 | 加藤敬一郎君 |
| 建設部長 | 草野一人君 | 教育部長 | 野口泰正君 |
| 会計管理者 | 木村るみさん | 秘書政策課長 | 渡邊聡君 |
| 総務課長 | 上木淳司君 | 危機管理課長 | 内田雅之君 |
| 企画課長 | 三浦仁美さん | まちづくり推進課長 | 中山好美さん |
| 財政課長 | 北谷太示君 | | |

7. 議会事務局出席者の職・氏名

| | | | |
|-------|--------|--------------|-------|
| 事務局長 | 江河一郎君 | 次長兼議事係長兼庶務係長 | 春木教明君 |
| 議事係参事 | 村田有美さん | 庶務係主事 | 中山裕輝君 |

午前10時00分開会

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） ただいまから、令和5年9月宇土市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長、江河一郎君。

○事務局長（江河一郎君） 事務報告をいたします。

令和5年6月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告を作成しておりますので御確認ください。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番、今中真之助君、11番、柴田正樹君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間と決定しました。

-----○-----

日程第 3 議案第57号 令和4年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議案第58号 令和4年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 議案第59号 令和4年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第60号 令和4年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 7 議案第 6 1 号 令和 4 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 6 2 号 令和 4 年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 6 3 号 令和 4 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 6 4 号 令和 4 年度宇土市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 11 議案第 6 5 号 令和 4 年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 12 議案第 6 6 号 宇土市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 6 7 号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 6 8 号 宇土市企業振興促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 6 9 号 宇土市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 7 0 号 宇土市民会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 7 1 号 史跡轟貝塚保存活用検討委員会設置条例について
- 日程第 18 議案第 7 2 号 宇土市学校給食費徴収条例について
- 日程第 19 議案第 7 3 号 網田コミュニティセンター新築工事請負契約の締結について
- 日程第 20 議案第 7 4 号 令和 4 年度住吉漁港漁村再生交付金（長部田港）3号物揚場延伸改良工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 21 議案第 7 5 号 財産の取得の変更について
- 日程第 22 議案第 7 6 号 宇土市道路線の認定について
- 日程第 23 議案第 7 7 号 宇土市道路線の変更について
- 日程第 24 議案第 7 8 号 令和 5 年度宇土市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 25 議案第 7 9 号 令和 5 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 26 議案第 8 0 号 令和 5 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 27 議案第 8 1 号 令和 5 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 28 議案第 8 2 号 令和 5 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 29 議案第 8 3 号 令和 5 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

- 日程第 30 議案第 84 号 宇土市教育委員会の委員の任命について
報告第 11 号 令和 4 年度宇土市財政の健全化判断比率について
報告第 12 号 令和 4 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業資金不足比率について
報告第 13 号 令和 4 年度宇土市水道事業資金不足比率について
報告第 14 号 令和 4 年度宇土市公共下水道事業資金不足比率について
報告第 15 号 令和 4 年度宇土市水道事業会計継続費精算報告について
報告第 16 号 令和 4 年度宇土市公共下水道事業会計継続費精算報告について
報告第 17 号 専決処分の報告について
専決第 9 号 損害賠償額の決定について
報告第 18 号 専決処分の報告について
専決第 10 号 訴えの提起について

○議長（藤井慶峰君） 日程第 3、市長提出議案第 57 号から、日程第 30、議案第 84 号までの 28 件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） おはようございます。

本日ここに、令和 5 年 9 月市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私共に御多用の中に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

はじめに、先月 4 日に、住吉海岸公園内にオープンしました直売所について御報告をさせていただきます。

この直売所は、本市の水産振興及び地域振興を目的として、住吉漁業協同組合、カネリョウ海藻株式会社及び宇土市の三者で連携協定を締結して、運営を行っており、宇土市の特産品である海苔や海藻関連商品を多数取り扱っているほか、2 階テラスは、有明海や SNS でも人気の長部田海床路等を眺望できる展望所として利用されております。

ジンベエ像設置後、来訪者が増加している住吉海岸公園ですが、今後も整備を進め、更なる西部地区の活性化につながることを期待しているところでございます。

さて、先月は、4 年ぶりにうと地蔵まつりが開催され、宇土市内外からの多くの来場者でにぎわいました。コロナ禍を乗り越えて、地域のイベントが復活し、多くの方に楽しんでいただいたことを、大変うれしく感じております。

しかし、昨年からの原油価格や物価の高騰により、市民生活や消費への影響が現在も続いております。

そこで、本市では、緊急的な経済対策としまして、物価高騰対策宇土市民応援券として、

全市民を対象に、一人当たり5千円分の商品券の配布を開始いたしております。

これは、長引く物価高騰の影響を受けた市民の皆様の暮らしを支援するとともに、市内における消費を喚起し、低迷する地域経済の活性化を図ることを目的として実施いたします。

商品券は、8月22日から順次発送しており、全世帯への配布は10月中に完了する予定でございます。市民の皆様におかれましては、この商品券を是非御活用いただき、宇土市の経済を一丸となって盛り上げていただきますようお願いいたします。

次に、6月定例会閉会日に報告いたしました子ども医療費の無償化について、御説明させていただきます。

現在、保険診療による医療費の全額助成対象は、中学3年生までとなっておりますが、令和6年1月診療分から、対象者を高校3年生相当までに引き上げることで、子育て世代の経済的な支援をしてみたいと考えております。

そこで、本定例会に年齢拡大に伴う条例改正案と必要な予算措置を提案させていただいております。

今後も、物価高騰による市民生活への支援や子育て支援の充実を図るため、必要な施策はスピード感を持って取り組んでまいりますので、議員の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本市の中学生の皆さんがスポーツで活躍されておりますので、御紹介をさせていただきます。

先月、徳島県で開催されました全国中学校体育大会に、鶴城中学校の女子ハンドボール部が熊本県代表として出場し、決勝では延長戦にもつれ込んだ試合を制し、見事5年ぶり6度目の優勝に輝きました。

中学生の皆さんが大いに活躍し、感動と誇りを与えてくれることに感謝するとともに、今後の活躍を応援してまいります。

それでは次に、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今定例会では、決算審査について議決日が異なることから、議案書を二つに分けて提案させていただきます。

まず、議案その1は、決算関係が7件であります。

議案第57号から議案第63号までの7議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

続いて、議案その2は、予算関係6件、決算認定関係2件、条例関係7件、財産の取得に関する議案1件、人事案件1件、その他4件の計21件及び報告8件でございます。

議案第64号、令和4年度宇土市水道事業会計決算の認定について。議案第65号、令和

4年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について。これらは、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度宇土市水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第66号、宇土市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について。これは、子育て世代の経済的支援として、先ほども申しあげましたように、子ども医療費助成事業の対象者の範囲を高校3年生相当まで拡大するため、所要の改正を行うものであります。

議案第67号、宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第68号、宇土市企業振興促進条例の一部を改正する条例について。これは、企業優遇制度の適用範囲を拡大し、市の企業振興を促進させるため、所要の改正を行うものであります。

議案第69号、宇土市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について。これは、漁業集落排水施設整備事業の地方公営企業法適用に伴い、公共下水道事業と一本化を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第70号、宇土市民会館条例の一部を改正する条例について。これは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障害等を理由とする利用制限を是正するため、所要の改正を行うものであります。

議案第71号、史跡轟貝塚保存活用検討委員会設置条例について。これは、令和4年11月10日付で、国史跡の指定を受けた宇土市宮庄町の轟貝塚の保存活用に関し検討する機関を設けるため、条例を制定するものであります。

議案第72号、宇土市学校給食費徴収条例について。これは、給食会計公会計化に伴い、学校給食費の徴収について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第73号、網田コミュニティセンター新築工事請負契約の締結について。これは、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負に関する契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第74号、令和4年度住吉漁港漁村再生交付金（長部田港）3号物揚場延伸改良工事請負契約の変更契約の締結について。これは、工事の請負に関する契約について、変更することによる契約の金額が1億5,000万円以上となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第75号、財産の取得の変更について。これは、都市計画道路北段原線整備事業の実

施に伴い、道路用地を取得する必要があるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第76号、宇土市道路線の認定について。これは、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第77号、宇土市道路線の変更について。これは、市道の路線を変更する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第78号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。補正額は3億1,000万4千円を増額するもので、補正後の総額は223億6,580万3千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、議会費では、国際交流事業経費（議会事務局分）の計上等を行っております。

総務費では、国際交流事業経費（企画課分）の計上等を行っております。

民生費では、物価高騰対策事業（保育所分）の計上等を行っております。

衛生費では、環境衛生費一般経費の減額等を行っております。

農林水産業費では、緊急浚渫推進事業（農業用ため池）の増額等を行っております。

商工費では、自然公園整備事業の増額等を行っております。

土木費では、土砂災害対策支援事業（復興基金創意工夫分）の計上等を行っております。

消防費では、防災基盤整備事業の増額等を行っております。

教育費では、国際交流事業経費（学校教育課分）の計上等を行っております。

災害復旧費では、令和5年7月梅雨前線豪雨災害対策経費（農林水産課分）等の計上を行っております。

そのほか、継続費について、庁舎建設事業の設定年度及び年割額の変更を行っております。

繰越明許費については、湛水防除事業（網津第2排水機場）ほか1件の追加を行っております。

債務負担行為については、浜戸川沿線水閘門操作管理業務委託に要する経費の追加を行っております。

地方債については、消防水利施設整備事業ほか2件の追加、並びに網田コミュニティセンター建設事業ほか3件の限度額の変更を行っております。

議案第79号、令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は365万4千円を増額するもので、補正後の総額は45億6,228万円です。これは、国保システム改修及び高額介護合算療養費等の増額を行っております。

議案第80号、令和5年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は5,756万2千円を増額するもので、補正後の総額は39億4,151万6千円です。これは、介護給付費等に係る国県支出金過年度返還金等の増額を行っております。

議案第81号、令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。補正額は51万円を増額するもので、補正後の総額は5億5,500万7千円です。これは、市税等過誤納還付金の増額を行っております。

議案第82号、令和5年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について。収益的支出における補正額は188万円を増額するもので、補正後の総額は6億9,098万4千円です。これは、上水道システム改修及び人事異動に伴う人件費等の増額を行っております。

議案第83号、令和5年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について。収益的支出における補正額は30万1千円を増額するもので、補正後の総額は9億9,058万6千円です。これは、人事異動に伴う人件費の増額を行っております。

資本的支出における補正額は3万2千円を減額するもので、補正後の総額は6億5,988万1千円です。これは、人事異動に伴う人件費の減額を行っております。

議案第84号宇土市教育委員会の委員の任命について。宇土市教育委員会の委員の白井正晴さんの任期が令和5年9月30日で満了となりますので、後任の委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

後任の委員には、継続して白井正晴さんを任命したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第11号、令和4年度宇土市財政の健全化判断比率について。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度財政の健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

報告第12号から報告第14号までの3件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業等の令和4年度の資金不足比率を、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

報告第15号、令和4年度宇土市水道事業会計継続費精算報告について。報告第16号、令和4年度宇土市公共下水道事業会計継続費精算報告について。これらの2件は、令和4年度の宇土市水道事業会計及び公共下水道事業会計において継続費精算報告を調製したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、報告するものであります。

報告第17号、専決第9号、損害賠償額の決定について。これは、宇土市長の専決処分に関する条例第2条第1号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自

治法第180条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第18号、専決第10号、訴えの提起について。これは、宇土市長の専決処分に関する条例第2条第2号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものであります。

以上が、提出しております議案の概要でございます。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6日水曜日は、午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、7日木曜日に開き、質疑並びに一般質問を行います。

本日はこれをもって散会をいたします。ありがとうございました。

-----○-----

午前10時20分散会

第 2 号

9 月 7 日 (木)

令和5年9月宇土市議会定例会会議録 第2号

9月7日（木）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 中口俊宏議員
 - 1 学校教育の充実について
 - 2 アドバイザーの活用について
 - 3 安全・安心なまちづくりについて
2. 野口修一議員
 - 1 ユニバーサル社会
 - 2 学校のプール
 - 3 学校の特徴づくり
 - 4 地区公民館の役割
3. 檜崎政治議員
 - 1 高齢者支援対策
 - 2 通学路・生活道路安全対策

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 土黒功司君 | 2番 杉本寛君 |
| 3番 中野洋一君 | 4番 浦本晴美さん |
| 5番 佐美三洋君 | 6番 小崎憲一君 |
| 7番 今中真之助君 | 8番 西田和徳君 |
| 9番 園田茂君 | 10番 宮原雄一君 |
| 11番 柴田正樹君 | 12番 檜崎政治君 |
| 13番 野口修一君 | 14番 中口俊宏君 |
| 15番 藤井慶峰君 | 16番 山村保夫君 |
| 17番 村田宣雄君 | 18番 福田慧一君 |

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-----------|----------|--------|--------|
| 市長 | 元松茂樹君 | 副市長 | 谷崎淳一君 |
| 教育長 | 太田耕幸君 | 総務部長 | 山口裕一君 |
| 企画財政部長 | 光井正吾君 | 市民環境部長 | 小山郁郎君 |
| 健康福祉部長 | 岡田郁子さん | 経済部長 | 加藤敬一郎君 |
| 建設部長 | 草野一人君 | 教育部長 | 野口泰正君 |
| 秘書政策課長 | 渡邊聡君 | 総務課長 | 上木淳司君 |
| 危機管理課長 | 内田雅之君 | 企画課長 | 三浦仁美さん |
| まちづくり推進課長 | 中山好美さん | 財政課長 | 北谷太示君 |
| 環境交通課長 | 松下修也君 | 福祉課長 | 深田徹君 |
| 高齢者支援課長 | 久多見さとみさん | 商工観光課長 | 清塘啓史君 |
| 土木課長 | 坂田治君 | 都市整備課長 | 下田竜一君 |
| 学校教育課長 | 本堀武史君 | 中央公民館長 | 赤澤憲治君 |

6. 議会事務局出席者の職・氏名

| | | | |
|-------|--------|--------------|-------|
| 事務局長 | 江河一郎君 | 次長兼議事係長兼庶務係長 | 春木教明君 |
| 議事係参事 | 村田有美さん | 庶務係主事 | 中山裕輝君 |

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

14番、中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） おはようございます。中口でございます。本定例会におきまして質問の機会をいただき、感謝申し上げます。質問事項は、一つが、学校教育の充実について、二つ目が、アドバイザーの活用について、三つ目が、安全・安心なまちづくりについて、3点を質問いたします。質問席から質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） それでは、早速質問に入ります。質問の一つが、学校教育の充実について。これについては、二つほど質問いたします。一つが、児童生徒の学力向上について、二つ目が、部活動の地域移行について質問いたします。

まず、児童生徒の学力向上対策について質問いたします。一つが、全国学力・学習状況調査の過去3年間の結果と分析について質問いたします。この児童生徒の学力向上対策につきましては、私、平成26年9月第3回定例会にて最初の質問をいたしました。当時、山江村立山田小学校が、2013年度の全国学力テストで、熊本県下の平均を大きく上回っており、これに関していろいろな報道がありました。それで、私は有志議員とともに山江村教育委員会と山田小学校へ赴き、視察研修いたしました。この当時の学力テストの結果の一つですけれども、小学校6年生の算数Bの問題、県下の平均は100点満点で58点でした。山田小学校は、なんと81点でした。その要因の一つが、「ICT教育を取り入れたことです。」というような教育長さんのコメントでした。また、山田小学校で、タブレットを使用された授業を参観する機会もいただきました。有志と一緒にその授業を参観いたしました。子どもたちがタブレットを使いながら、何か楽しそうに授業を受けている。今までのように先生が一方的に教えるのではなくて、先生と子どもたちが一緒になってタブレットをたたきながら、楽しく授業をしている状況は、今でも目に浮かびます。この山田小学校の学力向上につきましては、熊本県教育委員会も高く評価をされておりました。そこで本市においても、ICT教育の推進について当時の教育長に質問、提言をいたしました。当時の教育長は、山田小学校、高森小学校、これは確か県の指定だったと思います。「ICT教育により学力が向上していたことは十分承知している、認識しております。ICTの活用は、教育効果を上げる有

効な手段であり、本市においてはまず網田中学校をモデル校として取り組む。ICT活用については、今後積極的に推進したい。」との答弁がありました。その後も、児童生徒の学力向上対策について取り組んでまいりました。また、このICTを活用した教育等の教育問題につきましても、当時の芥川議員も一生懸命取り組んでおられました。先の12月議会では、土黒議員も、学校教育に向けてのICT環境の推進等につきまして質問をされておりました。本日は、今年公表されました全国学力・学習状況調査の本市における過去3年間の結果と分析につきまして、教育部長に質問をいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） おはようございます。御質問にお答えします。

全国学力・学習状況調査は、毎年4月、小学校6年生及び中学校3年生を対象として、教科に関する学力調査と学習環境等に関する学習状況調査を実施しています。

実施教科は、小学校では国語と算数、中学校では国語と数学となっていますが、中学校では令和4年度に理科が、令和5年度に英語が合わせて実施されています。

まず、小学校の国語と算数、中学校の国語と数学の過去3年間の結果につきましては、小学校の国語と算数では、県平均と比較した場合、「やや高い」状況にあり、全国平均を上回っております。また、中学校の国語と数学では、県平均と比較した場合、「やや低い」状況にあり、全国平均を下回っておりますが、年々平均点に近づいております。

次に、令和4年度の中学校理科の結果につきましては、県平均と比較した場合、「やや低い」状況にあり、全国平均を下回っております。また、令和5年度の中学校英語の結果につきましては、県平均と比較した場合、「低い」状況にあり、全国平均を下回っております。

次に、この調査結果による分析につきまして、令和5年度の調査結果から報告させていただきます。

まず、小学校においては、国語では言葉の特徴や使い方に関する事項や思考力、判断力、表現力等における話すことにおいて、また、算数ではデータの活用において、大きく全国・県平均を上回っております。

また、中学校においては、国語では言葉の特徴や使い方に関する事項が、また、数学では図形、関数の分野において、全国平均は下回ったものの、県平均を上回っております。また、英語では読む、聞く、書くのそれぞれにおいて、全国・県平均を下回っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 部長の答弁がありましたけれども、この英語は、読む、聞く、書くで平均を下回っているということで、毎回毎回、下回っているような気がいたします。この分析の結果から、課題と今後の対策が検討されているかと思えます。このことにつきまして、

教育長に質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えします。

まず、調査結果による課題につきまして、令和5年度の調査結果から報告させていただきます。

小学校の国語では、文章と図表などを結び付けて必要な情報を見つけること、算数では、表から比例の関係であることを説明することなどに課題が見られました。

また、中学校の国語では、聞き取ったことを基に目的に沿って自分の考えをまとめること、数学では、自然数の理解、英語では、日常的な話題について目的に応じて英語を聞き、必要な情報を聞き取ることなど、国語では話すこと・聞くこと、数学では数と式、英語では聞くことで、少し劣っている点が見られました。

次に、今後の対策についてお答えいたします。

調査結果の活用に関しましては、教育委員会、学校等において、本調査結果を十分活用して、児童生徒の学力や学習状況を把握することにより、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的なPDCAサイクルを確立することや学校における教育指導の充実、学習状況の改善に役立てることが重要であると考えております。

また、調査結果の分析に当たっては、平均正答数、平均正答率のみならず、中央値、標準偏差等の数値や分布の状況を表すグラフの形状など、他の情報と合わせて総合的に結果を分析、評価することが必要であり、個々の問題や領域等に着目して学習指導上の課題を把握・分析し、児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげることも重要であると考えております。

そのため、教育委員会におきましては、各学校において調査結果を分析し、PDCAサイクルを実践して具体的な対策を確実にを行うよう指導をしており、担当学年や教科担当者だけでなく、全職員で課題を把握し、学校の課題として捉え、改善に向けた取組を推進しております。

また、テスト問題を分析し、今求められている学力を把握し、定期テストを変える、更には授業を変えるという取組をするなど、子どもへの指導だけではなく、教師の指導の在り方についても各学校において対策がなされているところでございます。

教育委員会としましても、12月の県学力調査で行われる小学校の3年生以上の国語・算数、中学校の国語・数学・英語のテストに合わせて、同じ業者のテストを用い、宇土市学力調査を行っております。小学校1・2年生の国語・算数、小学校3年生以上は理科や社会などのテストを行うことで、全教科にわたり、早くから継続して学力向上に向けて取り組むこ

とができるように支援しております。

具体的には、教師の授業力向上に向けて、10校2園を三つに分けて、宇城教育事務所による学校訪問を3年間に1回、宇土市教育委員会による学校訪問を3年間に2回行うとともに、年間を通して2人の教育向上・連携指導員により授業参観及び指導を行い、令和4年度は387時間の授業を参観し、指導を行っております。

さらに、これらの授業参観及び指導の中で、宇城教育事務所が示す「分かる・楽しい」授業づくり5つの心得の実践がなされているか、単元終了時の児童生徒の姿を実現することのできる活動になっているか、めあてと評価、まとめが一体化しているかなど、より良い授業づくりができるよう指導・助言を行っております。

加えて、電子黒板やタブレットの整備を行い、研修によりICTに関する理解を深めたり、タブレットの破損や通信に関するトラブルにも速やかに対応を行うなど、より効果的な活用ができるよう取り組んでおります。

また、昨年度の児童生徒のアンケート結果に、学級の決まりごとなどを守る規範意識が低いという課題があったことを受け、本年度は、中学校区ごとに目指す子どもの姿を共有し、幼保小中が一体となってその実現に向けての取組を行っております。

さらに、各学校の核となる教員を育てる年間8回の中堅教員養成講座、また、夏休み中の研修会を毎年行うなど、教員の資質向上を図っております。

今後も、学校と教育委員会が連携し、子どもたちの学力向上に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 教育長のほうから、学力の向上対策について答弁をいただきました。

次に、部活動の地域移行について質問いたします。現在、小学校5・6年生の中で、特に私が知っている限りですけれども、野球をしている児童につきましては、今後、中学校の部活動はどうなるのかといった不安があるようです。と言いますのが、月曜から金曜までは学校の先生が担当する、土日はほかの地域の方が担当するといった内容のことが、出回っているといいですか、そういった声をよく聞きます。例えば、月曜から金曜まで学校の先生が指導して、土曜・日曜は地域の方が指導されるということになれば、月曜から金曜までは先生、土曜から日曜日は大体練習試合か大会がある。ならば、そこで指揮をされるのは、地域の方かと。指導する先生と練習、大会等での監督が違えばやりづらいと、そういった一部の声ですけれども、そういった声もありますし、野球をしている子どもたちの中には、最初からもう中学校の野球部に入らないと、もう硬式の野球クラブに入るといふ子どもも出てきているといった声も聞きます。そこで、国・県が示す中学校部活動の休日の地域移行の概要につ

きまして、教育部長に質問をいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

中学校部活動の休日の地域移行につきましては、公立中学校で教職員が担っております休日の部活動の指導を、地域のスポーツクラブや民間企業、競技団体などに委ねることで、教員の長時間労働の解消や生徒のスポーツ環境の充実を図ることを目的としております。

なお、国・県においては、本年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として位置づけ、その間、市町村は、部活動の地域スポーツクラブ活動への移行や連携について検討を開始し、準備が整った地域、学校、競技等から順次、地域移行や連携を進めることとしております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 部長から概要について説明がありました。次に、本市の取組につきまして、教育長に質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

本市におきましては、中学校部活動の休日の地域移行を推進するに当たり、必要な事項を検討するため、本年7月に宇土市中学校部活動地域移行検討委員会を立ち上げ、第1回会議を開催したところでございます。

本委員会の組織構成としましては、市内各中学校の校長やPTA会長のほか、スポーツ関係団体の代表者にも参加いただいております。今後、保護者や教職員等に対するアンケート調査を実施するなど、地域移行に向け定期的に会議を開催することとしております。

部活動の休日の地域移行につきましては、指導者の確保や運営主体をどこにするのか、部費等の費用負担をどうするかなど、様々な課題がございます。

今後、本委員会でこれらの課題を一つ一つ解決しながら、子どもたちのことを第一に考え、部活動の休日の地域移行について協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 教育長の答弁がありました。子どもたちのことを第一に考えて進めるということでしたので、よろしく願いいたします。併せて、アンケートの調査につきましても、よろしく願いしておきます。今回、教育の充実というタイトルで質問いたしました。私のこの質問の由来は、学力に、運動に、文化活動に、各生徒の個性を伸ばす教育が必要かと思っております。勉強ができる子はじゃんじゃん学力を上げて、そして日本で、世界

で羽ばたくような人材を育成してもらいたいと。例えば、鶴城中学校から優秀な大学を出て、熊本県の幹部で活躍されている方も多数おられますし、勉強する人はじゃんじゃん学力を上げていただきたい。しかし、勉強は後に回しまして運動が好きだという人はですね、運動を伸ばしていただきたい。特に、私のこの範囲内ですけれども、運動で特に相撲の正代関。正代関は鶴城中から東京農大を出て相撲に入りましたけれども、一時は大関になって横綱かと盛り上がりました。しかし今、悲しいかな、大関から陥落して幕内です。しかし、一生懸命正代関は頑張っております。私は、今後ともですね、正代関が再び三役に復帰するように、応援をしていきたいというふうに思っております。また野球では、御案内のとおり、阪神の島田海吏選手。鶴城中から九州学院、甲子園も出ました。そして上武大学、今、阪神で活躍しております。また、バレーボールでは芥川さん。全日本代表にも選ばれた人です。そういったことで、運動ができる子は、運動が好きなのは運動を伸ばしていただきたい。毎年11月1日には、中学校のスカウトですか、あれが解禁になるということです。毎年毎年鶴城中には、相撲、野球、ハンドボール等々に、各高校からスカウトといいますが、来るようです。中には、前、90から100人ぐらい各高校から来たというようなこともあったようです。中には、サッカーが優秀で、今、有名な東福岡高校で練習をしている子もいます。将来はJ1で活躍するものと期待をしております。そういったことで、運動が好きなのはですね、運動で伸ばしてもらいたい。併せまして、文化活動につきましても、必要なときはですね、一生懸命熱を入れていただきたいということです。4月16日だったと思いますが、NHKのど自慢がありました。私も抽選に当たりましたので行きました。そして、テレビで録画もしておりました。帰ってから録画を見ましたけれども、あそこで市の職員の方、県庁の職員の方、宇土高校の高校生の方も歌っておりました。その中で、3人の女性の方が一生懸命歌っておりました。そして終わってから、アナウンサーとのコメントの中で、その女性の方たちが言われたのが、もう明るい声で「音楽の楽しさを教えていただいた。ありがとう、先生。」というようなことがありました。皆さんも記憶にあるかと思いますが、そしてそのテレビのカメラがですね、その先生のほうを、今言いましたように、「音楽の楽しさを教えていただきました。先生、ありがとう。今日、この会場に来ていらっしゃるようです。」ということで、カメラがぱっと向いたわけですね。ああ、見たことがあるなと思った人でした。今、校長先生をしている方でした。すると当然、この人たちは楽しいクラブ活動を、学校生活を送られたなと思っております。私が言いたいのは、それぞれ生徒一人一人の個性を伸ばす教育をお願いしたいということでありまして、個性を伸ばすというこれをよろしく願いいたしまして、二つ目の質問に移ります。

二つ目の質問は、アドバイザーの活用につきまして質問いたします。本市では、各部署に8名の方がアドバイザーとして活躍されております。本日は、このアドバイザーの方々の激

励を踏まえて質問をいたします。本日は、その中で、ふるさと宇土応援寄附金業務と企業誘致業務アドバイザーの活動状況と、あれば成果につきまして経済部長に質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

初めに、ふるさと納税アドバイザーの活動状況と成果についてお答えします。

令和5年度、ふるさと宇土応援寄附金業務がまちづくり推進課から商工観光課へ移管されたことに伴い、現在、商工観光課でふるさと納税アドバイザーを1名雇用しています。主な活動状況としましては、返礼品の調査企画及び管理、返礼品協力事業所、委託業者との連絡調整、寄附者からの問い合わせ対応等の業務を行っております。

これまでの成果についてですが、平成20年度の制度開始から職員のみで事業を展開し、平成27年度の寄附額は約480万円となっております。平成28年度にふるさと納税アドバイザーを雇用し、本格的な取組を始めたため、その年は約2億6千万円と、前年の約50倍の寄附をいただきました。その後、令和2年度に初めて寄附額が11億円を突破し、昨年度まで10億円前後を維持しております。また協力事業者も年々増加し、8月末時点で約600件の返礼品を揃えることができしており、大きく貢献していただいております。

次に、企業誘致アドバイザーの活動状況と成果についてお答えします。

ふるさと宇土応援寄附金業務と同様、令和5年度から、企業誘致業務が企画課から商工観光課へ移管された事に伴い、現在、商工観光課で企業誘致アドバイザーを1名雇用しています。主な活動状況としましては、市内の既存誘致企業に対する定期的な企業訪問や、市に立地している企業又は立地を検討されている企業に対し、新設や増設の際に活用できる優遇制度の紹介等の業務を行っております。

これまでの成果についてですが、宇土市土地開発公社が整備を行いました緑川工業団地や花園工業団地の完売に貢献されています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 部長から答弁がありましたけれども、今後の活動につきまして質問いたします。このアドバイザーの方は、本市の公募によって応募されて来られたと思います。そして、市の幹部の方の面接を受けて、本市のアドバイザーに採用された方々だと思っております。まず応募されたということは、担当の職務に経験と熱意そして行動力があるということ、本市の面接をされた方々が認められて、そして採用されたと認識しております。今後、アドバイザーの方の成果がさらに上がるためには、仕事がしやすい環境づくり、また必要な活動経費が必要かと思っております。この活動経費の中身ですけれども、例えば、事業所等々を訪問される際には、手土産が必要です。私どもも視察とか要望に行く際は、手土産を持つ

ていきますけれども、こういったアドバイザーの方々が行かれる際には、そういった手土産も必要かと思っております。また、場合によっては、そちらの相手の企業の方々、担当者の方々と意見交換会あるいは食事会もあるかと思えます。そういったことは、今どうなっているかわかりませんが、多分、自費じゃなかろうかというふうに危惧しております。そういったことだと思いますけれども、今後こういった支援及び活動をやっていくのか、経済部長に質問をいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

今後の企業誘致アドバイザーの活動につきましては、国家プロジェクトとも言えるTSMC関連の情報収集はもちろんのこと、秘書政策課が進めています土地開発事業と連携し、県内外の企業の情報収集に努め、市への企業誘致に最大限に生かしていきたいと考えております。

昨年度までは、コロナ感染症により各業界の総会等も自粛されておりましたが、5類に移行後は、各企業を交えた意見交換会等が数多く開催されております。本市としましては、各業界の情報収集の場として、意見交換会等に出席する必要があるため、その際の負担金について、本定例会の補正予算として上程させていただいております。

また、企業誘致業務に関しては、相手に合わせた臨機応変な対応が必要になることから、今後、事業予算の中に折衝等に必要経費を予算化できないか、財政部署とも協議・検討し、効果的な企業誘致活動を展開してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 部長の答弁がありましたけれども、このアドバイザーの方々には宇土市のために、あるいは宇土市の発展のために活動しておられます。支援対策が必要だと思いますので、担当部署の所属長の皆さん、幹部の皆さん、よろしく願いをいたします。また、先ほどふるさと納税アドバイザーの方の雇用によって、この寄附金が大幅に増えたというようなことでありました。民間ならば臨時ボーナスがあっていると思いますけれども、本市におきましても、功績があった人にはですね、相当の配慮の検討を是非お願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、三つ目の最後の安全・安心なまちづくりについて質問します。内容は、「電話で『お金』詐欺」事件の被害未然防止の取組についてです。この詐欺事件につきましては、この熊日の8月10日付けの新聞に、射程という記事がありますが、ここに取り上げられました。ちょっとそこの一つを読ませてもらいますけれども、「電話あるいはメールで、高齢者を言葉巧みに誘導してお金を騙し取る特殊詐欺、熊本県警は2022年から「電話で『お金』

詐欺」と呼び、未然防止に力を入れているけども、被害は依然として無くならない。県内では8月、数千万円に上がる高額被害が相次いで判明した。」というのであります。この「電話で『お金』詐欺」の手口といたしましては、最初の頃、オレオレ詐欺とか還付金詐欺、あるいは当選詐欺とかいろいろありました。私の身近な辺りも、オレオレ詐欺に引っかかるようになりました。おばあちゃんが1人でいたときに電話がありました。「私、私。」と、そのおばあちゃんは名前を呼んでですね、「誰々かい。」「うん、そうそう、私、私。」「何かい。」「ちょっとお金がいるけん、ばあちゃん、送ってもらってよかね。」「分かった、分かった。」と、そして切られました。昼上がりに両親が、農家ですので家に帰ってまいりまして、ばあちゃんが、「誰々からこうして電話があったぞ。」と「お金を送ってくれという話だったぞ。」といったことで、この両親がえっと思って、すぐ娘に電話をしたわけです。すると娘が出て「私、電話してないよ。」と「それは詐欺よ。」ということで、未然に振り込まないで済んで、おばあちゃんはもう用意して、昼から郵便局で振り込む予定だったということでした。還付金詐欺につきましても、身近で発生いたしました。「市役所からです。還付金が出ましたのでお知らせします。近くのコンビニに行って電話してください。」と、内容は別としまして、そういったことでしたので、還付金があるならもらわないと、といったことでコンビニに行きまして、そこでやり取りして、言われたところに電話して、そして相手が「ちょっとお待ちください。銀行の方と代わります。」と、すると銀行の方も「銀行の誰々です。」と、「まず通帳の残高を教えてください。」と、それを教えて、「じゃあ、市のほうから還付金を入金します。その前に幾らみずほ銀行に入金してください。」と、その方は「今まで市にいろんな保険を払っているのは、肥後銀行だったけどな。」と思われて、「ちょっと待ってください。」ということで、肥後銀行に電話されて、「こういった行員さんはおられますか。」「いえ、おりません。何ですか。」と、「こういうことです。」「それは還付金詐欺と言いまして、詐欺に騙されているんですよ。」ということで、本人も我に返って「ああ、そうだ。」というようなことで、これも未然だったということです。併せて、このパソコンを使っているとですね、ぱっと「システム障害になりました」と、「ここをクリックしてください」といってクリックしていくと、いろんな金を請求する。併せて、そういったパソコンあるいはアダルトビデオを見ているときに、ぱっと「有料です」と出てくると、すると「どこどこに5万円送ってください。」と、これは結構そういった被害といいますか、相談が多いと。中には5万円を送れば、それで済むならばということで送った人もいるみたいです。そういったことで、この「電話で『お金』詐欺」が相当数あっているというのが現実です。皆さんのスマホにも、メールが来ると思います。本市におけるこういった被害がないように、この被害未然防止対策、この取組の現状につきまして市民環境部長に質問をいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

全国的にいわれる「電話で『お金』詐欺」が大きな問題となっております。県内においても8月に入り、玉名署と八代署の管内において、それぞれ約3,500万円を騙し取られる事件が相次いで判明しております。

これらの事件を受けて、熊本県、銀行及びコンビニ等で構成される特殊詐欺の被害をなくす県民の会においては、注意喚起のために、被害や疑わしい電話が一定数確認された場合にはアラートを発令することを決定し、8月から運用を始めております。

本市における「電話で『お金』詐欺」を含む防犯対策の現在の取組状況としましては、例年秋頃に宇城警察署の御協力をいただき、各地区公民館を訪問し、地域住民を対象に交通防犯教室を開催しております。この中で防犯に関する内容としましては、宇城警察署生活安全課の職員の方から、「電話で『お金』詐欺」に関する内容を含め、宇土市の犯罪情勢や犯罪に巻き込まれないための講話などを行っていただいております。

また、コロナの影響により、令和元年の取組が最後となっておりますが、宇城警察署・宇城地区防犯協会に御協力をいただき、市内金融機関において、振込詐欺防止キャンペーンを行ってまいりました。こちらは今年コロナも5類に移行したことから、改めて取組を再開する予定です。さらに、宇城警察署からの要請等に基づき、本市の防災行政無線による住民に対する注意喚起なども行っております。

そのほか、国民健康保険の高齢受給者証交付説明会の際に行う講習等の機会を捉えて、啓発チラシ等の配布もしております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 部長から答弁がありましたけども、この被害防止のための活動は令和元年から中断していると、4年間活動がなかったということですけども、そのコロナの中でも工夫すればやり方はあったんじゃないかと思っております。第6次総合計画の策定に当たりまして、市民アンケート調査がっております。その中で、「将来、どのようなまちを目指したらよいと思いませんか。」というような質問がっております。前期の市の計画です。これによりますとですね、高校生と一般市民の方を分けてありますけれども、一般市民の方の回答では、1番が「医療・福祉が充実」、二つ目が「災害に強い」、三つ目が「犯罪が少なく、安心して暮らせるまち」。高校生も同じようです。高校生の宇土市の将来像、目指す将来像は何がいいかということで質問がっておりますが、その中で、3番目が「犯罪が少なく、安心して暮らせるまち」。ベスト3です、お互いに。お互いといいますか、高校生と20歳以上の方のアンケートではですね。そういったことで、犯罪が少なく安心して暮らせ

るまち、要するに、交通事故防止あるいは防犯対策に市民の方は大いに期待をしているところ。また、この後期基本計画の中の防犯対策の推進の中でですね、うたわれております。

「広報による周知や警察署と連携した防犯教室等を実施し、詐欺などの防犯対策を市民に周知・啓発します。」というようなことが、この施策に挙げてあります。先ほど熊日の射程ということで、冒頭申し上げましたけれども、この対策の中にもですね、ここに考えが、対策があります。読んでみますと、「この詐欺の被害防止には、防災と同じ考え方ができるのではないか。本人が電話の内容を疑う自助、家族や金融機関が本人に声をかける共助、警察や行政による摘発や啓発などの公助、どれもが欠かせない。」というようなことでありました。要するに、宇土市においては、啓発活動が中心になるかと思いますが、今後の取組につきまして、市民環境部長に質問をいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

「電話で『お金』詐欺」事件の被害未然防止のためには、ただいま議員がおっしゃるとおり、自助として本人が詐欺ではないかと疑うこと、共助として家族など周囲が気づき声かけをすること、公助として警察や行政が摘発、周知啓発等を行うことが重要であり、そこで市が取り組むべきことは、未然防止対策としての啓発活動だと考えております。

現在、市が行っている取組は、交通防犯教室を受講したり市のホームページにアクセスする等、関心のある住民の方に自発的に情報を取得していただくものが中心となっております。今後は、関心の薄い住民の方にも、市から情報を届ける努力をより一層行う必要があると考えております。

そこで例えば、年金が口座に振り込まれる偶数月の広報紙に、「電話で『お金』詐欺」に関する記事を掲載することや、地域住民の最も身近な相談相手である民生委員さんに御協力いただき、高齢者世帯を訪問する際に「電話で『お金』詐欺」に関する注意喚起をしていただくこと、また、お元気クラブなど高齢者の方々がよく集われる行事やイベントなどでも、注意喚起を行うなどの新たな取組を関係機関の協力を仰ぎながら、今後行ってまいりたいと考えております。

本市の住民が「電話で『お金』詐欺」の被害に遭わないように、また、第6次宇土市総合計画後期基本計画で掲げる防犯対策などの推進の実現のため、今後もより一層、警察や消費生活センター等の関係機関と連携協力し、タイムリーかつ的確な情報を発信し、市民への啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 部長の答弁がありました。今の答弁の感想ですけれども、市民のア

ンケートでは、そういった交通事故防止や防犯に力を入れてもらいたい、将来こういったまちづくりをしてもらいたいという要望と、今の取組を比較しますと、私は取組が不足していると感じました。さらに、熱意と工夫が必要かと思います。いろんなやり方はあると思いますけれども、例えば、高齢者が集まる機会を一つとして、私もですけれどもお寺、彼岸のお説教といいますか、彼岸の日にはお寺で講話があります。いわゆる自分たちはお説教ということによっておりますが、その際、講話された御住職さん等にですね、最後に1分でも2分でもいいですから、こういった詐欺事件があつていますと、事例を伝えてもらって、「ばあちゃんたち、じいちゃんたちに注意してください。」と一言かけてもらう。お寺の講話の際、あるいは市の職員の方が介護の認定で高齢者のお宅を訪問されると思います。認定の調査が終わってから、「ばあちゃん、じいちゃん、こうやって今流行っていますので、注意してください。」と、もし高齢者の方が被害に遭って、何十万、何百万搾取されたという場合、先々不安、やがてもう先々は絶望ですよ。こういったことのないようにですね、いろんな形で高齢者の方々に声をかける機会はいろいろあると思います。また、交通安全や防犯等に関する業務のアドバイザーもおられます。アドバイザーのほうの活動も大いに期待をしております。第6次総合計画にありますように、防犯対策は必要であります。私が思うに、市役所職員の一人一人が広報マンとして、そういった機会があれば注意を喚起する。要するに市長が言われるいわゆるゼロ予算です。市民の方が、市民と接する際にですね、例えば高齢者の集まる挨拶される中で、最後に、「今どこどこで何十万、何百万を取られた詐欺があつております。じいちゃん、ばあちゃん、注意してくださいね。」と、それから先ほど言いましたように、できれば市役所職員の一人一人がですね、広報マンとしての自覚をもって、高齢者と接するときにそういったことをやればですね、その防犯対策といいますか、大いに盛り上がるのではないかと考えておりますので、この点の御検討もよろしくお願いをいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時から会議を開きます。

-----○-----

午前10時52分休憩

午前11時05分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

13番、野口修一君。

○13番（野口修一君） 皆さん、おはようございます。宇土市政研「志」の野口です。今回の一般質問はユニバーサル社会、学校運営、地区公民館について質問させていただきます。

執行部におかれましては簡潔明瞭な回答をお願いして、これから後は質問席より質問させていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 最初のテーマは、ユニバーサル社会についてです。一人も取り残さない社会づくりを最近ではSDGsの考え方が使われていますが、10年ほど前に福祉の考え方であって注目されたのが、インクルーシブというものでした。インクルーシブは、日本語では社会包摂と訳されていました。SDGsと同じように、一人も取り残さないというものです。そこで、再確認のためにインクルーシブとは何か。説明できる範囲でよいので報告ください。健康福祉部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

インクルーシブという言葉は、全てを包括する、包み込むという意味で、インクルーシブ社会とは、障がいの有無や年齢、性別、人種等にかかわらず、あらゆる多様性を自然に受け入れ、支え合い、お互いに認め合うことで、全ての人が共に生きる共生社会のことを言います。共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加ができるような環境になかった障がい者等が、積極的に社会に参加し、貢献していくことができる社会とされています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 言葉の説明と現状をお聞きして、全てを包括する、包み込むことが現代社会で実現へ向けた動きになっているかが課題と思っています。全ての人を一人も取り残さない崇高な目標です。しかし、現実社会はそう理想のようにはなっていません。なぜこんなことを言うかといいますと、妻が社会福祉士で、熊本市内の医療法人が担当する地域包括支援センターで長く働いています。妻が相談を受ける様々な家庭の環境を聞くと、後期高齢者の相互介護どころか、家庭内に重度の障がい者がおられたり、中年のひきこもり、病気入院中の子どもの着替えを届ける高齢の親、問題のある家庭は課題が輻輳しているケースがあることです。

そこで、次の質問です。5月の新庁舎で新たに始まった福祉のワンストップサービスふくしの相談窓口の状況について、現状を知るためにどんな内容が多いのか、高齢者対応、子育て対応、障がい者対応に分類して報告ください。特に、インクルーシブ社会の視点から、重要と思える事例があれば紹介ください。健康福祉部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、ふくしの相談窓口について御説明します。

この窓口は、困りごとがあり相談したいがどこに相談してよいか分からない、課題が複数あって整理ができない、計画的にお金が使えず生活に困っているといった悩みを抱える市民の相談に対応します。また、課題が高齢・障がい・子育て・生活困窮など分野をまたいでいるケースについて、それぞれの関係課・関係機関だけでは解決が難しい場合などに、それぞれが連携を進める際の旗振り役として、課題解決のための支援を行います。

本年5月8日、市の新庁舎供用開始に合わせて、福祉課にふくしの相談窓口を開設し、約4か月が過ぎました。8月24日現在のこれまでの利用状況は、主たる相談内容が、高齢者に関するものが18件、生活困窮に関するものが13件、障がい者に関するものが10件、その他が10件でした。なお、これまで子育てに関する相談は受けておりません。

野口議員のお尋ねにあります、インクルーシブ社会の視点から、解決を図るべき御相談は今のところ受けておりませんが、複合的な課題のある相談の一例を紹介しますと、要介護状態の親と、ひきこもり傾向にある50代の親子同居世帯について相談を受けております。親御さんには認知症症状の進行が見られますが、子どもさんによる介護が十分にできておらず、今後、在宅での生活が困難になることが予想されています。一方、子どもさんは無職で収入がなく、経済的にも自立できていない状況です。ふくしの相談窓口では、認知症が進行する親御さんについては、成年後見制度の利用や今後の生活の場としての施設入所などについて、関係する支援機関と連携し、検討を進めております。また、子どもさんについては、ひきこもり傾向の解消や生活の自立に向けた支援を検討しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 詳しく事例を紹介いただきありがとうございます。こんな小さな自治体でも、心配ごとを抱える家庭があることをお聞きして、妻の担当する熊本市南区の人口4万7千人の託麻エリアの相談の話と重なり、市民生活の安寧を心配します。まだ始まったばかりの相談業務ですが、市役所を最後の相談場所としてくる市民の思いを受け止めていただき、難しい対応にはなるとは思いますが、より良き生活支援ができるよう配慮をお願いいたします。

次の質問に移ります。全ての人が生活できるユニバーサルなまちづくりについてです。これは経済建設常任委員会の内容ですが、質問の前に少し御紹介したいので、熊本地震で宇土市が助かった話をさせていただきます。平成12年、2000年10月22日、宇土市の市民グループ、環境共生ネットワーク宇土が主催した、車椅子に乗って市街地のバリアフリーの状況を検証する活動をやりました。最初の資料の1です。朝日新聞で紹介された宇土駅を調査したときの状況です。当時は熊本県内の市民団体が、低床電車や低床バスの導入の働き掛けなど、バリアフリー化の取組を推進していました。その活動団体の一つが環境共生ネッ

トワーク宇土、主催されたのは歌野秀子さんでした。その頃、熊本県知事に潮谷義子さんが就任され、推進されたのがユニバーサルデザインでした。以来、熊本県内では、バリアフリーの考えからユニバーサル社会の取組が進んできました。環境共生ネットワーク宇土は、二度の市街地調査後に報告会を開催し、その会場に来られた当時の田口市長が「来年からバリアフリーのまちづくりに取り組む。」と意見を述べられ、翌年から市民から資金と募る福祉公募債を活用して、学校や図書館を手始めに、施設・市街地のバリアフリー化を進められました。私も藤井議長もメンバーだった環境共生ネットワーク宇土は、解散して久しいので、その後の市の事業検証はなされておられません。元メンバーの1人として、現在の宇土市のバリアフリー化について検証したいと思い、質問します。7年前に地震もありましたが、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進について、これまでどんなことに取り組んでこられたのか報告をお願いします。建設部長をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

本市では、国や県がバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進する中、高齢者や障がいのある方など全ての市民が安全で快適に利用できるように、道路、建築物などの公共施設について、バリアフリー化やユニバーサルデザインによる整備に取り組んできました。

本市のこれまでの取組としまして、まず、宇土駅周辺の整備では、宇土駅自由通路において、車椅子が向きを変えないで利用できる前後に扉を設けたエレベーターの設置、駅東西の各広場においては、多目的トイレや街路灯の設置、雨天時利用に配慮し、障がい者用を含め、バス、タクシー、一般車両乗降所への屋根の設置を行っています。

また、駅周辺施設全体において、視覚障がい者のための点字ブロックを設置しています。

次に、市街地における道路整備では、宇土駅西口から宇城斎場前交差点までの市道宇土駅本町線と、ながまつ呉服店の交差点から宇土小学校までの市道北段原線においては、車道と歩道の段差があるマウントアップ型の歩道を、車両乗入部や横断歩道部の傾斜を改善するため、車道と歩道との段差を少なくしたセミフラット型に改修を行い、併せて、点字ブロックや街路灯を設置しています。

また、南段原町のセブンイレブン前交差点から神馬町の小規模多機能ホームよんなっせまでの市道南段原線や市道宇土駅東中央線、現在、整備を進めている神馬町の都市計画道路北段原線においては、計画の段階からセミフラット型の歩道とし、点字ブロック・街路灯を設置するところで整備を進めています。

最後に、建築物では、宇土幼稚園、各小学校・中学校、市民会館、図書館については、エレベーターをはじめ多目的トイレ、スロープ、手すりの設置、ecowin宇土アリーナ、各地区トレーニングセンターなどについては、多目的トイレ、スロープ、手すりを設置して

います。そのほか、段差がある地区公民館には、スロープや手すりを設置しています。

また、熊本地震以降に建設した市役所本庁舎、網津防災センター・網津支所、中央公民館、老人福祉センター、花園幼稚園、災害公営住宅、現在建設を進めている網田コミュニティセンター・網田支所については、計画当初からユニバーサルデザインに配慮した施設として整備しています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。本当にいろんなことに取り組んでおられることが理解できました。説明資料の朝日新聞の記事の掲載から、宇土駅の建て替えにつながったんですけれども、実は、JRは何もしなかったのではなくて、宇土駅のバリアフリー調査の翌月には、人の乗った車椅子を乗せたまま階段を昇降できる機械を導入していただきました。もともとこのバリアフリー調査は、ケアプラザの方が熊本へ行くときに行きは宇土駅から乗り、帰りはエレベーターのある八代駅まで一度行って、宇土駅に帰る苦勞があったのですけれども、その翌月からその問題は解決しました。それと新駅の周辺において、視覚障がい者のための点字ブロックが設置されたことは、大いに賛同するところです。本当にありがとうございました。

次の質問に移ります。観光地におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザインの取組についてです。これも委員会の一つですけれども、もう流れの中で質問させていただきます。私を見る限り、市街地においてバリアフリー化・ユニバーサルデザインの取組は進んでいるようですが、まだ足りていないと感じているのが観光地周辺についてです。特に注目しているのが、海外からの観光客対応も含め、宇土市の観光地の御輿来海岸の展望台広場とそこへ至る道、住吉海岸公園の長部田海床路周辺、立岡自然公園の桜の回廊と駐車場周辺の3か所です。今、コロナ禍後の観光ブームが始まっているので、バリアフリー化とユニバーサルデザインがどうか気になっていきます。そこで今後の取組はどうか、それぞれについて御説明ください。経済部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

初めに、御輿来海岸干潟景勝地の展望広場についてですが、現在の展望広場の敷地内に、新規に男女及び多目的トイレを設置する計画となっております。身障者用駐車場につきましては、トイレの横に整備することで、車椅子で利用される方等に使いやすい動線となるよう計画しております。また、QRコード付きの、日本語・英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語に対応した多言語案内板の設置についても検討してまいります。

次に、住吉海岸公園と長部田海床路周辺についてですが、近年、多くの観光客が訪れる場

所となっている本公園は、昨年7月に、人気漫画ONE PIECEのキャラクターであるジンベエの銅像が設置され、さらに、8月4日に直売所がオープンしたことに伴い、今後はさらに注目を集め、国内外からの観光客の増加が期待される公園となっております。このように観光客が増加している状況を踏まえ、昨年度、駐車場を暫定的に拡張し、また、長部田海床路入り口には多言語案内板を設置しております。

今後の取組としましては、昨年度暫定的に拡張した駐車場の舗装や照明施設の増設に加え、車椅子の方などの移動を考慮し、既設トイレから海岸線へアクセスするための歩道舗装やジンベエ像周辺の舗装を計画しております。また、海外からの観光客にも本公園の概要が、分かるように、国道から見える位置への、QRコード付き多言語案内板の設置についても検討してまいります。

最後に、立岡自然公園の桜の回廊につきましては、歩行者用の周回路を通行していただく形となりますが、安全面で支障はないか等、関係部署と連携し確認を行ってまいります。また、QRコード付きの多言語案内板につきましても、先述した観光地と同様に検討してまいります。

本市としましても、観光地のバリアフリー化やユニバーサルデザインへの取組は重要であると考えております。いずれの観光地につきましても、自然環境との調和を図りつつ、観光地を来訪される方に対し、安全で快適に利用できるよう工夫し、可能な範囲で整備してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。新しいシステムを加える形での整備は賛同するところです。宇土市の観光地は、立岡の桜は以前から有名でしたが、御輿来海岸の干潟と夕陽、長部田海床路の海の道、ONE PIECEのジンベエ像は、SNS等の通じた人気の高まりにより、最近始まった観光地化で人が集まっています。コロナ禍後の観光ブームが始まる今、多様な観光客に対応できることが大事です。御輿来海岸、住吉自然公園、長部田海床路、立岡自然公園は、宇土市が誇る観光地です。訪れる人が行って良かったと思いに残るような準備をお願いいたします。

次のテーマ、学校のプールについてに移ります。2年前、会派で市内の中学校の施設見学をしました。住吉中学校のプールに見学に行くと、体育担当の教師がプールにビニールホースで水をためていました。「何をしているのですか。」と尋ねると、「水ためです。何日もかかってためます。」との返事でした。大変な手間をかけ、プールが維持されていることを知りました。それと7年前のことですが、新しくなった網津小学校のプールに、地震後の水害で泥水が流れ込んで使えない状況が続きました。結局、排水機を使い泥水を排出すること

になりました。プールが水害に見舞われること自体がまれなことですが、施設があればあるで維持管理が大変です。以前の話ですが、我が家の娘たちが小学校に通った頃は、夏休みにプールに行くのが一番の楽しみでした。しかし、現在の小学校は、授業以外プールを使うことはありません。そんなことから確認したいのが、小中学校のプールの利用状況と維持管理について、費用も含め報告ください。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、小中学校のプールの利用状況については、主に体育の水泳の授業として、毎年6月から9月までの間、学校によって利用期間は異なりますが、約2か月間利用されております。

次に、プールの年間の維持管理費用につきましては、例えば、宇土小学校では、水道代に約80万円、薬品代に約17万円、プールろ過保守点検代に約8万円の経費がかかるほか、電気代、修繕代、備品購入等も必要となりますので、概算ではありますが、合わせて120万円程度かかるのではないかと想定しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 宇土小学校のプールを例に経費を報告してもらいましたが、生徒数が少なくても、各小学校も同様の経費が発生しています。それと網津小プールの建設には、本体工事と周辺含め、総額2億円近い費用がかかったと記憶しています。今、夏休み開放がない状況や、もともと教師は水泳の専門的指導を学んだ経験は少なく、指導にも不安があることが多いと想像します。今年の夏、福岡県の小学6年生3人が川で溺れた事故から、水泳は自らの命を守ることにつながる大切な学びです。そんなことから次の質問なのですが、3年前、熊本豪雨の後、人吉市の温泉旅館嵐楼の隣の住宅に、泥出しの災害ボランティアの活動に行きました。その住宅のオーナーは、人吉スイミングを運営されている方で、休憩時間に保育園の水泳指導と、近所の小学校の夏休みの水泳教室を委託されてやっています。

「宇城スイミングとも以前から交流があります。」と話されました。以来、7年前の網津小プールの水害後の泥出し排水や、住吉中のプール維持管理から、民間のスイミングスクールの専門知識のある指導者に泳ぎを教えてもらったがよいのではと、思うようになりました。そんなことは誰でも考える取組と思うのですが、今年6月に熊日の特集、資料2ですけれども、熊本市の小学校の水泳指導をスイミングスクールに委託する新しい試みが紹介されました。宇土市内の小学校でも、近々プールの再建が必要な学校があるかは分かりませんが、まだ、熊本市でも試験的な取組ですが、建設費や維持費の費用対効果や教師の水泳指導の負荷軽減にもつながる水泳指導の民間委託は可能かについて、考えをお聞きます。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

プールを改築するか、民間のスイミングスクールを活用するかは、改築と民間活用の費用を比較する必要があると考えます。熊本市では、昨年度から水泳の授業を民間のスイミングスクールで実施するモデル事業に取り組んでおられますが、熊本市の試算では、改築する場合の維持管理費も含めた年間コストを耐用年数である50年間使用とした場合、約425万円と試算しており、民間活用のプール使用料や指導料等を含めた経費を、児童生徒一人当たり年間9千円とした場合、児童数472人以下であれば改築するより、民間のスイミングスクールを活用するほうが安くなるとしています。

これらを参考に本市に当てはめると、宇土小、花園小を除く小学校につきましては、改築するより、民間のスイミングスクールを活用するほうが安くなるということになりますが、実際には、スイミングスクールへの移動時間等も考慮する必要がありますので、活用できる学校は限られてくるものと思われまます。

しかしながら、民間のスイミングスクールの活用は、プールの維持管理費の削減はもとより、教職員の負担軽減や専門的な指導を受けられるなど、多くのメリットがあることを十分認識しているところでございます。

このようなことから、本市においては、現在のところ大規模なプールの改築は予定しておりませんが、今後、改築や高額な機械の交換を行う必要がある場合には、民間活用も視野に入れ検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 熊本市の状況も含め、詳しく報告いただきありがとうございました。

建設費を含め年間425万円の費用がかかっているということは、もし150人以下の生徒数の小中学校を例にすると、一人当たり結構な費用になります。また、スイミングスクールのインストラクターから指導を受けることは、子どもたちにとってもメリットがあります。水難事故は夏だけのことではありません。民間スイミングスクールは一年中泳げる環境で、夏だけの学校のプールの授業と違い通年でできますし、同じ指導者から6年、さらに3年指導を受けることも可能となります。是非、そういう時期というかプールの維持管理を考えると、長期に取り組むべきだと思いますので検討をお願いいたします。

次のテーマに移ります。学校の特色というか、他地域へアピールする学校づくりの話です。最近、中学も私立中学への入学が増え、高校の授業料無償化の影響もあり、地域外の私立中学、特に中高一貫校の入学者が増えています。私立中学は個性的なカリキュラムに加え、特待生、奨学生の優遇があるので、子どもを入学させたいと思う保護者が増えたと思います。

何でこの質問かといいますと、宇土市の西部地域の小中学校、緑川小、網津小、網田小、住吉中、網田中の生徒減少はとどまることなく進んでいます。そこで、校区外から生徒を呼び込もうとする取組が、網田小・中の小規模特認校です。そんな状況で、スポーツに夢を持つ少年の話です。宇土市サッカー協会の指導者のお孫さん、網田在住ですが、中学校は鹿児島の神村学園に進学されました。神村学園の勧誘もありましたが、いわゆるサッカー留学です。神村学園は中高一貫校なので、そのまま高校も同じと思います。私立高校は、子ども集めに多様なプログラムで取り組んでいます。また、私立高校は人気が高まっていると熊日新聞の8月31日の記事にありました。資料3です。熊本市内の私立高校、特に中高一貫校の取組に注目をしています。これから公立学校に必要なのは、子どもに学ばせたいと思う特色のあるカリキュラムがあるかで、保護者が選択する時代と思います。このテーマで、これから四つ質問をするのですが、まず初めに、確認のために宇土市の各小中学校のカリキュラムで、特色というか、学校特有なカリキュラムなどがあれば報告ください。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

各小中学校では、学校の強みや地域の強みを生かした特色ある取組をされています。代表的なものを申し上げますと、花園小学校では、6年生において国語・算数・社会・理科・外国語において教科担任制をとっており、学級間の差をなくすとともに、より専門的な学習ができるようにしています。

走潟小学校では、マルメロの栽培を地域の協力を得ながら行っています。

網田小・中学校では、小規模特認校制度や中学校教師による小学校での授業や小学生の中学校登校のほか、小中合同の遠足や運動会など小中が連携した取組がなされています。

また、網田中学校では、地元の柑橘類を生かしたアイスづくりなどにも取り組んでいます。以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。私自身が授業を見ていないので、報告を聞き、普段の授業の数時間程度を使っているカリキュラムの印象です。公立学校の教師は、文科省の指導要領からはみ出す授業はやっていないように思います。しかし、長女が中学に入学した頃始まった総合学習の時間は、すばらしい内容の学習をやっていました。資料4です。ここに厚い資料がありますが、全部は載せておりません。学習のために、住吉校区内にある土と石に関する現場視察をまとめたものです。我々も聞いたことのないような史実について、広範囲に現地調査、文献調査し、中身を掘り下げています。郷土を知ることはとても大事で、地域を歩くと人と接します。当時の総合学習時間は25時間使っていたと聞きました。深く調べるからこそ地域から評価され、生徒自身に郷土愛が生まれるんだと思った経

験でした。しかし、総合学習の発表は、最近ではコロナ禍もあり聞く機会がなくなりました。アイスクリームづくり、マルメロづくりを今年は是非聴講に行かなければと思っています。

そこで次の質問、宮城県塩竈市の離島の小規模特認校についてですが、なぜこの質問をするかを理解してもらうために、我が家の娘2人が通った無認可保育所やまなみこども園についてお話をします。園は、熊本市の動物園近くにあります。当時の園舎は古い木造賃貸アパートを改装したもので、敷地も狭く、園庭はありませんでした。ですから、近所の公園や江津湖の近くの都市公園、動植物園に毎日出かけて遊んでいました。長女が小学校に入学するとき、実家を建て替えましたが、地元や宇土の保育園に行かせず、次女は1時間以上かかって送迎し、3年間過ごしました。2人とも小・中・高・大学は公立学校に通いましたが、30歳を超えても、やまなみこども園で過ごしたことが一番楽しかったと今でも話をします。当時のやまなみこども園の運動会、発表会には、県内外からバスで保育園関係者が見学に集まっていました。保護者の中には、やまなみこども園に子どもを通わせるために、遠くから移り住んできていました。無認可なので減免はありませんので、3人通わせると保護者の1人分の給料がかかるのに、わざわざ遠くから通っている家族はたくさんいました。そんな経験からやまなみこども園のような小学校があるといいなと探していたとき、独自のカリキュラムで学校運営をしている和歌山県の私立小中一貫校きのくにこどもの村学園を知りました。それと文教厚生常任委員長をしていたとき、視察研修先を探す中で、山形県天童市の小学校の総合学習は、子ども一人一人の興味に合わせたプログラムを40時間実施していました。それと次の質問で取り上げる離島の小規模特認校に、何でここまで子どもが集まるのかの興味を持ったので、今年1月31日、園田議員、佐美三議員と視察研修に行ったのが、塩竈市の小規模特認校です。私はその説明を話してしまうと質問にならないので、教育委員会にまず興味を持ってもらうためと、次の質問との関係があるので、塩竈市の小規模特認校のことを分かる範囲でよいので報告ください。青い部分を押すと、浦戸小中学校のホームページに飛びますので、見ていただければありがたいです。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

塩竈市立浦戸小中学校は、松島湾内の浦戸諸島の野々島にあり、令和2年度は小学生21人、中学生22人の児童生徒が在籍しており、小規模特認校制度を利用し、全校児童生徒43人中、島内の子どもは1人で、42人は島外から通学しています。

なお、小学校は全学年複式学級となっています。

また、特色ある教育としましては、特別な教育課程を組むことができる教育課程特例校や小中一貫校としての特色ある教育課程、また浦戸の豊かな自然環境や文化、伝統、歴史など教育的価値のある地域素材を生かした教科横断的な学習の中で、探求的な見方・考え方を働

かせ、横断的・総合的な学習を行うため、浦戸諸島の自然や文化を学ぶ浦戸探求科が特別なカリキュラムとしてございます。

さらに、中学校の先生が専門性を生かし、小学校の授業を担当したり、中学校教科の免許を保有する小学校の先生が中学校の授業を担当するなど、小中一貫校としての良さを生かしているほか、島の自然を生かした体験学習や通学で乗船している時間を有効活用した学習「船勉」など、浦戸小中学校でしかできない特色ある取組も見られます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。私たちが聞いた以外のことも報告いただき、ありがとうございます。報告にあった島の小さな学校であります。43人の定員に島は1人のみ、ほかは塩竈市だけでなく仙台市、石巻市から通っていました。通学は塩釜港まで保護者の送迎、中には1時間以上かけて通う児童もいました。港から島までは、先ほど言われた「船勉」ですね、30分かかり船の中で自習時間をやっていました。現在、困っていることがあるようで、通学している生徒の弟や妹を通わせたいという保護者が増えてきたということでした。それと、別の面で驚いたのは、市議3人の行政視察に市長、教育長、教育部長、担当から詳しく説明がありました。その印象から、相当力を入れて取り組んでおられることが分かりました。その検証の様子が3枚ほどしかないですけど、資料5です。部長の答弁にありました教科横断的な学習の中で、探求的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うため、浦戸諸島の自然や文化を学ぶ浦戸探求科というカリキュラムがあるとありましたが、その中に劇を通じて表現するプログラムがありました。自らの体を使い、表現することが今とても必要な時代です。演劇の経験があるとコミュニケーション力に幅が出ることも聞きます。また、やまなみこども園関連なのですが、卒園前の発表会で卒園児はオペレッタという演劇をするのですが、40分を超える劇の台本を全員覚えて実演します。それを見に多くの保育園関係者が来ていました。さらに、卒園児の中から希望者を募り、小学1年から高校までで構成するアマチュア劇団を持っていて、その劇団に入るためにやまなみこども園に入る子どももいます。表現力を身につけさせようとする親たちが増えているのではと思っています。塩竈市立浦戸小中学校の後話が少し長くなりました。

次の質問です。和歌山県の私立きのくに子どもの村学園についてですが、浦戸小中学校ではないですが、教育委員会にまず興味を持ってもらうため、あえて分かる範囲でよいので、きのくに子どもの村学園小学校の特徴を報告ください。参考のために、先ほどのように青い部分を押すとサイトに飛びます。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

学校法人きのくに子どもの村学園は、平成4年に学校法人として認可され、和歌山県橋本市の山中に、きのくに子どもの村小中学校を開設しております。現在、福井県、山梨県、福岡県、長崎県にも同様の子どもの村小中学校があり、橋本市には高等専修学校もあります。

特色ある教育としましては、自己決定の原則、個性化の原則、体験学習の原則を大切にし、どの子どもにも感情・知性・人間関係のいずれの面でも自由な子どもに育ってほしいという基本方針で運営されています。

小学校の1週間のカリキュラムについては、プロジェクト14時間、基礎学習7時間、自由選択6時間、全校ミーティングで構成されています。

学びの中心となるプロジェクトでは、劇づくり、木工・園芸、食の研究、農業、やきもの・木工の活動テーマを持った五つのクラスに分かれ、毎年選択ができるほか、どのクラスにもいろいろな学年の子どもたちが在籍しています。

また、自分で考え行動する力、いわゆる幸せに生きる力を育み、授業を受けるだけの教育とは異なるため、宿題なし、テストなし、成績表なしで行われています。

さらに、かずとことばの学習を大切にし、算数や国語に当たる学びの中から、実生活からかけ離れた文章問題や抽象的な計算をするのではなく、生活の中で欠かせないものであると感じさせるような学習の工夫がなされています。

和歌山県外を含め多くの子どもたちが、通学又は寮生活を送りながら、伸び伸びと楽しく学んでいるようです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） やはり事務力というか調査能力はさすがだなと思います。私たちが現地で聞いたことよりも深く調べられ、まとめられた報告をありがとうございます。実は、令和元年7月22日、藤井議長、杉本元議員の3人で、和歌山県橋本市にある私立きのくに子どもの村学園の小学部の視察研修に行きました。私立の小中一貫校で、廃校の小学校跡を増改築した校舎、子どもたちは近畿一円から集まっていました。報告と重複しますが重要なので、小学校は1年から6年まで縦割りクラスの編制と、プロジェクトを1年間かけて完成させることをしながら、生きる知識を学ぶカリキュラムと学校運営について、堀真一郎校長先生自ら説明を受けました。その当時の研修は資料6です。きのくに子どもの村学園の小学校の校内の印象は、各学年、各クラスの教室があるのではなく、プロジェクトごとのエリアがあり、それぞれ動きやすいようになっていました。訪問したのは夏休み中だったので、子どもたちの様子は見れませんでした。日常は、各学校を回っておられる過密スケジュールの堀校長先生に日程調整をいただき、ゆっくりと意見交換ができました。部長の報告の中で四つ目の質問に関係ある、活動テーマを持った五つのクラス、学年選択ができるほか、どの

クラスにもいろんな学年の子どもが在籍する、宿題なし、テストなし、成績表なしの部分です。きのくに子どもの村学園は、私立の学校だからできると思われるかもしれませんが、公立の天童市の小学校、塩竈市の浦戸小中学校、後でも話しますが東京の麹町中学校など、実践されるところがちゃんとあります。宇土市でも特色あるカリキュラムを、市外からも通いたいと思える学校づくりは可能だと考えております。

次の質問に移ります。これまで学校の特徴づくりの三つの質問をしました。最後の質問のために、今年春にきのくに子どもの村小学校を参考に、札幌市近郊に私立まおい学びのさと小学校が創設されました。趣旨や運営がよくまとめてあるので、参考になるので青い部分を長押しとサイトに飛びます。参考にしながらお聞きいただければありがたいです。四つ目の質問で教育長にお尋ねしたいことは、総合学習の時間は延べ70時間あるそうですが、そのうち50から60時間を使い、きのくに子どもの村小学校、天童市の小学校のような子どもの興味に合わせたプロジェクトというかテーマを、1年間かけて子どもたちが議論しながら作り上げるカリキュラムを組むことは可能かについて、考えをお聞きします。教育長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

まず、私立きのくに子どもの村学園につきましては、私立であることから、ある程度自由な教育カリキュラムを組むことができますが、網田小学校、網田中学校につきましては、公立の学校でありますので、学校教育法施行規則に規定された教育課程や授業時数を確保する必要があり、同様のカリキュラムを実践することは難しいと考えております。

次に、塩竈市立浦戸小中学校については、国の教育課程特例校の指定を受けており、小中が併設されていることにより実現できている部分もありますので、現状そのまま取り入れることはできませんが、地域の特色を生かした学習に関しては、十分に取り入れられると考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 現状報告というか、答弁ありがとうございます。私は、総合学習の70時間のうち、50から60時間を使い、きのくに子どもの村小学校や塩竈市のようなカリキュラムを組むことは可能かと、事前相談でも話しましたので、残念なのが、きのくに子どもの村小学校は私立だから網田とは違う、塩竈市は小中一貫校だから網田とは違うの前置きの話は必要なくて、最後に説明された地域の特色を生かした学習に関して十分取り入れられるのなら、網田でどんなことが取り組めるのか。もっと具体的なアイデアを示してほしいのです。網田小・中は、今は小中一貫校ではありませんが、以前から小中連携の取組は既に

あります。それに総合学習の時間を工夫すれば、特色あるカリキュラムをつくれると考えます。少子高齢化で子どもは確実に減っています。新たな取組にスピードが必要なのです。以前に紹介した東京の麹町中学校で工藤勇一校長が実践された、宿題なし、テストなし、通知表なし、さらに担任なし。生徒が指導教師を指名することを実行され、3年も経たずに個人の能力を大きく伸ばしました。要は、担当する人々にやる気があるかではないでしょうか。塩竈市の研修で、市長自ら小規模特認校の説明を熱く語られました。宇土市外からも通ってみたくなる学校づくりには、やはり自治体トップの意気込みがなければ実現できないと塩竈市の研修で理解ができました。そこで以前、小規模特認校の質問に対して、市長は「特別な思いで網田の活性化に取り組みたい。」と語っておられたので、市長にお尋ねします。私がこれまで質問した内容について、どんな感想をお持ちか。また、通いたいと思える特色ある教育プログラムやカリキュラムで、市内外からでも子どもたちに網田へ来てもらうには、どんなプランをお持ちか考えをお聞かせください。市長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

現在、網田小学校、網田中学校では、御存じのとおりですけれども、小学3年生から始まる総合的な学習の時間において、海苔やデコポン、イカ漁など様々な網田の特産品について調べたり、地域の取組について調べたり、また体験も含めて地域に根差した特色ある学習を行っております。さらに網田中学校では、規格外の作物を使ったアイスクリームの制作も一部始まっておりますが、制作や販売を行っていく計画もあるということでございまして、今まさに動き出しているところでございます。ただ残念ながら、みんな網田の人は知っていても、網田小・中学生は知っていても、周りの人に余りアピールできていないというのが非常に残念なところかなと思っております。ただ、内容についてはすばらしいことをやっているということです。

私立だからどうこうと言われそうですけれども、先ほど教育部長や教育長が答弁しましたとおり、このきのくに子どもの村学園のように大規模に時間を確保して、特色ある教育を実践するという事は、言うのは簡単ですけれども、実際に実現性として非常に難しいところがあると思います。

しかしながら、浦戸小中学校で取り組んでおられます地域の特色を生かした教育につきましても、網田小学校、網田中学校でも引けをとらないほど、多くの学習時間を確保して、魅力あるものに取り組んでいると認識をしております。アピールができていないというのがまず第一なのかなと思っております。

このアピールができていないというところで申し上げますと、網田小・中学校でのこれらの特色ある教育については、各学年単位で個々に実践されていることでございまして、これ

らをやはりきちんと整理をして、各学年の取組あるいは縦割りの1年間全校で取り組むこととかいろいろあると思うのですが、小中学校9年間を系統立ててこの学習に当たっていくというのが、非常に重要ではないかなと思っております。

そのために、現在、網田小学校、網田中学校では、今、取り組んでいるこれらの特色ある教育を9年間通して確認し、系統的に取り組めるように小中合同で教育プログラムの作成に着手しておられるということでございます。

現在も取り組んでおられる特色ある教育をさらに系統的に見直すことで、小中学校で目指す子どもの姿を共有することができますし、より地域理解や地域愛が深まるのではないかと考えております。

さらになんですが、これらの教育プログラムの中に、私は6月定例会で、仕事やビジネスをテーマとしたというようなことを申し上げましたけれども、それを切り口として金融とかプログラミングとかを含めたところで、網田でしか学べない生きる力を植えさせる、仕事をして自分でご飯を食べていくんだというようなそういったものをですね、何とかメインにして持ってこれないかということでお話ししたところでございますが、現在、教育委員会と学校が連携し、協議・検討を進めているところでございます。これは、私はですね、一つの例として申し上げただけで、これが必ずしも仕事やビジネスでなければならないというわけではないです。大事なのは、アピールできるかどうかだと思うんです。行っている人は良さは分かる、しかし、よその人は全く何をやっているか分からない。良さそうだなと思っても、それが魅力として伝わらないということは、非常に残念なことになります。そういう意味で、アピールをするためには、やはり大きな柱、こういうのにメインでやっていく、この枝葉が、例えば海苔を使った加工品の製造であったり、販売であったりというような位置づけが必要かなと私は思っているということです。

ただ、これは私は是非実践したいと思っておりますが、これらの教育プログラムが大きく変わることになるかもしれませんが、これを実践するためには、学校はもちろんですけども、地域住民の皆さん、地元の企業さん、地元の団体またPTAなどとの連携・協力が不可欠となります。そういった多くの方々に関わっていただき、今後、地元の網田の児童生徒たちはもちろん、今特認校になっておりますので、他の校区の児童生徒やその保護者が、網田で学ばせたいと思っていただけるような学校、更には、私はこれだけでは足りないと思っていて、田舎で是非学ばせたいと思っている人、あるいは網田出身の方が地元網田に戻って、網田に住んで、網田に行って、子どもたちを学ばせたいという学校をつくりたいというのが私の思いであります。特色ある教育の中身にするのはもちろんです。魅力あることはもちろんですが、教育委員会あるいは学校が自己満足するのではなくて、教育委員会としても、市としても、学校としても、こんな学校はよそのはありませんよ、是非来てくださ

いと堂々と胸を張れるような学校にしたいと。私がやるわけじゃないというか、教育委員会だから難しいのですが、是非していただきたいというところで私は考えておりますので、教育委員会にも、是非是非この点を踏まえて、共に力を合わせてやっていければと思っているところでございます。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 熱い思いを聞かせていただきました。ありがとうございました。市長が語られるようなその学校づくりができればいいかなと思いながら、今、話を聞いていてですね。浦戸小中学校の学校存続に対して思い出したことをちょっと、原稿はないですが話しますが、もともと東日本大震災で島しょ部が津波を受けて、本体の塩竈市の市街地が助かったという話がありました。そのおかげで島しょ部の漁業も若い世代の施設がほとんど流されてしまって、若い世代が半分以上離れたという中で、学校を存続させたいという中でですね、地域の方々が学校の掃除は地域に任せてもらっていいと。教育だけしてほしいので、是非存続させてほしいという話がありました。そういう地域のやはり思いというかな、そういうことがなければそういう新しい教育も難しいんだなというふうに、塩竈市で市長や教育長から話を聞いたんですけれども、今日話していただいた市長の思いを是非教育委員会がしっかりと受け止めて、教育長も含め、本当に県内にないような教育プログラムで、子どもたちが網田に集まるような、本当に移り住んでくるような、そういう学校にしてほしいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。是非早く実現できるように、最後市長にお願いいたします。

では、次のテーマ、地区公民館の役割に移ります。私は30代から熊本市を中心に、市民活動に参加してきました。その頃よく耳にしたのが地方分権という言葉です。道州制議論もありました。そのとき学んだ中に、地域内分権とか地域分権という言葉を知りました。そんな経験から、市民活動から見た公民館の役割に関心を持つようになりました。そこで一つ目の質問は、市内7地区の地区公民館の活動状況と、そもそもの公民館の役割について報告をお願いします。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、市内7地区にあります、地区公民館の現在の活動状況についてお答えします。

宇土市公民館条例において、市内7地区のそれぞれの地区一円を対象に条例公民館、いわゆる地区公民館を設置しています。現在の地区公民館の活動状況につきましては、生涯学習の機会としまして、地域の成人の教養向上を図る成人講座、地域の人々を対象に、年間で一つのテーマについて複数回開催する生涯学習講座、子どもたちと地域の人々と協力しながら

活動する青空教室や通学合宿といった子ども地域活動を行っております。子ども地域活動においては、子どもたちの保護者が参加する活動もあります。また、地区公民館によっては、その地区の青少年健全育成協議会や社会福祉協議会の事務局を置き、地区での子どもたちの見守りや高齢者の見守り等を行っております。

次に、公民館の役割についてお答えします。

社会教育法第20条において、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。公民館は、社会教育法第24条により市が条例に基づいて設置するものであり、社会教育施設として、地域住民の生涯学習の場となっていると認識しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 現状の報告ありがとうございます。時折、地区公民館活動にお誘いを受けて参加をしています。内容は説明のようなことだろうと思います。今回の質問のために公民館について調べる中で見つけたのが、資料7です。さいたま市元職員の公民館事業に詳しい片野親義氏の著書「公民館職員の仕事」からの意見です。少し長いですが紹介します。

「地域の課題を事業に取り上げることが実現できないと、公民館事業は個人が知識・技術を身につけるだけの事業オンパレードになってしまう危険があります。公民館が地域の課題を事業で取り上げるとは、地域づくりの主体を形成する学べる拠点として設置されている公民館の基本的役割に関わる問題です。地域づくりは地域に存在している一つ一つの課題を解決することによって、初めて実現されていくのではないのでしょうか。公民館における学びが単に知識と技術を習得するものであったら、公民館としての役割を果たすことはできなくなってしまいます。」とあります。これからすると、宇土市の地区公民館は、個人が知識と技術を身につけるだけの事業オンパレードになっていて、その機会がとても少ない。片野氏の著書に、公民館の理念と役割が三つ挙げられています。「一つ、民主主義と平和主義の理念を身につける。二つ、文化の薫り高い人格を磨く。三つ、地域に産業をおこし、地域の政治を立て直し、地域の生活を豊かにする。」に照らすと、宇土市の地区公民館はどんな考えと役割をしているのか。本とその現状は違うと思いますけれども、今回なぜ公民館の質問をするかといいますと、3年前から網津小学校で戦争講話をしています。2年前、網津公民館長から網津の歴史について講話の依頼があり、市内の地区公民館の活動に関心を持つようになりました。まだ質問の準備中に思い出したのが、鹿児島市の校区公民館活動でした。その活動を宇土市に役立てたい思いから、次の質問をします。昭和50年代後半、鹿児島市の赤崎市長が取り組まれた校区公民館活動について、分かる範囲でいいので報告をしてもらい、

宇土市の現状と比較をして感想もしてもらえればありがたいです。青い部分を押すと掲載された論文のサイトに行きつきますので、興味ある方は読んでみてください。では、教育部長をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、鹿児島市の校区公民館活動について報告いたします。

鹿児島市では、昭和48年以降、市内全ての小学校区を対象に、市民自らが住みよい地域づくりに取り組むことを目指し、校区公民館を制度化しました。以降、小学校の敷地内及びその周辺に校区公民館を設置してきました。施設の建設と維持に係る経費は市が負担し、管理は小学校に委ねる形となっています。事業は、校区住民の代表などで構成する校区公民館運営審議会が企画運営し、女性学級、成人学級及び講演会等の生涯学習のための事業、校区文化祭などの地域の文化振興のための事業、夏祭りや市民あいさつ運動、花いっぱい運動などふるさとづくりのための事業、校区運動会など健康づくりのための事業、町内会、あいご会等の役員研修、ボランティアの発掘と活用によりグループ・団体を育成する事業といった活動を行ってきました。特に、公民館独自での成人式や卒業お別れ会といった、子どもたちや若い世代が参画する公民館行事の開催や、繁華街や夜間等を含む地域パトロールといった活動も行っています。なお、現在では、公民館運営が校区公民館運営審議会から地域コミュニティ協議会に移管され、住民の身近な生活圏である小学校校区を対象に、地域住民の生涯学習の場となるとともに、青少年健全育成に伴う地域課題等を解決するための校区コミュニティ活動を進めています。

次に、鹿児島市と比較した本市の現状について申し上げます。

本市におきましては、条例公民館としての地区公民館が各地区に1館ずつあり、鹿児島市の校区公民館と対象とする区域は近いものがあると思われま。しかしながら、本市の地区公民館で行う事業については各種講座の開催が主であり、運動会や文化祭といった地域内交流を目指す行事、特に公民館独自での成人式や卒業お別れ会といった、子どもや若者たちを対象とする行事がありません。また、声かけや見守りといった、公民館が主体となったパトロール活動も行っておりません。今後は、こうした活動が公民館でできるよう模索していく必要があると考えています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 本当に詳しく報告ありがとうございました。映像で私は見た限りなんですけど、こうやって文書で見ると詳しく分かるんだなというふうに思いました。鹿児島市の校区公民館の主な目的の一つ、報告にもありましたけれども、読みますと、青少年健全

育成実行委員会の開催や子ども会の育成、校区外郊外補導の健全育成に関する事業、先ほどの夜のパトロールも含めてですが、先ほども紹介がありました小学校が主催する卒業式以外に、公民館が主催する小学校があったり、年間100近い行事やイベントが組まれているのですが、子どもが多く参加できる企画はとて多いこと。先ほどの保護者だけでなく校区の有志がチームを組み、夜の繁華街をうろつく中高生の声かけ活動を毎週末やっていることなどでした。地域の大人へのインタビューでは、「地域の子はどこの子であれ、下の名前で呼ぶ。」と話していました。子どもは地域が育てる考え方が浸透しているので、少年犯罪は少ないし、抑制できているという話です。

そこで、最後の質問なのですが、鹿児島市の校区公民館活動は、私は熊本大学の非常勤講師をしているときに、実践のまちづくり講座で学生たちに紹介する防犯活動の事例集めで知りました。NHKの特集番組で、昭和50年代、全国的に少年犯罪が増加している状況で、県庁所在地で唯一少年犯罪が減っていたのが鹿児島市で、校区公民館が少年たちとどう関わっていたかが詳しく紹介されました。その当時の私は少年犯罪の防止活動だと思っていましたが、市議になり12年が過ぎ、考える中で、赤崎市長は、校区公民館活動を通じて地域に自治を任せる、地域分権の手法ではなかったのかと考えるようになりました。30年以上も前の話で今の参考になるか、あるいは宇土の地区公民館にどう関わるのかは疑問に持たれると思います。私が思うに、平成、令和と全国的な人口減少で、地域から若い世代が減り子ども会がなくなってきています。さらに教師の働き方改革、小学校の部活がなくなり、保護者のPTA活動への関心も下がっている状況から、地域の子どものつながりがますます希薄になっていくと危惧します。少子高齢化の地域こそ、鹿児島市の校区公民館の考え方が地域に必要なになっていると考えるようになりました。今年の敬老会はコロナ禍もありますが、運営は各地区に任せ、市の執行部は参列しないとなったと聞きました。これは、開催権限を地域に任せる地域分権の一つと思っています。そこで、質問なのですが、校区公民館というか宇土市の公的な7つの地区公民館の活性化に、鹿児島市の校区公民館のように、地区公民館にもっと権限を与え、地域へ任せる発想で公民館運営が宇土市でも今後取り組めるかについて考えをお聞きします。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように、鹿児島市の校区公民館は、地域住民の生涯学習の場としてはもとより、学校や地域団体、地域住民と連携・協力し、青少年健全育成に伴う地域の課題解決、特に子どもの見守りを中心とするつながりづくりに向け、活発に活動に取り組んでおられます。

公民館を拠点として、地域住民の生涯学習の機会提供はもとより、地域課題の解決を目指

すことは、今後の公民館に求められる役割であると認識しています。特に、地域と子どものつながりが希薄化しつつある今、鹿児島市の校区公民館のように、子どもたちはもとより、その保護者や若い世代が公民館に関わり、多世代の交流の場としていくことや、未来を担う子どもたちを地域で見守っていくことは、地域住民による地域づくりに大きく関わってくるものと考えます。

市としましては、今後も、鹿児島市をはじめ他市町村の事例を参考にし、公民館活動の在り方について、研究してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 答弁ありがとうございます。多分、公民館に対する質問自体が少ないので、余り期待していなかったのですが、すごく中身のいい回答をいただき、本当にありがとうございます。ここ20年、地方分権一括法の施行以来、国・県から多くの事業が市町村に移管され、市の業務に加わりました。市の職員は増えないのに、業務は増え続ける。ならば地域でできることは地域に任せる時代ではと思うのです。敬老会の開催を地区公民館が主催することだって可能と思います。何でも首長が決めるのではなく、地域に判断を委ねていく、地方分権ならぬ地域分権という視点で、地区公民館活動の今後の在り方について質問しました。これは、今、話していて思い出したんですけども、前、副知事をされた金沢副知事に「まちづくりって、どのくらいのエリアでするんですか。」と言ったら、「小学校単位だろうね。」という話をされたのを思い出しました。近々、網田公民館が新しくできます。新たな宇土市のまちづくりに、鹿児島市の校区公民館のような発想の地区公民館運営ができるように最後をお願いをして、今回の質問を終わります。今回の一般質問は、ユニバーサル社会、学校運営、地区公民館について質問いたしました。執行部におかれましては、簡潔明瞭な回答をいただき感謝いたします。御清聴ありがとうございました。終わります。

○議長（藤井慶峰君） それでは、ただいまから昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時10分から再開をいたします。

-----○-----

午後0時13分休憩

午後1時10分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

12番、榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） 皆さん、こんにちは。ただいまから通告に従いまして一般質問をさ

せていただきます。今回は2項目、質問させていただきます。どうかよろしく申し上げます。
それでは質問席に移り、質問させていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） まず初めに、高齢者支援対策、高齢者一人暮らし支援対策等（熱中症など緊急時の連携対策等）について、まず伺います。熱中症対策につきましては、福田議員、中野議員が質問する予定となっておりますので、私は先月、8月初旬に、介護福祉士として高齢者一人暮らしの方の緊急時の対応をする機会がありました。そのことを基に質問させていただきたいと思えます。超高齢化社会となった日本では、一人暮らしの高齢者が増加し、これに伴い、孤独死も年々増加の一途を辿っていることなど社会問題化しております。平成29年度に質問させていただいたときに、本市の65歳以上の独居高齢者世帯数は総世帯数1万5,028件のうち2,415件で、全体の約16.1%となっております。独居高齢者世帯数は、長寿化と少子化また未婚率の上昇に伴い、今後も増加していくと予測されているわけでございます。高齢者の一人暮らしの方は、周囲の人が気づかないうちに認知症の状況が進行し、何らかの支援、介入をしたときには、既に日常の基本的な生活習慣ができなくなったり、詐欺などの犯罪トラブルに巻き込まれたりしていることがあるわけでございます。また、誰にも看取られず、孤独死をされることも考えられます。このために、日頃から高齢者が地域から孤立しないような施策が必要だと思うわけでございます。5月頃より、本市でも熱中症で搬送される方が増えてきております。これは、春先から急激に気温が上昇するため、体が暑さに順応できないことが影響しており、また、今年の夏は本当に猛暑が続き、例年より多くの方が熱中症の疑いで搬送されております。患者のおよそ半数は65歳以上の方と言われており、多くの方が室内で発症しております。熱中症は、暑さや湿度などにより体温の調整ができなくなり、重症になると命にも関わるわけでございます。

本市における高齢者一人暮らしの世帯数等の状況について、また、介護を要する一人暮らしの高齢者が熱中症で倒れた場合等、緊急時の連携対策はどうなっているか。健康福祉部長にお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市の65歳以上の高齢者の一人世帯数は、令和4年度末の総世帯数1万5,877件のうち2,882件で、総世帯数に占める割合は18.2%となっております。この数値には、施設入居者や家族と同居されていても、世帯分離により一人世帯となっている方も含まれていますが、5年前の平成29年度末における高齢者の一人世帯数2,415件から467件の増加、同様に総世帯数に占める割合は、平成29年度末の16.1%から2.1ポイント増加しています。長寿化と少子化、未婚率の上昇に伴い、高齢者の一人世帯数及び総世帯数に

占める割合は、今後も増加していくと予測されます。

このような中、市では、一人暮らしの高齢者を対象とした支援として、寝たきりの状態に近い方や生命に関わる発作などが起こる恐れが高い方などを対象に、緊急通報用の機器を貸与し、急病や災害発生時に関係機関や近隣の支援員と連携し、安否確認等、迅速に対応できる体制を整備する緊急通報体制等整備事業を実施しています。また、食事の調理が困難な一人暮らしの高齢者の自宅に、宅配業者が弁当を届ける食の自立支援事業を実施しており、その際、健康状態や安否確認の把握を合わせて行うなど、一人暮らしの高齢者の見守り支援を行っています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。平成29年度から令和4年度末において、本市では一人暮らしが467件増加しているわけでございます。長寿化と少子化、未婚率の上昇により、高齢者一人世帯数及び総世帯数に占める割合は今後も増加していくと予想されるわけでございます。その中で、緊急時の連携支援対策がますます大切になってくるわけでございます。先月初旬に、私が経験したことを少しお話しさせていただきます。私が介護福祉士として小規模多機能事業所にて勤務、仕事に就いているときの出来事でございます。午後8時過ぎに1本の電話がかかってまいりました。電話の内容は、一人暮らしの利用者さん、訪問介護が主な支援であります。県外にお住まいの娘さんからの電話でありました。母に安否確認のため電話を入れたところ、言葉にろれつが回らず、心配され、自宅を見に行っていたきたいというような電話でありました。「私自身は夜勤対応で私1人なので、すぐに所長に行かれますので、娘さんも民生委員さん、また近くの方に連絡を入れて対応をしてください。」と伝えました。自宅にはすぐに施設の所長をはじめ、民生委員、近隣の方が駆けつけてすぐに救急車を呼び、熊本市内の病院に搬送しました。付添いに民生委員さん、近隣の方が御一緒されたわけでございます。その後、連絡が入り、軽い脱水症状で入院することはなく、点滴をして戻ってくることになりました。ただ、一人暮らしで心配なので、施設に本日部屋が空いているので、こちらに泊めて経過観察をする段取りを取り、午後11時過ぎに病院から民生委員さん、近隣の方が施設にわざわざ連れて来られて、一晩様子を見ることになったわけでございます。翌日には本人も、もう何もなかったように元気で起きてまいりました。私もほっとしたわけでございます。このようなケースは、うまく連携が取れたケースではないでしょうか。私が知る限り、民生委員さんと近隣の方の連携は取れているかと思えます。ただ、介護認定を受けている方は何らかの形で介護支援を受けており、介護事業所、民生委員さん、近隣の方との連携が、私自身、非常に大切だと今回思ったわけでございます。本人の一人暮らしの介護支援を行っている方は、本市では900名ほどいらっしゃいます。

ということは、この900名の方が何らかの形でケアマネジャーさんにお世話になったり、また介護支援を受けている方だと私は思っております。是非ですね、連携が取れる仕組みを構築していただければと思います。できれば情報共有ですね。民生委員さんにも一人暮らしのカルテ、情報が入っている資料があると思います。また、介護事業所にも本人の情報と緊急連絡先等が記載されております。そこにお互いにやはり介護施設の連絡先、また民生委員さんの連絡先を交互に書いておくと、こういうことがうまくいくようなケースが増えてくるのではなからうかなと思っております。また、そうすることによって、孤独死とかいろんな面で問題が解決するのかなと思うわけですので、よろしく願いいたします。

それではもう一つ、介護を要する状態にない一人暮らしの高齢者への緊急時の支援についてはどうなっているのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

介護を要する状態にない一人暮らしの高齢者への支援についてですが、一人暮らしの高齢者の方は、日常生活や健康面などの問題に周囲の人が気づきにくい傾向があります。その結果、何らかの支援が介入したときには、既に日常の基本的な生活習慣ができなくなっていたり、詐欺などの犯罪トラブルに巻き込まれたりしていることがあります。また、普段は健康な方であっても、突然体調を崩したときや動けなくなったときに、周囲の助けを呼べず、特に緊急の処置を要する症状の場合、誰にも看取られず孤独死されることも考えられます。このため、一人暮らしの高齢者の方が、地域から孤立しないような施策が必要であると考えております。

これに対応するため、地域の中では、民生委員が担当地区の一人暮らしの高齢者を把握して、行政や地域とのつながりを持つよう努めています。また、社会福祉協議会、老人クラブ、地域婦人会などの各種団体やお元気クラブ、ふれあいクラブ等の介護予防事業においても、地域住民のつながりを強める活動に取り組んでいます。

市におきましても、これらの活動を支援するとともに、高齢者に対して、元気なときから自ら地域や社会との接点、つながりを保っておくことの必要性について普及啓発してまいります。また、今後も高齢者の一人暮らしの方が孤立せず、健康で安心した暮らしができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 檜崎政治君。

○12番（檜崎政治君） ありがとうございます。地域から孤立しないような施策を取っていただき、一人暮らしの方が健康で安心して暮せるまちづくりに取り組んでいただければと思うわけでございます。高齢者で要介護のある方で、実は夜中ですけど、エアコン等のスイッ

ちをオフにする方が結構多いんです。電気代が最近高騰しているからという方もおいでかもしれませんが、以前から実は電気をやはり切ると、エアコンを切るというのが当たり前だと思込んでいる方が結構います。また、体温の調整ができない高齢者も多くいますし、室内が30度以上超えていても、暑いと思わない方も実はいらっしゃるわけですね。私自身が夜勤対応で、夜中安否確認のために個室の部屋の見回りをしていますと、大体エアコンを27度、28度に設定しているわけでございます。そこまで寒くない温度に設定しているにもかかわらず、部屋に行きますと、エアコンのスイッチをオフにしている方がいらっしゃるわけですね。部屋の中はもう本当に蒸し風呂で、慌ててエアコンを入れて、「安否確認ですけど、大丈夫ですか、暑くありませんか。」と尋ねますと、「暑くない。」と「あんた誰ね。」と、返事が返ってくるわけでございます。暑いという意識、感覚がない方が本当に多いので、これは虐待にはならないと思うんですが、エアコンのリモコンをちょっとそばではなくて、ほかに置いたりとか、そういう工夫をする必要性がある方もいらっしゃいます。また、すぐにお茶や麦茶等を口に含ませてあげたりするわけですが、脱水症状は予防のために水分補給は大切であります。夜中に寝ているときに、よく救急車で運ばれる方が非常に多いわけですが、これは脳梗塞や心臓疾患とか、脱水症状から起きると言われております。ですから、水分補給は非常に大事になってくるわけですね。朝から晩まで実は緑茶を飲む方がいらっしゃいます。緑茶はカフェインが含まれており、利尿作用があり、熱中症に関しましては逆効果の恐れがありますので、高齢者の方また便秘の方が結構多いんですよ。「水分をよく取っているのに、何を飲んでいるんですか。」と尋ねますと、一日中緑茶を飲んでいる方がいらっしゃる。「じゃあ、ちょっと緑茶を控えめにしたらどうですか。」ということをおいいますと、便秘が改善した方もいらっしゃいます。緑茶ですと、大体2リットルもしも飲んでも、一晩で1.5リットルぐらい利尿作用で出てしまいますね。体内にあるのが大体500CCぐらい。それではやはり足りない状況になってくるわけですね。是非ですね、そういう部分もですね、やはりいろんな高齢者の方に是非注意喚起していただければと思います。先月にありました民生委員の会議の中で、この連携強化を今以上に整える必要性があることを、会長自ら話をされておりました。是非、介護施設関係も連携強化に組み入れていただき、今後も一人暮らしの高齢者の方が、地域から孤立しないような施策を強化していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、通学路・生活道路安全対策についてお尋ねいたします。以前、花園小学校周辺のゾーン30について質問させていただいておりますけど、ゾーン30及びゾーン30プラスの制度の概要とこれまでの対応状況を確認したいと思ひます。また、通学路安全プログラムに関する安全対策について伺ひます。市民環境部長お願ひいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

まずゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域を定めて最高速度30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、区域内における速度制限や、区域内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策のことです。

またゾーン30プラスは、ゾーン30に加えて交通安全対策のために、道路の路面に設ける凸状の装置、これは路面の一部を山のように盛り上げることとなります、いわゆるハンプや自動車の通行部分の幅を物理的に狭くする、あるいは視覚的にそう見せる狭さく等の速度の減速を促す装置の設置を加えたもので、より効果的な対策となります。

花園地区におきましては、平成29年度に花園小学校周辺のゾーン30エリア指定について検討を行っております。

ゾーン30の指定には幾つかの条件があり、その中の条件の一つとして、2車線以上の幹線道路や河川、鉄道等に囲まれた地域であることとあります。花園小学校周辺については、幹線道路等で囲まれているという条件を考えると、国道3号と八代鏡宇土線に囲まれた大変広い範囲が対象となり、この地域全てを時速30キロの制限区域とした場合、区域内住民への負担が大きくなってしまいます。

さらに、その他の条件も含めて宇城警察署と検討・協議した結果、花園小学校周辺のゾーン30エリア指定は難しいと当時判断されております。また今回、再度宇城警察署に確認しましたが、当時と条件は変わっておらず、やはり指定は難しいとのことでした。

以上のことから、花園小学校周辺の通学路の安全対策としましては、教育委員会が中心となり、学校、警察、道路管理者及び関係機関が連携して、合同点検の実施や対策の改善・充実等を推進する宇土市通学路安全プログラムにおいて、平成30年度にゾーン30エリア指定に代わる対策として、カラー舗装や転落防止柵等の設置の要望に対しまして、平成30年度から令和元年度にかけてこれらの交通安全対策を講じたところです。

今後も、宇土市通学路安全プログラムを活用し、花園地区の交通安全対策を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ゾーン30は前回と同様、難しいということでもあります。花園小学校周辺の通学路の安全対策としまして、教育委員会が中心となり、学校、警察、道路管理者及び関係機関が連携して、合同点検の実施、対策改善、宇土市通学路安全プログラムにおいて、平成30年度よりゾーン30エリア指定に代わる対策として、カラー舗装や転落防止柵等の設置をし、安全対策を講じているということですね。今後もですね、宇土市通学路安全

プログラムを活用して、花園地区の交通安全対策を進めていくとのことであります。そこで、この通学道路安全対策の一つとして、グリーンベルト設置を是非検討していただきたいと思うんです。このグリーンベルトは、こちらは宇城市の松橋駅の前の道路に設置してある場所になりますけど、宇土市では、浦田町のゾーン30の設置してある場所、また宇土東小学校の一方通行のところに、たしか設置してあったかと思います。このグリーンベルトは歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色して、車のドライバーに通学路であることを視覚的に認識させ、車両の速度を抑制させること、通行帯を明確にすることで、歩行者との接触事故を防ぐ目的としております。また、子どもたちもグリーンベルトの上を、若しくは内側を意識して歩くようになり、歩道がない通学路に欠かせない安全対策だと思っただけでございます。是非ですね、この検討をしていただきたいと思っただけでございます。花園地区には、通学路に関して歩道がある場所もありますけど、歩道がない通学路も結構あるわけでございます。その中でも、交通量の多い場所は是非調査されてですね、グリーンベルトをつくっていただければ。結構子どもたちは、グリーンの色の上を歩いていこうという気持ちになるんじゃないですかね。はみ出すことをしなくなったり、特に下校中、遊んではみ出す子どもたちが結構多いので、やはりこれは遊び的にグリーンの上を歩いていこうという形になるような気がいたします。どうか検討のほどよろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。現在、花園地区は、新築ラッシュとまではいきませんが、たくさん住宅が建ち並んでおります。その中でも、狭い道路沿線にも住宅が建ち並び、増加しているわけですが、花園地区は唯一人口が増えている地域でもございます。宇土市の発展には、この花園地区にかかっているのではないかと、私自身は思っているわけでございますが、データをちょっと出してもらってよろしいでしょうか。こちらが地区別人口推移のデータでございます。花園地区はやや増加傾向にあるわけでございます。また、宇土地区、轟地区、走潟地区は、おおむね横ばい推移でございます。緑川地区と網津地区、網田地区においては、減少傾向にあるわけですね。花園地区の10年前といたしますと、人口が平成25年3月31日時点で9,549名いらっしゃいました。10年後の令和5年3月31日には1万人を超えております。1万298名でございます。世帯数に関しましては、10年前3,529世帯、令和5年3月31日では4,440世帯と増加しているわけでございます。現在、花園地区は先ほども言いましたが、たくさん住宅、新築ラッシュと申しますか、狭い道路沿線にも住宅が建ち並び、増加しているわけでございます。道路の拡幅などの道路整備や浸水対策などどう考えているか、建設部長にお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず、道路の整備についてですが、本市では、花園地区も含め地元からの要望を基に、交

通量や緊急性、必要性、経済性などを考慮しながら、優先順位を付け計画的に道路整備を進めているところです。

また、道路拡幅工事を行う場合、通常は農地や雑種地で用地を確保したり、道路法面や水路敷きを利用するなどして道路を拡幅しています。

しかし、集落内の道路のように沿線に住宅が建ち並んでいる場合、用地の取得費や建物や塀等の補償費で多額の費用が必要になることはもちろんですが、それよりも、貴重な自宅用地の提供に応じていただく必要があり、集落内の道路拡幅が進んでいないのが現状です。

花園地区においても、新たに住宅が建設されたところも含め、道路沿線に住宅が建ち並んでいるところが多く、道路拡幅には苦慮しているところですが、ある程度まとまった区間の用地協力が得られる場合、道路拡幅を行っているところです。

そのほか、これまで花園地区では、元花園駐在所から境目児童公園そばまでの農業用水路、通称深堀として利用されていた水路を暗渠化し、新たに市道を整備したり、上松山区の旧防火水槽横から花園小学校南側に通じる市道上松山・古保里線の拡幅など、花園地区の主要な道路の整備も進めてきています。

次に、浸水対策についてお答えします。

近年、宅地化が進み、これまで雨水の貯水機能を有していた水田が減少してきたことや、気候変動による豪雨の多発化により、年によって違いもありますが、道路の冠水被害も多くなっていると感じています。

具体的な浸水対策としましては、現在、熊本県において潤川の改修が本市区間の下流側である三拾町から進められているほか、主に花園地区の中部、西部地域の雨水が流れ込む船場川にある松原排水機場の更新が進められています。

また、潤川や船場川に流れ込む河川や水路の流れをよくするため、令和3年度から国の緊急浚渫推進事業を活用し、広範囲に浚渫を行っています。

花園地区に関係するところでは、妙見川や境目町からの雨水が流れ込む大阪製鐵株式会社付近の水路の浚渫を行っているところです。

そのほか、雨水の流出抑制対策として、本市では、宅地など1千平方メートル以上の開発については、宇土市人為による災害の防止等に関する条例に基づき、土地利用計画等を定めた上で、市との協議を義務づけており、その中で、浸透柵の設置を求めるなど、雨水の流出抑制に努めています。

さらに、都市計画区域内の3千平方メートル以上については、都市計画法に基づき熊本県から開発許可を得る必要があり、特に5千平方メートル以上については、雨水の流出抑制のため調整池の設置が求められているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。道路整備につきましては、必要性、経済性などを考慮しながら、優先順位を付け計画的に道路整備を進めていくということでもあります。花園地区では、元駐在所から境目児童公園そばまで農業用水路を暗渠化することによって、新たな市道の整備ができております。交通の利便性が増して、今現在、道路沿線に住宅、アパートが建ち並んでおります。道路一つで、こんなにもまちが変わるのかということを証明していると私は思っております。花園地区にはまだまだ整備をすることにより、家が建ち、人口増加が期待されるわけでございます。先ほども話がありましたが、上松山区の旧防火水槽横から花園小学校南側に通じる市道上松山・古保里線の拡幅工事も行っていたいただき、離合が随分しやすくなりました。以前はお互いがバックができずに、車を頭から住宅地に突っ込み、対向車が通過後にバックで道路に出ていた対応もよく見かけておりましたが、こういうことがなくなり、昨日も道路内の電柱も撤去されまして非常に離合しやすく、感謝申し上げます。花園地区の主要な道路の整備も、今後も是非進めていただきたいと切に思うことでございます。あと花園地区は、先ほども何回も言いますが、唯一人口が増えている地域でございます。田畑を開発して、たくさんの住宅が建っております。もともと田んぼや沼地が調整池の役目をしていたと思われませんが、住宅等に変わり、直接川に流れ、冠水が起りやすくなっている可能性も出ているのではないかと思うわけでございます。私自身、使用しない畑は住宅にするのは大いに賛成であるわけでございます。ですので、5年、10年先を考えてインフラ整備を行うことが大切ではないかと思うわけでございます。開発許可の申請は、5千平方メートル以上では調整池をつくらなくてはなりません。ただ、ほとんど調整池をつくらなくていい開発が多くあるわけでございます。最近では、北消防署が花園地区に移転してまいりました。その横の住宅地があります。2か所、別々の業者が開発を行っておりますが、一つが21区画、4,845平米、もう一つが19区画、4,585平米と調整池をつくらなくてもいい開発でありました。隣の北消防署には調整池を今回設置してありますが、移転する前から消防署の前は道路の冠水が起きており、消防署が移転する前から心配をしていたわけでございます。消防署の前の道路が、6月の豪雨でやはり冠水しているわけでございます。現在、改修工事、浚渫事業等を花園地区一帯で行っており、改修工事、浚渫工事が終われば冠水が減るのではないかと、私自身期待しているわけでございます。ただ、それでも冠水が起きる箇所には、やはり今後対策を講じなくてはならないと思うわけでございます。そのときにはどうかよろしく願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。通勤通学時、ラッシュ時に車同士が離合できない道、住宅の駐車場にやむを得ず入って離合しているところを私自身よく見かけます。敷地内舗装等が損傷している箇所も見受けられます。こういった状況に対しての市の考え、また調査な

どは行っているのか、建設部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

道路内で離合が難しい場合、望ましいことではありませんが、やむを得ず道路沿線の住宅の駐車場など民地に入り込んで離合されていることは認識しています。

離合時の沿線住宅への進入による被害調査につきましては、これまで行ったことはありませんが、侵入してきた車両が敷地内の舗装等に損傷を与えた場合、その対応は、実際に損害を与えた車両の運転者が行うべきものです。

また、不特定の車両が頻繁に離合で民地に侵入し、徐々に傷んできた場合においても、市による補修等の対応は難しいと考えています。

しかし、沿線住民の方々に負担をお掛けしたままではいけませんので、市としましては、沿線住民の方々の負担を少しでも軽減できるよう、地元の方々と一緒に有効な対策を検討し、地元の協力を得ながら道路環境の改善に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。道路内で離合が難しい場合、やむを得ず道路沿線の住宅の駐車場などの民地に入り込んで離合されていることは認識されているようですが、離合時の沿線住宅への進入による被害調査につきましては、これまで行っていませんということでございます。今後、地元の区長さんとかを通じて調査を行っていただき、道路の拡張、また離合の場所をつくり、改善をすることが適切ではないかと思うわけでございます。こちらが離合する場所ですね。やはり、敷地内に入って離合する場所が何箇所もあるわけでございます。これはどこの地域でも同じことが言えると思います。今回ですね、自宅の駐車場を離合場所に利用されている方の意見を何人かに聞いてみました。この場所は塗装が剥げて、このような状況ですが、「私自身はチェーンとかポールを設置したりすることはしたくありません。」と、「ただ、できたら離合場所をつくってほしい。」ということで、話をいただきました。また、ある方は、熊本地震前は自宅前はブロック塀で仕切っていて、道路が狭くて家の前が離合ができずに、通行人の方に非常に迷惑を掛けていたと。ただ、熊本地震によりブロック塀が壊れ、撤去をして、柵を作らずに駐車場に作り替え、今では離合しやすくなっており、少し気持ちが安堵しているという方もいらっしゃいました。ただ、大型車が通るとひび割れたり、欠けたりすることがあるというようなお話をしていただきました。このところは、大型車が通るところは、一日30台以上離合する場所でございます。ただ、いろいろ話を聞いてみますと、寛大な方が多くて、心優しい方ばかりであります。ただ、甘えてばかりではいけないのではないかと、私は思うわけでございます。離合場所の検討をして

改善をすべきではないかと思うわけでございます。ここだけではなくて、やはり宇土市全体、また花園全体でも言えることではないかと思うんですね。

最後に、市長に見解を求めたいと思います。元松市長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

道路は、市民の方々が生活する上で毎日利用されるものでありまして、快適で安全でなければならないというのは重要なことだと思います。

花園地区の道路整備に関しましては、現在、ウキウキロード打越・岩熊線の歩道設置の事業を進めております。用地交渉等もいろいろ難しいところもありまして、事業完了までにはちょっと時間がかかりそうですけれども、この歩道設置が完了しますと、花園地区の特に東部からの通学される子どもさん方の安全性が、非常に向上すると期待しております。そして今は、ここを通れないものですから、境目の中を歩いて行かれていますという、非常にここは危ない状況。先ほどの離合箇所がないような地域がかなり含まれているところですが、そういったところを子どもたちが通らなくなると、集落内道路の通行量の負担軽減にもつながるのかなと思っております。

また先ほど、建設部長が答弁しましたけれども、境目の深堀を暗渠化し新たに整備した市道古保里・境目団地線や、上松山の旧防火水槽横から花園小学校南側に抜ける市道上松山・古保里線の拡幅など、花園地区の主要道路の整備にもこれまで取り組んできているところでございます。

しかしながら、議員からお話がありましたように、道路沿線に、既に住宅の建ち並んでいるところが非常に多くありまして、そういったところでは、用地費や家屋を動かすということになりますと家屋の補償費等で事業費が高額となりますし、それにも増して、まず住宅用地を譲ってもらうのは非常に難しいものでございまして、そういうこともあって、道路拡幅が思うように進んでいないというところでもあります。これが現状です。

今回、議員御提案の道路拡幅、離合スペースの設置については、全線的な道路拡幅は、沿線の地権者の御協力を得ることはハードルが高いものですから、そしてまた御協力を得られたとしても、とにかく整備費が相当かかるということもあって、かなり時間を要すると。絵を描いても、最終的に実現に至らない部分も出てくる可能性もあるような状況でございます。

一方で、最後のほうにお話しされましたけれども、離合するスペースを数多くつくるというようなことでございますが、これに関しては、用地の協力が得られるようであれば、順次、整備できますし、効果も早く表れるものだと思いますので非常に有効だと思います。

今後、通勤通学時のラッシュの状況や道路利用の状況など地域から情報をいただければ、車両の離合で、地域の交通事情に悪影響を与えているというような道路について、地権者の

御協力をいただきながら、離合スペースの設置を計画していきたいと思います。役所のほうでも、この通りはどのくらい車が通るんだという概略的なものはつかんでいます。例えば、朝7時半から8時までが混むんだという、よその地域の人が通らない時間帯というのは、なかなか分かりません。それが分かれるのがやはり地元の皆さんだと思いますので、具体的にこの場所、この辺りに離合箇所、畑がちょっとあってどうか分からないけれども、地元の人じゃないから用地交渉ができるかどうか分からないけれども、そこがなれば助かるなというような情報があればですね、是非是非私どもに御教授をいただきたいと思います。できるところから積極的に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。離合スペースの設置については、花園地区全体また宇土市全体にも同じ問題を抱えている箇所があるかと思えます。是非、地元の区長さんと協力しながら調査していただき、離合スペースの設置の計画を練っていただければと思うわけでございます。また、先ほど話しました通学路・生活道路安全対策に適しているグリーンベルトの設置、これも是非調査していただき、設置をしていただきたいと、計画を練ってしていただきたいと思うわけですね。今日は、花園地区のことをちょっと話をさせていただきましたが、やはり少しずつ人口も増加しております。ただ、やはり人口が増加しているからいいと思っていたら、いつの間にか減少傾向になるのではないかなという気持ちもあるわけでございます。そういう中で、これは去年の9月の一般質問で、柴田議員からちょっと話が出ておりましたが、一人当たりの普通交付税額、これは自治体ごとにちょっと違ってくるんですけど、普通交付税は宇土市で大体一人当たり13万円ということでございます。花園地区は1万人を超えましたので、ざっと計算しても13億円となります。ただ、これはその花園地区に使えるようなお金ではないということも理解しております。ただやはり、人口が増えると普通交付税も増額になるということが本当に大切なことだと思いますし、花園地区は、やはり人口増加に力を入れるべき場所ではないかなと、企業誘致また子育て支援、そういうことでまたインフラをすることによって、少しでも多くの方がこの花園地区、また宇土地区に住んでいただくようお願いまして、今日の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、明日8日金曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後1時53分散会

第 3 号

9 月 8 日 (金)

令和5年9月宇土市議会定例会会議録 第3号

9月8日（金）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 西田和徳議員

- 1 住吉海岸公園の今後の取組について
- 2 網津川浸水対策について

2. 今中真之助議員

- 1 新型コロナウイルス感染症について
- 2 学校教育について
- 3 本市人口ビジョンについて
- 4 障がい者にやさしいまちづくりについて

3. 中野洋一議員

- 1 奨学金返還支援制度について
- 2 熱中症から市民の生命を守る取組について
- 3 発達性読み書き障がい（ディスレクシア）について
- 4 視覚障がい者のための「音声コード」の利用促進について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 土黒功司君 | 2番 杉本寛君 |
| 3番 中野洋一君 | 4番 浦本晴美さん |
| 5番 佐美三洋君 | 6番 小崎憲一君 |
| 7番 今中真之助君 | 8番 西田和徳君 |
| 9番 園田茂君 | 10番 宮原雄一君 |
| 11番 柴田正樹君 | 12番 檜崎政治君 |
| 13番 野口修一君 | 14番 中口俊宏君 |
| 15番 藤井慶峰君 | 16番 山村保夫君 |
| 17番 村田宣雄君 | 18番 福田慧一君 |

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-----------|--------|-----------|--------|
| 市長 | 元松茂樹君 | 副市長 | 谷崎淳一君 |
| 教育長 | 太田耕幸君 | 総務部長 | 山口裕一君 |
| 企画財政部長 | 光井正吾君 | 市民環境部長 | 小山郁郎君 |
| 健康福祉部長 | 岡田郁子さん | 経済部長 | 加藤敬一郎君 |
| 建設部長 | 草野一人君 | 教育部長 | 野口泰正君 |
| 秘書政策課長 | 渡邊聡君 | 総務課長 | 上木淳司君 |
| 危機管理課長 | 内田雅之君 | 企画課長 | 三浦仁美さん |
| まちづくり推進課長 | 中山好美さん | 財政課長 | 北谷太示君 |
| 環境交通課長 | 松下修也君 | 福祉課長 | 深田徹君 |
| 子育て支援課長 | 湯野淳也君 | 健康づくり課長 | 田尻清孝君 |
| 農林水産課長 | 東 顕君 | 農林水産課技術総括 | 宇都宮一徳君 |
| 商工観光課長 | 清塘啓史君 | 土木課長 | 坂田 治君 |
| 学校教育課長 | 本堀武史君 | | |

6. 議会事務局出席者の職・氏名

| | | | |
|-------|--------|--------------|-------|
| 事務局長 | 江河一郎君 | 次長兼議事係長兼庶務係長 | 春木教明君 |
| 議事係参事 | 村田有美さん | 庶務係主事 | 中山裕輝君 |

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

8番、西田和徳君。

○8番（西田和徳君） おはようございます。宇土市政研「志」の西田でございます。今回、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今後は質問席より質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 西田和徳君。

○8番（西田和徳君） まず第1点目ですが、住吉海岸公園の今後の取組についてですが、先月4日に、市と漁協とカネリョウ海藻さんの協力のもと、直売所ができております。観光客も増えて、そしてまた滞在時間が長くなっているように思います。私も7月に軽トラ市をさせていただきました。その際も場所、人の流れ、そのあたりも考慮してやるべきだったかなという反省点もあります。そのあたりで、今回整備をされるということですので、どういった形で整備をされるのか、経済部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） おはようございます。御質問にお答えします。

住吉海岸公園は、近年、観光名所となっている長部田海床路があり、昨年7月には、人気漫画ONE PIECEのキャラクターであるジンベエの銅像が設置され、多くの観光客が訪れる場所となっております。

また、御承知のとおり、先月4日には直売所が公園内にオープンし、今後、更なる観光客の増加が期待されております。

このようなことから、本市としましても公園の利便性を向上するため、昨年度から住吉海岸公園の一体的な整備に取り組んでおります。

これまでの整備状況としましては、昨年度、駐車場の暫定的な整備として、敷砂利による拡張工事を実施し、長部田海床路入り口には、海外からの観光客にも対応した多言語案内板を設置しました。また、本公園の一体的な整備に向け測量設計を実施しております。

次に、今後の整備計画についてですが、今年度につきましては、昨年度暫定的に拡張した駐車場の舗装や照明施設の増設、既設トイレやジンベエ像周辺の舗装を行うこととしております。また、来年度につきましては、既設駐車場及び西側部分の駐車場拡張整備、さらに駐

車場拡張と併せた歩道帯の整備を計画しております。

本市としましては、ジンベエ像の設置や直売所のオープンと併せ、本公園を整備することで、水産振興及び観光振興、さらには西部地区の活性化が図れるものと期待をしているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 西田和徳君。

○8番（西田和徳君） ありがとうございます。この前もですね、ちょっと見ていたのですが、公園のところにジンベエ像の周りが土になっていて、そこに草がものすごく生えて、少し雨も降っていたんですけど、非常に観光客の皆さんもジンベエ像の前で写真を撮すのに、草が周りで生えていると具合が悪いかないというふうな思いをしていました。こういった整備をしていただけるということで、ますます観光客の方たちも、そしてまたジンベエ像や海床路も写真を撮すには、非常にいいスポットでありますので、またにぎわうのではなかろうかというふうに思います。これで安心して観光が楽しめるのではないかと思いますので、一日も早い整備をお願いしたいというふうに思います。

それでは、二つ目の観光振興についてですが、直売所ができ、その中でも私もちょっとお店の中に入って見てみましたが、地元の海苔やカネリョウさんの海の家海藻類、たくさん並べてありました。非常にいいなと、また冷たい食べ物や飲み物も置いてあり、非常ににぎわっているように思いました。その中で、地区の人たちが貝類とか、魚介類ですよ、魚やそういったものが置いてないのか、そしてまた軽食ができないのかというふうな問い合わせもありました。そこで、また観光振興に整備ができればどのような取組をされるのか、経済部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

先ほど答弁しましたとおり、住吉海岸公園は、近年、長部田海床路やジンベエ像を目的とした多くの観光客が訪れる場所となっております。

本市としましても、このような状況を踏まえ、観光客の方々が気軽に立ち寄れる売店や飲食ができる店舗等の設置により、さらに多くの誘客が図られる魅力ある公園にできないかと模索しておりました。

そのような中、8月4日、待望の直売所がオープンいたしました。

この直売所では、本市の水産物である海苔などの地産品コーナーや海藻関連商品が多数取り扱われております。また、直売所の2階テラスにおいては、観光客が気軽に有明海や長部田海床路などを眺望できる展望所として利用されております。

なお、8月31日に、この直売所に関する包括協定の締結式を執り行い、住吉漁業協同組

合とカネリョウ海藻株式会社及び宇土市で直売所を連携運営することで、本市の水産振興及び地域振興を図ることとしております。

このほかにも、先ほど答弁しましたとおり、住吉海岸公園の一体的な整備に取りかかっているところですが、その整備において、キッチンカースペースを3台分設けることとしておりますので、その完成に向けスペースの有効な活用を検討し、更なる誘客数の増加を図ってまいりたいと考えております。

また、長部田海床路は漁業者優先道路であることから、引き続き、漁業者と観光客とのトラブル等が起きないように注意喚起業務員を配置するなど、住吉漁協との連携をこれまで以上に強めるとともに、漁業と観光の共存共栄を積極的に図ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 西田和徳君。

○8番（西田和徳君） ありがとうございます。気軽に立ち寄れる売店や軽食ができる店舗を設置するということがございました。非常にうれしく思いますが、答弁にありましたようにキッチンカーのスペースを3台ということでお聞きしましたが、できれば、1台、2台、漁協の専用ブースということを使わせていただければ、地産地消にもつながる。漁協の貝類・魚介類等を売るスペースとして、また農業の方たちの農産物売れるスペースも一緒に作っていただければ、地区の活性化にもつながりますし、また近所にスーパーもありませんので、弁当関係とかそういったものをキッチンカーで売れば、地元の方たちからも喜ばれ、もっともつにぎわうというふうに思いますので、どうかそのあたりも検討していただいて、我々の漁業の振興そしてまた農業の振興にもつながると思います。それから長部田海床路、先ほど言われました漁業者の優先道路ではありますが、今、非常にですね、夏休みもあったのだらうと思いますけど、親子連れで来られる方も多くて、子どもさんたちが散らばって歩かれれば、非常に漁業者が通るときトラブルがあつては、また事故があつてはいけないと思いますので、これから9月に入りますと、また海苔養殖業者の皆さんのトラックの出入りが非常に多くなります。今までは採貝業者の軽トラぐらいだから非常に良かったんですけど、今度はトラックになりますと幅が広がります。事故にもつながると思いますので、このあたりを十分注意喚起をしていただき、約1キロありますので、大体入り口と500メートルぐらい先のほうにでももう1人増員できれば、時季的なものですから、あと何箇所だと思しますので、そのあたりを検討していただければありがたいなと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

続きまして、網津川浸水対策についてですが、網津川の氾濫を防止するため、網津川下流の防潮堤水門に排水機場ができないものだろうかということでお尋ねをいたします。近年、地球温暖化により、私たちの想像を超える、いつ何時多くの命がさらされるか分かりません

台風や豪雨などの自然災害が増加しており、これにより河川の氾濫や水害が深刻な問題となっております。特に、線状降水帯による集中豪雨、台風時には、決まって潮が大潮のときと重なる 때가結構あるというふうに私は思います。予測困難で対策に遅れが生じることもあり、この前の熊日新聞で、国土交通省熊本河川国道事務所と県と30日に会議があったみたいですが、気候変動に伴う水害甚大化の対応をするために、緑川水系本流河川整備計画の変更をすると明らかにされております。2023年度案を作り、2024年度に策定を目指して、現行の計画を13年度作成、30年に1度の洪水に対応するため、43年の工事完了を目指して河道掘削などに取り組んでいる。ただ、温暖化で降水量が増える恐れがあり、現行の計画では対応できないとした。変更計画では、気温が2度上がり、降水量も1.1倍を想定しているというふうに書いてありました。これからまた河道掘削や堤防の整備の場所を増やしたり、洪水時に水を流しやすくする河道堰の導入など検討されているみたいです。また、本流・支流の被害は軽減されると思いますが、治水対策の件でも導入する国と県の管理区間で分けていた分を、整備を一本化するという国と県の話し合いがあったみたいです。緑川本流がそういった計画をされて、網津川もよそごとではないと思います。平成28年6月、また令和3年8月、越水災害が起きております。これは消防からのあれですけど、令和2年、3年、5年、令和4年はなかったみたいですが、氾濫危険水域まで到達していることが何日かあったみたいです。また支流でも同様の甚大な災害が起きると思います。そのためにも治水対策の一環として、どうしても排水機場の設置をお願いしたい。そこで、建設部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

議員御承知のとおり、網津川は延長が短く、勾配が急なため、山に降った雨は一気に下流部へ到達し、特に満潮時と重なる場合、頻繁に氾濫危険水位を超えている状況です。

今回、河川管理者である熊本県に、排水機場新設についての考えを確認したところ、「排水機場の設置には多額の予算が必要であり、また国道57号やJR三角線の橋梁部分の川幅が狭くなっている箇所があることから、JR橋上流で水位がほとんど低下しないなど発現効果も小さいため、より効果が見込めるその他の治水対策を検討していきたい。」との回答でした。

熊本県も、網津川の現状は十分に認識をされており、これまで河川の氾濫を防止する目的として、河床に堆積した土砂の撤去や護岸のかさ上げ工事などを行われてきていますが、網津川沿線住民の方々の氾濫に対する不安を払拭するまでには至っていない状況だと考えております。特に、網津川下流域においては、河川堤防高よりも隣接する家屋が低い地域が点在しており、一度氾濫すると広範囲にわたり、甚大な被害を及ぼすことが懸念されます。

このような中、人的被害を未然に防止するという観点から、本市において網引町清辻地区付近と網津小学校付近に、また、熊本県においてJR三角線上流部に網津川全体で計3か所に河川カメラを設置し、ホームページで公開することで、地域住民の避難に対する判断基準の目安となる情報の提供を行うなど、ソフト対策にも努めてきたところです。

網津川の治水対策は、宇土市にとって大きな課題の一つと考えております。今後も熊本県と連携を密にし、議員御提案の排水機場の新設の可能性も含め、網津川の治水対策が少しでも前進するように継続して協議を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 西田和徳君。

○8番（西田和徳君） ありがとうございます。排水機場の設置には多額の費用がかかるということは承知しておりますが、網津川下流の防潮水門に設置ができれば、河川の水位が急速に上昇した場合でも、迅速な排水が可能となり、住民の生命・財産を守ることができると私は期待しています。いろいろ障害はあるとは思いますが、効果が薄れるということでありますが、排水機場の導入により地域全体の浸水被害を軽減することができ、また、浸水被害があったとしても、復旧・復興に係る費用や時間が軽減できるというふうに思います。この要望が、住民の安全と安心につながる大切な施策であると、是非御理解いただきたいと思っております。長年の地区の住民の皆さんの願いでもあります。少しでも早い排水機場の新設の実現に向けて国・県・市と協議を重ねていただき、多額の費用がかかると思っておりますが、人の命は金では買えません。是非、そのあたりを検討していただき、現状ではなかなか難しいとは思いますが、これまで同様、維持管理をしていただきながら新設の検討をどうぞよろしくお願い申し上げます。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。10時30分から会議を開きます。

-----○-----

午前10時22分休憩

午前10時30分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） おはようございます。宇土市政研「志」の今中真之助です。通告どおり質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。今回は、四つの質問をいた

します。一つは、新型コロナウイルス感染症について、一つは、学校教育について、一つは、人口ビジョンについて、最後に、障がい者にやさしいまちづくりについて、以上四つの質問をいたします。以後は質問席にて質問させていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 今、議会ではですね、議会改革が進められております。その中に議会DXというのがあります、デジタルトランスフォーメーションですね。変革を求めていこうということで取り上げようとしております。私自身もこのDXに向かっていると思っております、特に今回はちょっと答弁が長くなる可能性があるのですが、質問につきましては、極力短く、明瞭な質問に努めていきたいというふうに思っております。では早速、質問に入らせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症について。こちらに関しては、もうずっと質問させていただいております。皆さんもニュース等、あと肌間隔で感じておられるとおり、もはや新型コロナウイルスじゃなくなっていますよね。もう新型じゃない。じゃあ、コロナウイルスかという変異を繰り返すものですから、コロナウイルスというのは、もう数百年前から存在するわけで、ということは、もう新型コロナウイルス感染症という言葉自体が、もう存在しないんじゃないかというように思っております。私としては、もう流行り病ということではないんじゃないかと思いますが、ワクチン接種については、ずっとこれは続いていくわけですので、これが終わるまで質問させていただきたいなというふうに思います。では、早速質問いたします。

まず一つ目、9月20日以降、接種方針が変わるかと思っております。まず市の方針についてお尋ねいたします。市長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

今月、9月ですけれども、20日から開始されます新型コロナワクチンの秋接種につきましては、オミクロン株XBBに対応するワクチンを使用し、接種対象は生後6か月以上の全ての人となります。

本市としては、当然、接種を希望される方が接種できる体制を構築する必要があり、これまでと同様に国の方針に沿って進めてまいりますが、市民向けにはワクチン接種のメリットだけではなく、副反応の危険性についてもしっかりと判断してもらうことを重要視して進めたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。では、接種体制についてもお尋ね

いたします。こちらは健康福祉部長、お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

新型コロナワクチンの接種体制について、これまでは、宇土シティモール等の会場で行う集団接種と、クリニック等での個別接種を併用して実施していましたが、この秋接種からは個別接種方式のみで実施することとしております。

理由としましては、本市における接種済み者数が、回を重ねるごとに減ってきており、具体的には、64歳以下の人の場合、1・2回目接種を受けた人は1万7,300人を超えておりますが、3回目接種は約1万3,400人、4回目接種は約7千人、オミクロン対応ワクチンに切り替わった昨年秋冬の5回目接種では、1、2回目接種を受けた人の2割に満たない約2千人まで減っております。

65歳以上の人の場合、1・2回目接種は約1万600人でしたが、3回目接種は約1万300人、4回目接種は約9,100人、5回目接種では約7,800人、今年の春接種の6回目接種では約5千人と、若い世代と比較すると、減少幅は小さいものの、1、2回目接種者の半数を下回っている状況です。

接種者数が減少している原因としては、ワクチン接種の4回目接種の時期から、接種の目的が重症化予防に移行してきたこと、ウイルス自体の変異により、罹患しても肺炎などを起こす事例が減ってきたこと、加えて接種後の副反応等徐々に情報が周知されてくる中で、市民のワクチン接種に対する考え方が変化してきていることなどが挙げられます。

以上のことを勘案し、今回の秋接種については、65歳以上でこれまでにオミクロン対応ワクチンを受けた方約5千人を対象に接種券を発送しますが、それ以外の方はワクチン接種のメリットだけでなく、副反応の危険性についてもしっかり判断してもらった上で、接種を受けたい方はコールセンターに接種券発送の依頼をしていただき、その方たちに市から接種券を発送することとしております。

また、コールセンター及び医療機関の混雑緩和のため、接種券発送やワクチン接種時期を分散する予定としております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。集団接種がなくなったこと、65歳以上の6回目接種済みの方のみ接種券を配るということは、コロナワクチンに疑念を持つ私としては、評価ができる体制です。しかし、再三申し上げていますように、今や感染予防も重症化予防もなく、免疫力を抑えるワクチンを接種する意義が、いまだ私には分かりません。副反応の危険性についても、しっかり判断していただくということでございますけれど

も、是非しっかりと事実を伝えてほしいと思います。いつも紹介して申し訳ないですが、大阪府泉大津市です、7月末に開催されたシンポジウムの内容を、8月末に市内全域に配布された広報紙に折り込まれました。市長に、「よくできましたね。」とお尋ねしましたらですね、「事実ですし、市民の命と健康のために当然です。」と答えが返ってきました。簡単に真似ができないことではありますが、是非デメリットというよりも、事実をしっかり伝えるために参考にしてほしいというふうに思います。議員の皆さん、執行部の皆さんもですね、タブレットをお持ちの方は是非見てほしいなというふうに思います。

続いて、後遺症についてです。しつこいんですけれども、この流行り病とそのために打ったワクチン接種後の後遺症について、医療機関から報告はないか、現在の状況をお尋ねいたします。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、新型コロナウイルス感染症の罹患後又はワクチン接種後の後遺症について、医療機関等からの報告もなく、市で把握はできません。特に5類移行後は罹患者数についての市町村ごとの報告もなく、また医療機関において後遺症を疑われる場合であっても、特段、市への報告はなされることはありません。

次に、罹患後の後遺症を訴える方への支援について、コールセンターや電話相談があった場合は、かかりつけ医の受診勧奨や、熊本県が作成し周知を呼び掛けている、後遺症の診療が可能な医療機関を御案内しています。

ワクチン接種後の後遺症を訴える方については、罹患後と同様にまずは症状軽減のため、かかりつけ医等の医療機関受診を勧めています。また、必要に応じて、健康被害救済制度を紹介し、制度説明や症状の聞き取り等を行い、症状が深刻な場合は、宇土市予防接種健康被害等調査委員会での協議を経て、国・県への進達を実施しています。

これ以外にも通常の健康相談として、保健師等が面接や電話等で体調に関するアドバイス等の支援を実施しています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。続いて、児童生徒についてはどうかお尋ねいたします。教育部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

児童生徒に何らかの体調悪化等があった場合には、本人や保護者から学校にその都度相談がっておりますが、その中で、体調悪化等の原因が、新型コロナワクチンを接種した後の

後遺症ではないかとの相談は、今のところ受けておりません。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。ワクチン接種後後遺症ではないかということに疑う家庭は恐らくいないと思います。情報がありませんから。でも疑ってほしいんです、情報は大体疑ってほしいんですよ。疑って、早期対応することが非常に大切なことだというふうに思います。実際、全国では健康被害の報告がどんどん増えています。コロナワクチン以外のこれまでの45年間の全ワクチンの健康被害救済制度認定件数はですね、これまで46年間で、これはCBCという名古屋のテレビ局の報道のスクリーンショットなんですけれども、3,522件なんです、45、6年間で。対してコロナワクチンは、8月21日現在で3,810件とありますけど、9月6日現在では、もう4,098件になっています。もうどんどんどんどん増えていっていると。死亡者に関しては、45年間の全ワクチンは151件ですが、コロナワクチンは210件と、これまたどんどん増えています。もうあり得ないです。こちらの今皆さんが見ていただいているこの救済申請状況の未着手もあるし、否定もちろんありますけれども、この未着手に関しては、これもまたどんどん増えているといった現状があります。私にとってはもうあり得ない数字だというふうに思っています。でもこれは事実なんです。大手マスコミは一切報道しておりません、理由は分かりません。私が求めるのは、後遺症だと認知することで対策が取れて、不安な方を救済することができるというふうに思っていますので、引き続きアンテナを張ってほしいなというふうに思っております。

では、次の質問に移ります。学校教育についてでございます。様々な事情で不登校になったり、自分の教室に入れない児童生徒の支援体制についてお尋ねいたします。教育部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

近年、全国的に様々な要因により不登校児童生徒が急増しており、本市においても同様の傾向にあります。学校においては、精一杯の愛情と責任感で不登校の対応を行っているところであり、学校には来れるが教室に入れない児童生徒には、保健室や図書室等、各学校で居場所づくりを行い、学校に来れない児童生徒に対してはほっとスペースを紹介するなど、居場所を確保できるように促しています。

ほっとスペースへ通うことができず、家庭でのみ生活をしている児童生徒に対しても、タブレットを活用してオンライン授業に参加したり、学校と何らかの形でつながるなど、家庭と連携してできることを行っていくようにしています。

ほっとスペースや家庭で学習を行っている児童生徒、フリースクールに通っている児童生徒も、当然在籍校の子どもでもありますので、定期的に活動内容の確認や面談等の連携を図るようガイドラインを示し、担任が中心となり、学校全体で該当児童生徒と関わっていくよう指導・助言を行っています。

しかし、学校に通えない児童生徒の原因も多様化し、学校だけでの取組では難しい部分が出ています。

そこで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理の専門家や福祉の関係機関との連携を図り、不登校児童生徒を支援する取組を行っています。

まず、スクールカウンセラーは、心理面の専門家として、宇城教育事務所から派遣され、全学校において、月に1回から4回程度、定期的に相談活動を行うほか、緊急事態の場合は、臨時で派遣されることもあります。

次に、スクールソーシャルワーカーは、福祉の専門家として、学校・家庭・地域で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用を通して、児童生徒や家庭への支援を行っています。

住吉中学校区及び網田中学校区は、宇城教育事務所のスクールソーシャルワーカーを活用し、派遣されておりますが、鶴城中学校区については、迅速かつ柔軟に対応できるよう、市独自の事業として鶴城中学校を拠点とするスクールソーシャルワーカーを2人確保し、派遣しております。

なお、市独自事業分については、本年度、雇用時間を300時間程度増加し、より細やかな対応ができるようにしております。

また、毎年、学校からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー共に、派遣の回数を増やしてほしいなどの要望が多くあることから、教育委員会としても、今後も支援体制の充実を図ってまいります。

なお、昨年度、教育委員会では、不登校児童生徒への支援の在り方を整理し、不登校児童生徒への考え方や評価・出席扱いについての方針を定め、一定の要件を満たす場合は出席扱いとすることとしております。

この方針に基づき、現在、何らかの理由から学校に行くことができない子どもたちを受け入れ、学びの場を提供しているフリースクールや民間のインターナショナルスクール等と連携し、一所懸命、社会的自立に向けて努力している児童生徒を支援しているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。少しずつ改善、そしてサポートが充実されていっているのは十分認識いたしました。しかし、不登校だったり、自分のクラスに入れない児童生徒が増えている現状は、家庭や学校の中で何らかの問題があるからだとい

うふうに思います。家庭で生活する子どもたちも増えていると伺っています。家庭や関係機関と連携を図っていくとおっしゃっておられますけれども、もちろんそこに期待をしますが、その連携の仕方、熱量、熱意が足りないのではないかと、伝わっていないのではないかとというふうに危惧いたします。学校教育課、教育委員会としても、その温度に注視して当たってほしいというふうに思います。また、家庭でのオンライン授業についての御答弁がございました。このオンライン学習について現状をお聞かせください。引き続き、教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

1人1台のタブレットの整備が完了し、オンライン学習ができる体制はできましたが、家庭にWi-Fi環境がなければリアルタイムでのオンライン学習ができないため、昨年6月からWi-Fiルーターの無償貸し出しを行い、昨年度の実績で11件の貸し出しを行っております。

オンライン学習に関しては、欠席している児童生徒の状況等に応じて検討されますが、例えば、授業の様子を発信し、家庭でオンラインで授業に参加したり、健康観察や相談など家族以外の人との交流を行うことを目的として活用したり、タブレット内のドリル学習を学校の担任と共有するなど、様々な形で活用しております。

フリースクールに通う場合と同様に、自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合でも、最大限頑張りを認める方針で取り組んでおり、一定の要件を満たす場合は出席扱いとすることができるとしています。

今後、全ての児童生徒が家庭でも自主的に学習できるよう、活用方法やソフトの導入などを検討していく必要があると考えます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。少しずつタブレットを使った家庭学習も不登校や欠席した子どもへの対応を活用されてきたんだなというふうに感じます。しかし、一つ要望を言いますと、Wi-Fiルーター無償貸し出しですね、これはルーターのみ貸し出しをするのであって、そのSIM、いわゆる使うための容量取得については、自分で契約しないといけないという形になっています。現在、それに納得されている方が11人いらっしゃるということなんですけれども、私としては、昨年、無償で貸し出すという方針を聞いて、疑いなく、良かったなと思ったんですね。しかし、箱は貸すけど中身は別というのが、非常に納得いなくてですね。今の答弁でも、「Wi-Fi環境がなければリアルタイムでのオンライン学習ができないため、ルーターの貸し出しを行い」と書いてあるじゃな

いですか。自分で契約しないといけないとはおっしゃっていないし、昨年の市長答弁とかも聞いた方は多分、そのまま無償で貸し出されるんだというふうに思ったはずなんですね。この11人が、いや、それは自分で契約して当然でしょうかと思って、多分借りていらっしやることじゃないんじゃないかというふうに思います。熊本市は、1人1台のタブレットはLTE接続で、学校でも家庭でもその同じ環境で使えるということです。家庭で二次利用をしたいんだと、改善の余地もあるというふうに伺っていますけれども、自治体等でこの教育環境に差が出るというのはとても解せません。教育は限りなく無償という概念でやってほしいです。改善の余地ありではないかということをお願いして、次にいきます。

今後についてなんですけれども、先ほども言いましたが、教育は限りなく無償であるべきだというふうに思います。公教育の価値は、経済格差関係なく同じレベルの教育を学べることにあるというふうに思います。心の病や多種多様な事情で学校に行けない子どもたちも、同様の環境に近づける必要があると思っています。それがタブレット学習やフリースクールになるかというふうに思います。現在、ほっとスペースが本市にあります。あの手狭さが合わなかったり、様々な原因でほっとスペースでも通えない子どもたちもいるわけございまして、やむを得ず、民間のフリースクールという選択をされる家庭が増えてきたのではないかと推察いたします。不登校の数は増え、フリースクールに通う子どもたちも増えている現状は、それを物語っているのではないかというふうに思います。私は、出席要件を満たす民間のフリースクールなどは、公的な教育と同様に扱うべきではないかと、そういった時代に来たのではないかというふうに考えます。今後の民間のフリースクール等に通う児童生徒に対する通学費や利用料の助成について伺います。教育長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

現代社会において個々の価値観は、急速に変化する時代の流れや情報技術の進歩により絶えず変容しております。それに呼応する形で、個人の学び方についてもニーズが多様化しつつあります。

現在、宇土市立小中学校在籍の児童生徒で、民間のフリースクールやインターナショナルスクールに通うなど、校区の学校以外で学んでいる児童生徒が増えてきております。昨年度不登校児童生徒の出席扱い及び評価に係るガイドラインを再整備し、不登校児童生徒を含めて、様々な場所で学習を行い、将来の自立に向けて懸命に努力を行っている宇土の子どもたちの頑張りを認める方針で取り組んでおり、民間のフリースクール等で学習を行った場合も一定の要件を満たす場合には、出席扱いとすることとしております。

そのような中、民間のフリースクール等に通う児童生徒に対する助成につきましては、現時点では、本市において公的なほっとスペースを運営しておりますので、民間のフリースク

ール等に対する利用料等の助成は予定しておりませんが、今後、先進自治体の事例を参考にし、保護者の経済的負担の軽減について調査・研究してまいります。

市としましては、子どもたちの居場所づくりや多様な考え方を尊重して、誰一人取り残さない学びの保障を行うために、引き続き民間のフリースクール等との連携・協力体制の構築や、ほっとスペースの更なる活用等に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。2016年に施行された教育機会確保法には、不登校支援の定義として「学校復帰を前提とせず、子どもの社会的自立を支援する。」とあります。つまり、学校に通うことがゴールではないということになります。先日、鶴城中学校に出向き、池田校長先生と意見交換させていただきましたが、実際、学校側から強く登校をせまるということはないと聞いて、教員にも周知されているそうです。サンシャインルーム、保健室にいた子どもたちや教員と接触する機会がありましたが、本当に楽しそうに過ごされていました。横になって寝ている子もいましたけれども、それもまたよしといった雰囲気でした。数年前も訪れたことがあるのですが、すごく明るい学校になったなという印象を持ちました。学校に行きたい子どもたちは学校で、それを望まない子どもたちはフリースクールといった別の選択ができる環境が望まれます。現在、宇土市にて民間によるフリースクール設置の動きが幾つかございます。県でも協議会ができて頻りに議論されているようですが、それを待つだけでなくですね、連携して誰一人取り残さない環境をつくってほしいと願ひまして、次の質問に移ります。

続いて、本市の人口ビジョンについてでございます。人口減少がささやかれて数年、人口が減っていく中でも、持続できるまちづくりを進めていかねばならないのは自明でございますけれども、国難は言わずもがな少子化です。子どもを産み育てたいと思っていただける子育て層に選ばなければ、自治体は存続しません。2015年、どこそで地方創生だとささやかれたときに、本市の人口ビジョンを策定されたと思います。国立社会保障・人口問題研究所、略して社人研、その社人研が推測した人口推計より、いかに緩やかにするか、予測を裏切る施策を講じるかが鍵だというふうに思います。それから8年経ちました。国勢調査も近々行われ、2年後にはっきりとした途中経過が出るかと思いますが、人口ビジョンの現状をお尋ねしたいというふうに思います。企画財政部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

本市における人口の現状と将来の展望を示すものとして、平成27年10月に、宇土市人口ビジョンを策定しております。

これは、まち・ひと・しごと創生法に基づく宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する際の基礎資料としているもので、国の機関である国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口推計を基に、本市が今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示しております。

第2期総合戦略を策定しました令和2年3月に、人口ビジョンも国勢調査の人口を基に最新のデータに更新しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、40年後に当たる令和42年の宇土市の人口は約2万5,400人まで減少すると推計されています。ただし、宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略に取り組むことで、令和42年の将来展望人口、いわゆる目標人口3万1千人を維持することを目指してまいります。

現在の国勢調査の最新データが令和2年になりますので、令和2年の現状で申し上げますと、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口は3万6,040人、市が定めた目標人口は3万6,412人、国勢調査の人口は3万6,122人となっており、目標人口よりやや人口減少が進んでいるところです。ただ、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口よりは、人口減少を抑制できているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。人口は減っているけれども、社人研の予測よりもいいということでした。これは、たった5年間ではございますけれども、それまでのまたその後の施策が少なくとも効果的であったという証明でもあるというふうに思います。では、その本市が他市に比べて強く進める人口増加策について、子ども支援策についてお尋ねいたします。企画財政部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

本市では、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、人口ビジョンに基づき、宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。

その中で、次の四つの目標を設定し、住みよい環境の充実により、将来にわたり活力ある宇土市を築いていくこととしております。

まず、一つ目の目標として「新しいひとの流れをつくる」、二つ目に「切れ目のない子育て支援」、三つ目に「安定したしごとをつくる」、最後に四つ目として「多様な主体による持続可能な社会づくり」を掲げております。

これらの目標達成に向けて、各種施策を実施しているところですが、議員御質問の他市に比べてアピールできる施策といたしましては、目標の「新しいひとの流れをつくる」では、空き家を活用した交流施設での交流会の開催、また、西部地域の御輿来海岸や住吉自然公園、

長部田海床路などを中心とした誘客効果のある魅力ある観光の推進のほか、本市の認知度・関心を高めるための情報発信として、シティプロモーションの実施などに取り組んでおります。

「安定したしごとをつくる」では、行政主導による大規模な土地開発などに取り組んでいるところです。

また、「切れ目のない子育て支援」のために、少子化対策や子育て支援策に関しましては、不妊治療費助成事業や育児負担軽減のための産後ママサポート事業を実施しているほか、他自治体より支援内容の充実した事業を挙げるとすれば、不育症治療費助成事業や小中学生の九州大会や全国大会出場に対する補助金なども挙げられます。さらに、放課後児童クラブを新設し、子どもを預けて働きやすい環境整備の充実にも力を入れているところです。

そのほか、他市より遅れての実施にはなりますけれども、現在、中学生までとしている医療費の無償化事業の対象者を、令和6年1月診療分から高校生相当までに拡大して実施する補正予算を、今定例会に上程させていただいております。

これらの施策が、すぐに人口増加につながっているかどうかは定かではありません、ただ、少なくともこの人口減少の流れを少しでも食い止めるため、小さな施策であっても少しずつ積み上げて、それを効果が出るようにしていくということが重要であると思っております。

こうした中、国におきましては、デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、昨年12月に、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が抜本的に改訂され、デジタル技術を地方の社会課題解決の鍵として、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指し、デジタル田園都市国家構想総合戦略が閣議決定されました。

そのため、地方自治体は、国の戦略を勘案して、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂する必要があり、本市におきましても、来年度中に今後の方針や実施すべき取組を整理して、地方版のデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定する予定です。

策定に際しましては、「地方に仕事をつくる」、「人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「魅力的な地域をつくる」という四つの領域で、デジタルの力を活用して社会の課題解決に取り組むことが国から求められております。

本市におきましても、現在の総合戦略及び今後改訂予定のデジタルを見据えた総合戦略に基づき、他市に誇れるような人口増加策や子育て支援策などを展開することで、本市に住みたい・住み続けたいと思っただけのようなまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。これから行われるような施策やごく最近始められた施策の紹介がありましたが、これまでの施策が少なからず効果があったから、社人研の予測を裏切っているのだとは思いますが。先ほど御答弁にありました施策ですね、地方版デジタル田園都市国家構想総合戦略、これに期待をいたしますが、恐らくよその自治体もこれに合わせていろいろと展開していくはずなんです。今、自治体間競争がもう熾烈ですよ。とにかく子育て層の奪い合いが激しい。県外でも県内でも本当に激しいこのような時代の中で、やはり勝ち組という言葉は余り好きじゃないですけど、勝ち組になるためにはやはり先手先手でやっていく必要があるというふうに思っています。そのポテンシャルが宇土市にはあるというふうに私は思っています。では、どんなところにあるのか。東部はやはり更なる利便性の向上ですよ。昨日、檜崎議員もおっしゃっていましたが、市長も、都市開発をやるんだというふうに日頃から言及されておりますけれども、将来に負担を残さないことが条件になりますけど、本当に私自身も期待しております。ただ、西部に関しても一生懸命これから新たな施策を講じていくということを常々おっしゃっていただいておりますけれども、西部は、自然を生かした教育環境、子育て環境、住環境の更なる整備が必要だというふうに思っています。私は地元が網田なので、網田のことを言わせていただきますと、網田から出ていく人は利便性を求めて、宇土の中心部や花園のほう、あと富合とかですね、そういったより利便性が高いところに出ていくんです。しかし、網田に来る人や残る人は、自然環境がいいから残ってくれたり来たりとかするんですよ。教育、子育ての環境が△でも自然が◎なので、住むことを選択する人が少しずつ出てきているのかなというふうに思っています。昨日、野口議員、前回で言えば浦本議員、佐美三議員も熱い思いを言っておりますけれども、教育、子育て環境がもっと選択されるような取組が行われればですね、もっと選択され、網田を、西部の地域を選択されやすくなるというふうに思っています。そのためにも、やはり課題は何かと考えた場合に、課題はやはり空き家問題、空き家対策、空き家活用と、農業・漁業の後継者育成、これが急務だと、不可欠だというふうに思っています。それを支援する財政措置を国は準備をしています。空き家対策総合支援事業や特定地域づくり事業ですね。もっとほかにもあると思いますが、ほとんど自治体の持ち出しなしで、大規模な空き家、空き施設の改修や後継者育成ができるんです。新しい事業を行うとき、必ず出てくるのがマンパワー不足という言葉。難題だとは思いますが、そこを言い訳にせず、宇土が取るべき施策に挑んでほしいというふうに思います。現在は自治体間競争、激しい自治体間競争ですよ。住まいを選択する新婚世帯や子育て世帯が選択する子育てしやすいまちになり得ているかどうか、ひいては出生率を上げて将来的な人口を維持する施策となり得ますけれども、お隣宇城市では、結婚新生活支援事業を昨年から取り入れて、皆さん御存じ、学校給食無償化を今年2学期から始めています。一概に比較はできませんが、若年層を奪われ

ていくのではないかと危惧をしています。給食費や未満児保育費、子ども医療費などは、自治体間競争をあおるようなことは国にしてほしくないと思うのですが、今のところは自治体に判断を求められているのが現状だというふうに思っています。とはいえ、自治体間競争の中で持続可能なまちづくりをしていくために、地域間との連携を図りつつも、若年層市民が望む企業誘致や働く女性に優しい職場づくりを推進して、子どもを産み育てやすいまちにしていくことが重要ではないかというふうに思っています。

そこで、人口ビジョンに定める2060年の目標人口3万1千人を超える施策・展望についてお尋ねしたいと思います。市長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

先ほど企画財政部長が答弁しましたとおり、人口ビジョンでは徐々に人口減少することが予想されていますが、それを少しでも食い止めるべく、宇土市まち・ひと・しごと総合戦略を策定しまして、定住・移住の促進、関係人口の創出、少子化対策、子育て支援、教育の充実、企業誘致、創業支援など、地域の強みを生かした多種多様な施策に取り組んでまいりました。

結果的には、令和2年の国勢調査人口は、目標人口よりも下回ってしまいましたが、宇土市の特徴としまして、10歳未満と30代、40代の人口移動は微増をしております。また、昨年度の転入者から転出者を引いた社会増数については、130人ということで増加をしていたことから、宇土市は子育て世帯に選ばれている子育てしやすいまちという一定の評価は受けているものと思われまます。とはいえ、これで十分だとはもちろん思っておりません。先ほど、企画財政部長からこれまでの取組等について説明がございましたけれども、やはりもっと特徴のある取組、もっと効果ができる取組を増やしていかないと、先ほど議員がおっしゃっています地域間競争には勝ち残れないと思っております。

御承知のとおり、これは先ほどから議員がおっしゃっていることですが、市の東部地域は、大型商業施設や製造業などの企業のほか、医療機関、高校とかが立地するなど、仕事や子育て、教育、生活のしやすさから民間の宅地開発も活発になっております。子育て世帯にも選ばれ、人口は増加傾向となっております。一方で、市の西部地域、熊本地震があつて、その後豪雨災害も経験をしましたけれども、それを受けて災害に強い治水対策あるいはブロードバンドの整備、また交通弱者の買い物・移動手段の確保など住環境の整備・充実に努めております。そしてまた、御輿来海岸や住吉自然公園などの豊かな自然や、海苔、アサリ、トマトなど、豊富な農水産物を生かした産業振興に取り組んだ結果、国内外からの観光客は明らかに増加をしております。しかしながら、人口減少、少子高齢化の歯止めにはなっていないというのが実情でございます。

全国的に見ましても、人口の東京一極集中に歯止めがかからず、令和4年の出生率は、過去最低の1.26ということで、宇土市は1.39だそうでございますが、少子高齢化は加速しております。また、東京への転入超過は女性が圧倒的に多いということで、特に進学や就職の節目の世代が多いとされ、地方に若い女性が働く場所や居場所が少ないことが要因だとされているようでございます。若い女性が働きたい・暮らしたいと思える居場所を、いかにして地方に創るか、今後の少子化対策、人口増加策の重要な柱になると思われまます。

議員御質問の人口ビジョンで定める令和42年の目標人口維持に向けた今後の方針につきましては、来年度にデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定する過程で詳細を整理しますので、現時点において具体的には申し上げられませんが、大まかな方向性としてしましては、東部地域においては、ポテンシャルを生かし、さらに地域経済を牽引できるように、行政主導の土地開発を着実に推進して、若者や女性が働きたい・暮らしたいと思えるような企業誘致あるいは住環境整備等に取り組みたいと考えております。

また、西部地域につきましては、東部地域との格差を少しでも解消すべく力を入れていくことが、宇土市全体を見た場合の人口増、人口維持につながると考えております。そのために現在、地域活性化起業人や地域おこし協力隊などの民間活力も取り入れながら、西部地域に特化した定住・移住施策について、来年度からの実施に向けて分野横断的に検討するよう指示をしているところでございます。これは、空き家対策等も含んでおります。また特に教育の分野では、昨日も申し上げましたけれども、網田小・中学校から、ここをもう一点突破、全面展開という思いでいるのですけれども、まずはここから始めたいというのが、子育て世帯に選ばれる魅力的で特色ある教育に取り組みたいと考えているところでございます。

このほか、子育て世帯に選ばれるための今後の取組として、子育て世帯を包括的に支援しますこども家庭センターの設置に向けて、準備を進めているところでございますが、このセンター設置も国のデジタル田園都市国家構想総合戦略では、デジタル技術を活用した相談援助等を目指すとされております。いずれにしましても、今後はDXなどのデジタル技術も活用して、少子化対策、人口増加策に取り組みたいと考えております。正直申し上げます、宇土市の今の現状、少し立ち遅れていると私は思っております。これから勝負です。頑張ってください。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 市長の思い、御答弁ありがとうございました。是非、今の思いのまま、進めてほしいというように思います。それでは一つ、ちょっと紹介をさせていただきます。皆さん御存じだと思いますが、RESAS（リーサス）というですね、いろいろなビッグデータを持っているやつがありまして、それをちょっと宇土市を久々に見ました。よく使

う人口ピラミッドですね。一番左が2020年の人口ピラミッドです、3年前ですね。このような状態で、25年後が一番右、2045年にはこうなるということです。この赤色は高齢者なんですけども、恐らく2045年このような形になるでしょう。あとは、これからの施策でこの黄緑と下の緑色、この動きというのはこれから変わると思うんですよ。だって、あと20年ちょっとあるんですもんね。今から生まれてくる人が二十何歳になるわけで、それも施策次第でこれは変えることはできると思っています。理想はやはりこれは、上は今の形、2020年のこの赤色の形で、それより下が、すんとまっすぐドラム缶のようになるのが一番理想じゃないかなというふうに思います。是非、そうなるようなこの展望をやってほしいなというふうに期待しています。もう一つ、日南市の例を紹介いたします。これはちょっとネットで取った情報なんですけど、一応、日南市の崎田前市長と交流がありまして、よくいろんな話を聞くんですけども、企業誘致、企業誘致といろいろ自治体が言いますけれども、この企業誘致を市長になってすぐぐらまでは勘違いしていたと、よくおっしゃいます。どういう勘違いかという、皆さんどうですか、僕もその話を聞くまでは勘違いをしていましたけど、企業誘致というとなんか工場を誘致するイメージがありませんか。実際、この若年層にアンケートを採ったら、工場じゃなかったそうなんです、ニーズはですね。何かというと、事務職がやはりニーズが高いということで、ITに絞って企業誘致をしたら、13社が3年間で来ていただいて、130名の地元雇用ができたということでございました。日南市と宇土市、日南のほうがちょっと大きいんですけども、そんなに変わらない市です。是非そのポテンシャルは宇土にはあると思いますので、これを参考にさせていただきたいというふうに思います。

それでは次の質問に移ります。障がい者にやさしいまちづくりについてです。熊本県では、超高齢社会の到来や障がい者の自立と社会参加への意識の高まりを背景に、高齢者や障がい者等を取り巻く様々な障壁を取り除き、高齢者や障がい者等の自立と社会的活動への参加を果たせる社会を築くこと、やさしいまちづくりを目的として、平成7年3月にやさしいまちづくり条例が制定されています。その後、バリアフリーなど昨日も野口議員がおっしゃっていましたが、そういった取組がですね、功を奏したと思いますが、バリアフリーなど着実に施策が進められましたが、変容する社会の中で見えてきた課題へ対応するための指針として、令和3年に改定されています。その中のをちょっと抜粋したのがこれになりますけど、ここには、高齢者や障がいを持たれる方への配慮などの方針や施策が示されているんですけども、宇土市で現在、障害者手帳を所持されている方がどのくらいいるかをお尋ねしたいと思います。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市での障害者手帳所持者についてですが、令和4年度末現在で身体障害者手帳1,953人、療育手帳425人、精神障害者保健福祉手帳495人で、合計2,873人の方がいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。宇土市の人口の8%ほどに当たる方ということになるというふうに思います。8%というんですね、本市の小学生と中学生を合わせた数ぐらいに相当するというので、結構な数があるんだなというふうに思います。さて、今回は、障がい者にやさしいまちづくりについてという質問タイトルになっておりますが、先ほど御説明された中でも、身体障がい者に限って今回は尋ねたいというふうに思います。現在、本市での身体障がい者に対する支援の状況、特に、通院や外出時などの移動に対する支援や補助はどのようなものがあるのかお尋ねいたします。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、障がい者の方に対する支援につきましては、障がい福祉サービス、地域生活支援事業、自立支援医療費支給、重度心身障害者医療費助成、各種手当等の給付など幅広く実施しているところです。

身体障がい者の方の通院や外出などに対する支援としましては、外出先への同行等の人的な支援と金銭面での支援があります。

人的な支援として、障がい福祉サービスでは、ヘルパーが医療機関の通院に同行する通院等介助、自動車への乗降時に介助する通院等乗降介助があります。また、地域生活支援事業では移動支援があり、社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出に、介助者が同行するものとなります。

金銭面での支援としては、公共交通機関では、障害者手帳所持者に対し、鉄道・バスなどの民間事業者が料金の割引制度を実施しています。また、市独自の補助としましては、福祉タクシー助成事業を実施しております。この事業は、タクシーの初乗り料金分を助成するもので、タクシー券を年間最大12枚支給します。対象者は、身体障害者手帳1級、療育手帳A1、精神障害者保健福祉手帳1級の障害者手帳を所持する方となっています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。今回ですね、友人から相談があって、福祉課を何度か訪問させていただきました。恥ずかしい話、福祉に関してはサービスが

行き届いているというふう感じていました。実は私の母が、震災以降、7年前ほど脳梗塞から障がい者になってですね、今は元気ですけれども、うちの母も特に不便はないということ常々言っておりますし、今は亡くなっていますが、隣に住んでいたおじもですね、6年前まで10年間ほど車椅子生活をしていて、そのときもいろいろ話を聞いていたのですけれども、もう満足しているということをよく言っていましたから、自分の中では福祉に関しては、全国的にサービスは充実しているんじゃないかなというふうに思っていたんですね。すると、相談があつてですね、同年代の方が健康だったのにいきなり病気をし、そのあおりで足腰に影響が出て車椅子生活になったと。様々なサポートを受けられるけれども、宇土市の網田という条件不利地に住んでいるがゆえ、かかりつけの病院に行くのに2、3万円かかると、ちょっと映画を見たりとか買い物などの余暇活動を途中しにいくにも1、2万円かかるという現状があるということでした。しかし、現在の宇土市の支援はですね、今説明がありましたけれども初乗り運賃程度で年間12回使えるといっても、持ち出しは多くのしかかります。働けない体、身内による介護、ほかに給付があるといっても健康な同年代と比べてやはり条件は不利になります。障害者基本法でも謳ってあるんですね。こちらのネットで抜粋したのがあるんですけど、共生社会をつくるために次のことを目指しますということ謳ってあります。大事なことは、障がいがある人が障がいのない人と同じ人権を持っているということですね。そして3項目あつて、障がいのある人みんなが、社会の全ての場面に参加できるようにする。障がいのある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らすようにすることと謳ってあります。その観点からもやはり、この福祉タクシー助成事業の支援拡大というのは、これから必要になるのではないかなというふうに思いました。たったこの一人の例で、今回取り上げていますけれども、先ほど言われた3千人近くの方が後ろには控えているというふうに思うので、次の質問に移りますけれども、助成事業の拡大を検討できないかお尋ねいたします。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

障がい者の方で外出時にタクシーを利用せざるを得ない方は、遠距離への移動や外出が重なりと金銭的な負担も大きくなってしまいかと思います。そのような中で、議員御提案のタクシー代金の半額補助等、現行制度よりも助成拡大を行えば、障がい者の方の外出にかかる金銭的な負担を軽減することができ、病院への通院や買い物、レジャー等により外出しやすくなることと思います。

市としまして、特に車椅子やストレッチャーのまま移動せざるを得ない重度の障がい者の方が、いわゆる介護タクシーを利用される場合等に対する支援については、必要なことだ

と考えております。しかし、助成の対象者や範囲、助成額、財源等が課題となりますので、今後、制度設計を考えてまいります。

障がい者の方に対する支援につきましては、外出支援に限らず様々な課題や要望がある中で、支援対象者や支援内容を検討して、課題の解消に向けて取り組み、できる限り要望にお応えして、障がいがある人、ない人にかかわらず、誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいく必要があると考えております。今後も、障がい者の方ができるだけ地域で安心して生活することができるよう、多方面からの支援に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 前向きな御答弁ありがとうございます。諸所、ちょっと質問の仕方がおかしかったですけど、答弁内容には納得しております。当事者意識、全てを我が事と思って対応することが非常に大切だというふうに思います。人口ビジョンの質問でも言いましたけれども、障がいを持たれる方にとっても選ばれるまちとなることをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合上、暫時休憩いたします。11時40分から会議を開きます。

-----○-----

午前11時31分休憩

午前11時40分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

3番、中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 皆様、おはようございます。公明党の中野洋一でございます。初めに8月23日、全国中学校体育大会において、鶴城中学校女子ハンドボール部の皆さんが延長戦を制し、5年ぶり6回目の優勝を見事つかみ取られました。全国制覇誠におめでとうございます。また、文化部のインターハイと呼ばれる全国高校総合文化祭において、自然科学部門で、宇土高校科学部地学班の皆さんが、蜃気楼の一種とされる不知火現象の観測や発生メカニズムの解明に取り組んできた研究発表をされ、文化庁長官賞を受賞されました。御受賞本当におめでとうございます。そして、御指導くださっている教職員、指導者の皆様、毎日の生活を支えてくださっている保護者の皆様、誠におめでとうございます。宇土市の中学生、高校生の皆様のすばらしい活躍に感動をいたしましたので、冒頭にお伝えさせてい

いただきました。

さて、本日は次の4点について通告をし、議長より質問の許可をいただいております。1点目が、奨学金返還支援制度について、2点目は、熱中症から市民の生命を守る取組について、3点目は、発達性読み書き障がい（ディスレクシア）について、4点目は、視覚障がい者のための音声コードの利用促進についてでございます。執行部の皆様におかれましては、明快かつ前向きな御答弁を何とぞよろしく願いいたします。これより質問席に移動いたしまして、質問をさせていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 改めまして、公明党の中野洋一でございます。それでは通告に従いまして、1番目の質問、奨学金返還支援制度についてお伺いいたします。私ども公明党は、これまでも学びたい人が経済的理由等により進学を諦めることのない社会を目指して、奨学金制度の対象者の拡大や返済不要の給付型奨学金の実現に取り組んでまいりました。そういった取組を進めていく中で、日本学生支援機構によりますと、現在、大学生の2人に1人、年間128万人の学生が奨学金を利用するまでに制度が充実しているとのことでございます。しかし、そんな中、卒業後地元に戻ってきた若い方からよくお聞きするのが、「奨学金の返済が苦しい。」「負担が重い。」との御相談の声です。2019年度末のデータではございますが、奨学金の返還延滞者数は32万7千人で、延滞債権は約5,400億円に上ります。延滞の主な理由は、家計の収入が減っていることや支出の増加で延滞が長引く背景には、本人の低所得や延滞が続くことによる延滞額の増加が指摘されています。こうした奨学金利用者の負担軽減に向け、返済を肩代わりする支援制度が2015年から実施されています。一定期間定住し就職する等の条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を自治体が支援する制度であります。2022年6月現在で、全国615市町村が導入しています。支援制度の実施当初は、自治体と地元企業などが基金をつくることを条件に、国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税で支援する枠組みでスタートしましたが、2020年6月に制度が拡充されました。それにより、市町村については基金の設置は不要になり、国が支援する範囲も自治体の負担額の2分の1から全額まで拡大されております。制度の拡充後に返還支援制度を実施しているのが、高知県の佐川町です。佐川町は、現在放送中のNHK朝の連続テレビ小説「らんまん」のモデルである牧野富太郎博士の故郷としても有名です。その佐川町では、令和4年度から奨学金返還支援制度を実施しております。大まかな説明となりますが、佐川町に10年以上定住する意思のある者に対して、1年間の支援額24万円、月額2万円の12か月分を8年間、計192万円の返還支援を実施するという内容で、当初予算で10名分の予算を組まれたそうですが、応募者が多かったため、補正予算でさらに10名分を追加されたとのこと。結果、20人の募集に対して23人が申込みをされ、この制度により佐川

町出身者を含め23名の若い方たちが、佐川町に新たに居住されることになったとのことでございます。地方創生の観点からも、若い方々の地方定着を促す制度と言えるのではないのでしょうか。ちなみに、この制度を利用された23名の方の返済月額は1万3千円から1万5千円程度で、20名想定で23名の支援を行っても、予算的には十分な状況であったとのことでございます。

現在、本市においては、熊本県が実施するふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度がホームページ等で紹介されておりますが、当該サポート制度は、参加企業に就職した方が対象であり、本市における参加企業は1社であったかと記憶いたしております。そこで、熊本県が実施しているふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度等の奨学金返還支援制度について、制度概要の御説明を経済部長にお願いをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

現在、県が実施しているふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略において、奨学金を活用した大学生等の地元定着や、地方公共団体と企業等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を推進することとしております。

その概要は、熊本県と県内の制度参加企業が、各企業が設定する金額の2分の1ずつを負担し、県内に就職する若者の奨学金返還等を支援するものとなっております。御指摘にありますとおり、あくまで、制度への参加企業に就職した方が対象ということになります。

その制度参加企業については、2024年度で、県全体で102件となっており、そのうち本市の企業は1件の登録となっております。

また、同様の制度を設けている自治体は、令和4年6月1日現在、36都府県615市区町村となっております。

次に、県内の奨学金返済支援についての先駆的な取組につきましては、荒尾市が、平成30年から荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金を実施されています。従来からの県事業であるふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度では、参加企業に就職した方しか制度の対象となりませんが、荒尾市の制度では、荒尾市内の中小企業に就職、転職、起業された方で、荒尾市内に住民票がある30歳以下の方が対象となり、奨学金返済額の一部、3分の2の額で年間最大20万円を3年間補助金として給付されるものとなっております。

県内他市で、荒尾市のほかに同様の施策を行っているのは、上天草市と水俣市の2市となります。

制度の概要としましては、市内にお住まいの方で、市内中小企業に就業されている比較的若い方への独自の支援策となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御説明ありがとうございます。今、経済部長に制度概要を御説明いただきましたが、ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度は、参加企業に就職した方のみがその恩恵を受け、本市に居住、また本市の中小企業等に就職された方は恩恵を受けることができません。そこで、奨学金返済に苦しんでいる若い方の負担を軽減するとともに、地方創生の観点から、若い方々の地方定着を促す本市独自の奨学金返還支援制度を実施することが必要であると思慮いたしますが、元松市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

先ほど経済部長が答弁しましたとおり、ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度は、その制度に参加いただいた企業に就職した方が対象となっておりますので、本市の中小企業に就職された場合、その恩恵を受けることができません。

ただ、既に県内14市の中で、荒尾市をはじめ3市が先行して同様の制度を独自に設けられ、支援をされているということでございます。今回、この一般質問の検討に当たってですね、私もいろんなことを考えてみました。これをヒントにして考えてみたのですが、何も中小企業に限定する必要がどこにあるのかなというのがまず一つと、それと人材不足だけを考えたら、福祉ですとか介護・医療も同じく人が足りない状況になっています。ですから、宇土市の事業所という位置づけにして、これをそういった福祉とか医療とかまでに広げてみると、相当な効果が出るのではないかなということをちょっと考えてみたところでございます。結果として、恐らく人材不足の解消にはつながる、少しでも宇土市内の企業、事業所の人材不足の解消にはつながると思いますし、定住・移住の観点からも地元に残っていただく。あるいは同じ保育園、同じ会社、保育園とかはどこも似たような仕事だと思うのですが、では、熊本市の保育園と宇土市の保育園は給料が一緒なんだと、宇土市に住めば奨学金が一部助成してもらえるんだなというような制度ができたとしたら、定住・移住の観点からも非常に有効な制度になるのかなと思ったところであります。また、特に私は福祉とか医療をあえて出したのは、保育士にしても看護師にしても資格職でありまして、高校では免許が取れない仕事です。となると、短大、大学とか専門学校とかに行って学んで就職をされるということは、おのずとその奨学金の利用の割合も高くなるのかなと。そう考えると、なかなかこれは面白いなと思ったところでございます。

これからですね、県内だけでなく全国の自治体の制度を調査してみて、本市でも実施できないか検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 本市でも策定できないか検討してまいりたいとの元松市長からの前向きな御答弁ありがとうございました。宇土市には、素晴らしい奨学金返還支援制度があるということになれば、本市の高校生や中学生、また移住・定住の観点から本市以外の若い方にも周知を図ることによって、卒業後の進路選択、居住地の選択に大きな影響を与えることができるのではないかと考えます。元松市長の強力なリーダーシップのもと、是非、奨学金返還支援制度の早期実現をお願いいたします。

次に、通告の2点目、熱中症から市民の生命を守る取組についてです。近年、全国的にも夏の暑さは過酷さを増し、今年の夏も非常に暑い酷暑となりました。7月には、山形県の中学校に通う女子生徒が、部活動を終えて自転車での帰宅途中で熱中症とみられる症状で倒れ、病院に搬送された後、お亡くなりになられたという大変痛ましい事故がございました。本市におきましても、7月、50代の女性が熱中症の疑いで、エアコンがついていない自宅から意識がない状態で病院へ搬送され、その後お亡くなりになられたとの報道がございました。この日は、熊本市では3日連続の猛暑日となっており、県内で23人もの方が熱中症の疑いで救急搬送をされたとのことでございます。年々、夏の暑さの厳しさが増し、熱中症警戒アラートという言葉が聞かない日がないくらい、全国各地で発表されておりました。そこで、本市の熱中症対策はどのような取組が行われたのか。また、小中学校における児童生徒の登下校時の熱中症対策への取組について、健康福祉部長お尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

熱中症を防ぐためには、熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、それぞれの場所に応じた対策を取ることが重要です。

現在行っている熱中症から市民の生命を守る取組としましては、予防策について高齢者世帯への訪問、通いの場や地域公民館での健康教育等の機会を捉え、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら、熱中症予防に関する周知・啓発を行っております。

そのほかに新たな取組として、気候変動適応法の改正に伴い、令和6年度から、現行の熱中症警戒アラートの上に特別警戒アラートが新設されることとなります。特別警戒アラートが発令された際には、冷房施設を有する等の要件を満たす施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定し、市民の避難を誘導することとなります。

現在、本市では、気候変動適応法の今後の改正を踏まえ、先行して、新庁舎1階の市民交流スペースを、平日は午前8時30分から午後8時まで、土日・祝日は午前8時30分から午後6時まで、熱中症対策の一環としても利用できるよう開放しており、広報8月号に掲載し周知を図っております。今後は、そのほかの公共施設においても開放ができないか、検討

してまいります。

次に、小中学校における児童生徒の登下校時の熱中症対策の取組につきましては、学校から児童生徒に対し、登下校時に適切な水分補給を行うことや、できる限り通学路において日陰を利用するなどの工夫をするよう指導するとともに、児童生徒が体調の変化を感じた場合には、下校前に学校が保護者にお迎えをお願いするなどの対応を取っております。

また、保護者に対しても学校だより等を通じて、熱中症対策として、水筒や汗を拭くためのタオル持参などをお知らせしたり、登校前や下校後の家庭での子どもの体調に変化がないかなどの把握をお願いしております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。本市の熱中症対策の取組について、よく分かりました。市民の皆様が熱中症への正しい知識を身につけていただくことは、熱中症を防ぐとても重要な対策です。今後も熱中症予防に関する周知啓発をお願いいたします。そしてよろしければ、次の2点だけ今後御検討をお願いできればと思います。一つ目は、水分補給に関する点です。昨日、樫崎議員も質問の際におっしゃっていましたが、カフェインを含むお茶やコーヒーなどは、利尿作用により体内に水分が残りにくい。体質によっては飲んだ量以上に水分が排出されることもあるようです。特に、睡眠中は水分が補給できず、呼吸や汗で水分が排出されるだけとなり、脱水症状になりやすく、睡眠中の熱中症につながりやすいようです。このようなカフェインを含む飲み物への注意喚起について記載をし、周知をしていただければと思います。二つ目は、児童生徒の登下校時に、日陰を利用するなどの工夫をするよう指導をされているとのことですが、子どもたちの登下校時に日傘の使用推進をしてはいかがでしょうか。埼玉県熊谷市は、小学生全員に日傘を配布されました。岐阜県多治見市では、熱中症対策の一番目に日傘を上げています。木陰などにより直射日光を避けることで、3度から7度体感温度が下がるとされています。日傘は「陰を持ち歩く」ことができ、熱中症対策として極めて有効であると思います。また空気は地面に近いほど温度が上がり、小柄な子ほど熱の影響を受けやすく、仮に、大人の顔の周りが気温と同じ30度ぐらいだとした場合、そのときの子どもの顔周りは、約38度にもなることがあると言われております。私たち大人とは暑さの感じ方が随分変わるものです。未来の宝である子どもたちの熱中症対策には、十分に気を配っていくことが重要であると思います。登下校時の日傘の使用推進について、今後御検討を願えればと思います。

次に、小中学校の教室に設置されているエアコンですが、その使用の基準について教育部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市においては、小中学校の教室のエアコン使用基準を定めております。具体的に申し上げますと、使用期間、使用時間及び室内気温の範囲について基準を設けております。

冷房については、使用期間を6月から10月までとし、使用時間は8時から17時までのうち必要な時間を使用可能としており、室内気温の範囲は25度から28度までで調整することとしております。

また、暖房については、使用期間を12月から翌年3月までとし、使用時間は8時から17時までのうち必要な時間を使用可能としております。室内気温の範囲は18度から20度までで調整することとしております。

ただいま申し上げました基準を原則として現在運用しておりますが、気象状況等に応じ、学校及び使用教職員が判断の上、使用基準を超えて使用することも可能としております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。使用期間、使用時間、室内気温の範囲について基準を設けているとのことでした。基準の一つである室内気温の範囲ですが、冷房の場合25度から28度まで、暖房は18度から20度までということで、適正な室内気温の範囲であると思います。ところが、環境省のホームページによりますと、「クールビズの目安としている28度は、冷房の設定温度ではなく室温であることを知っているか。」と調査をしたところ、「室温である。」と正しく理解をしているのは全体の32.3%、特に40代、50代の男性が室温と設定温度を勘違いしている割合が高く、この年代で7割弱の人が勘違いをしているということだそうです。設定温度を28度にしていて、室温も28度になると思っている方が多いと思います。しかし、日差しの当たり具合や周囲の環境で、冷房の設定温度を28度にしても室温は高いままで、28度になるとは限らないという現実があります。子どもたちから「エアコンが効いていないのではないか。」とのお声をいただくことがございます。エアコンの故障等ではない場合、是非確認をしていただきたい。エアコンの設定温度ではなく、室内気温が範囲内にあるかどうかの確認をよろしくお願いをいたします。

次に、小中学校の体育館について。夏には大変体育館内の温度は上がり、体育の授業のみならず、全校集会等においても体調を崩しかねない状況であると思います。実際、6月には熊本市内の小学校で、体育館での授業後、熱中症の疑いで10名の児童が体調不良を訴え、8名が救急搬送される事故がございました。そこで、現在、本市の小中学校の体育館へのエアコン設置の状況はどのようになっておりますでしょうか。また、未設置であれば設置の検討をお願いしたいのですが、設置計画のお考えはございますか。教育部長にお尋ねいたしま

す。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市における小中学校の体育館のエアコン設置については、現在、小中学校全てにおいて未設置の状況となっております。

そのため、夏場の体育館使用については、こまめな休憩や水分補給、体育館内の室温に十分注意を払うことなど、児童生徒の熱中症予防に努めながら体育の授業等を行っているところでございます。

本市としましても、体育館は児童生徒の教育の場であることから、児童生徒の健康被害を防ぐとともに、災害発生時の避難所として利用される施設でもあることから、近年の深刻な暑さに対応する空調設備の必要性を認識しているところでございます。

しかしながら、施設整備を行うに当たっては、財源の確保、効率的な空調を行うために必要となる施設の断熱性能の確保や電気容量の増設、ランニングコストを考慮した効果的な空調設備の運用のためのルールづくりなど、様々な課題がございます。

このようなことから、今後、本市においては、関係部署と協議を重ねながら調査・研究を進め、文部科学省の補助事業や防災・減災に関する交付税措置のある有利な地方債制度等の活用を図るなど、体育館へのエアコン設置に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございました。近年の深刻な暑さと、教育部長はいみじくも表現されました。この深刻な暑さから児童生徒や災害時に避難して来られた市民の方の健康被害を防ぐためには、できる限り早く体育館へのエアコンの設置が必要であると考慮いたしております。設置へ検討を着実に前に進めていただきますよう、何とぞよろしくお願いをいたします。

次に、省エネ家電買替え補助金についてお伺いをいたします。7月に熱中症の疑いでお亡くなりになられた本市の女性は、夜間にエアコンを使用されておらず、翌朝御自宅にて発見されたと報道されておりました。連日暑い中、どのようにして暑さ対策をされているかということをいろんな方にお聞きをしたところ、「エアコンが壊れたままなので、扇風機で暑さをしのいでいる。」とか「古いエアコンなので、昼はショッピングセンターにいて、夜は冷房をつけたままだと電気代が心配だから、網戸にして寝ている。」という方がいらっしゃいました。これは熱中症防止のみならず、防犯上の観点からもよろしくないと思われました。そこで、市民の方が新品のエアコン等への買替えを補助する省エネ家電買替え補助金を地方創

生臨時交付金などを活用して開始してはいかがでしょうか。市民環境部長、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

近年、地球温暖化により気温が上昇傾向にあり、35度を超える猛暑日が多く発生しています。そのことが、熱中症など、身体生命に大きな影響を及ぼす事態となっております。

熱中症を予防するために最も大切なことは、暑熱から身体を守ることであり、エアコンによる生活空間の冷却が非常に有効であります。

また、エアコンは毎年省エネ機能が向上しており、買替えを行うことによりCO2削減に期待ができます。

省エネ家電の買替え補助につきましては、議員御提案のとおり地方創生臨時交付金の活用が見込まれますが、令和5年度の本市への臨時交付金の活用については、既に他事業への活用が予定されており、本年度の臨時交付金を活用した補助事業の実施は難しい状況でございます。

ただ、エアコン買替えへの補助金創設については、先ほど申し上げましたとおり、熱中症対策の効果や地球温暖化を低減するCO2削減の効果が期待できます。

このため、令和6年度から施行される改正気候変動適応法の詳細及びその他の補助金制度の状況を精査し、有利な財源の活用を含めて、熱中症から市民の生命を守る取組の一環として、今後省エネ家電買替え補助制度の検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。熱中症から市民の生命を守る大事な制度であると思います。御検討をよろしくお願いいたします。

通告の3番目、発達性読み書き障がい（ディスレクシア）についてです。発達性読み書き障がいであるディスレクシアは、学習障がいの一つとされ、全体的な発達には遅れはないのに、文字の読み書きに限定した困難さがあり、そのことによって学業不振が表れたり、二次的な学校不適應などが生じる疾患です。知能や聞いて理解する力、発話で相手に自分の考えを伝えることに問題はありません。主な特性として、通常を読み書きを練習しても音読や字を書くことが困難、音読ができたとしても読むスピードが遅い、漢字や仮名の形を思い出すことが難しいため、文字が書けない又はよく間違える。文字の形を思い出すまでに時間がかかるので、文章を書くのに非常に時間がかかるというようなものがございます。ディスレクシアは、日本の小学生の7%から8%に存在すると言われております。ディスレクシアは、周りの人が理解をし、適切なサポートをすることで困難さを軽減することもできると言われ

ております。

そこで、ディスレクシアの疑いがある児童生徒を学校は把握できておりますでしょうか。把握できている場合、どのような配慮をされておりますでしょうか。また、ディスレクシアの疑いのある児童生徒を早期に発見できるよう、学校ではどのような検査が行われておりますでしょうか。教育部長に御答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

ディスレクシアは、知的能力や理解能力には異常がないにもかかわらず、読み書きの学習に大きな困難を抱える学習障がいの一つであり、市内の小中学校においても、困難さを抱えている児童生徒がいることを把握しています。

学校における児童生徒への配慮の例を申し上げますと、書くことが困難な児童生徒には、書くスペースを大きくしたワークシートを使用したり、書く量を減らしたりするなどの工夫を行っています。また、読むことが困難な児童生徒には、プリントの文字を大きくしたり、行間を広げ、ルビを振るなど、読みやすいプリントを作成したりする工夫をしています。さらには、タブレット端末により、音声読み上げが可能なアプリケーション「アクセスリーディング」を用いて、学習のサポートをする学校もございます。

また、学校でのディスレクシアに対する検査についてですが、学校では授業中の児童生徒の学習状況から、読み書きの苦手さに気づくことはありますが、ディスレクシアであるかどうかの判断は専門性を要するため、学校で検査を行うことはできません。したがって、疑いのある児童生徒については、保護者に対し、日頃の本人の学習状況を説明するなど、保護者や本人と十分相談した上で、医療機関につなげることであります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。ディスレクシアで困難さを感じる児童生徒の負担が軽減するよう、適切なサポートをお願いいたします。

次に、学校においてディスレクシアの障がいの困難さを軽減するために、様々な配慮やサポートについて、先ほど教育部長が述べられました。しかし、文字の読み書きに困難さはあるものの、知的能力や理解能力には問題がない。だから、それらの配慮やサポートについて特別扱いをされているとの誤解から、いじめなどにつながる場合があります。必要な配慮やサポートであると理解を図っていくためには、他の児童生徒やその保護者への周知が必要だと考えます。リーフレットの活用や学習会などにより、ディスレクシアへの理解を促す必要があると思いますが、教育長の御見解をお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

現在、市内小中学校では、人権学習等の機会を通し、障がいへの理解を深めるための学習を行っております。

しかしながら、ディスレクシアとその合理的配慮につきましては、児童生徒、保護者に対し十分な周知、啓発ができていないのが現状でございます。

ディスレクシアのある子どもは、本人の読み書きの困難さが周りの人には理解されにくいという特性があります。そのため、児童生徒、保護者が、ディスレクシアの特性を十分に理解した上で、学校が合理的配慮に取り組むことが非常に大切であると認識しております。

そのため、市としましては、人権学習等の中で、ディスレクシアをはじめとした学習障がいについて取り扱うよう学校に対し働き掛けるとともに、リーフレットの活用等についても検討してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。ディスレクシアの子どもたちが困難さを感じず、日々の学校生活を送れることが最も大切なことだと思います。十分な周知、啓発をお願いいたします。

通告の4番目、視覚障がい者のための音声コードの利用促進についてです。音声コードというのは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変える二次元のバーコードです。この中に文字情報を記録できます。印刷物に音声コードが付いている場合、紙媒体の端に切り欠きと呼ばれる半円の穴が付いているため、視覚に障がいがある方はそこを指で触れば音声コードの場所が分かるというものです。本市からも封書が届きますが、その封書には音声コードは付いていません。このため何の封書か分からないために誤って捨ててしまうこともあるかと思っております。本市から送られる通知文書や広報などの印刷物、また公共料金の通知書類などには、音声コードの記載をしてはいかがでしょうか。視覚障がいのある方が情報の取得やその利用、意思疎通ができ、負担が軽減されるのではないかと思います。音声コードの利用促進について、健康福祉部長に見解をお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、音声コードについてですが、中野議員の御説明にあったとおり、音声コードはQRコードのような18ミリ角の図の中に、日本語で約800文字の文章、テキストデータを記録することができ、印刷された音声コードを読み取ると、記録された文章を自動的に音声で読み上げるシステムです。音声コードにはSPコードとユニボイスコードの2種類があり、SPコードは専用の読取機器を使い、ユニボイスコードはスマートフォンの無料アプリを使

って読み取ります。

市から発送する通知文書や広報などの印刷物につきましては、音声コードを印刷しているものは今のところございませんが、これ以外の視覚障がい者への支援制度として、平成18年から声の広報事業を、熊本県点字図書館に委託して実施しています。この事業は、視覚障がい者で文字による情報入手が困難な方に対し、広報うとの記事を音訳したCDを定期的に提供するもので、現在7人の方が利用されています。

また、日常生活用具給付事業として、音声コード読上げ装置や携帯電話を利用する場合の読み上げ補助アダプターを給付対象としており、ほかにも視覚障がいの程度により、点字器・ポータブルレコーダー・拡大読書器・暗所視支援眼鏡等も含め、直近5年間で延べ20人の方に給付しているところです。

今後も、デジタル技術などの進展に注視し、視覚障がい者の方に限らず、高齢者などへの情報バリアフリー化を推進していく必要がありますので、まずは国や県、県内自治体の活用状況を把握し、参考にしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。デジタル技術の進展が日進月歩どころか、秒進分歩と言われております。視覚障がいの方だけではなく、高齢者なども含めた情報バリアフリー化の推進は大変重要であると考えております。他自治体の活用状況の把握に努めて、障がいのある方や高齢者により使いやすい技術が提供できますようお願いをいたします。

最後に、6月議会で質問させていただきました野良猫問題について、熊本県が実施する避妊去勢手術への補助をホームページや広報にて周知を図っていただきました。環境交通課の迅速な対応に感謝をいたします。ありがとうございました。

それでは、私の質問はこれで終了をいたします。どうもありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、11日月曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

午後0時26分散会

第 4 号

9 月 1 1 日 (月)

令和5年9月宇土市議会定例会会議録 第4号

9月11日（月）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 杉本 寛議員

- 1 うと地藏まつりについて
- 2 スポーツ振興の推進と現状について
- 3 地域防災について

2. 土黒功司議員

- 1 魅力ある宇土市に向けた地域産業支援・連携について
- 2 子育て環境・子どもの教育環境に対する保護者へのケアについて

3. 福田慧一議員

- 1 生活保護の受給状況と低所得世帯支援、熱中症対策について
- 2 特定健診、高齢者健診、がん検診について
- 3 国民健康保険について
- 4 介護保険について

日程第2 常任委員会に付託（議案第64号から議案第83号）

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 土黒功司君 | 2番 杉本寛君 |
| 3番 中野洋一君 | 4番 浦本晴美さん |
| 5番 佐美三洋君 | 6番 小崎憲一君 |
| 7番 今中真之助君 | 8番 西田和徳君 |
| 9番 園田茂君 | 10番 宮原雄一君 |
| 11番 柴田正樹君 | 12番 檜崎政治君 |
| 13番 野口修一君 | 14番 中口俊宏君 |
| 15番 藤井慶峰君 | 16番 山村保夫君 |

17番 村田 宣雄 君

18番 福田 慧一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|----------|------------|-----------|----------------|
| 市 長 | 元 松 茂 樹 君 | 副 市 長 | 谷 崎 淳 一 君 |
| 教 育 長 | 太 田 耕 幸 君 | 総 務 部 長 | 山 口 裕 一 君 |
| 企画財政部長 | 光 井 正 吾 君 | 市民環境部長 | 小 山 郁 郎 君 |
| 健康福祉部長 | 岡 田 郁 子 さん | 経 済 部 長 | 加 藤 敬 一 郎 君 |
| 建 設 部 長 | 草 野 一 人 君 | 教 育 部 長 | 野 口 泰 正 君 |
| 秘書政策課長 | 渡 邊 聡 君 | 危機管理課長 | 内 田 雅 之 君 |
| 企 画 課 長 | 三 浦 仁 美 さん | まちづくり推進課長 | 中 山 好 美 さん |
| 財 政 課 長 | 北 谷 太 示 君 | 市民保険課長 | 伊 藤 誠 基 君 |
| 福 祉 課 長 | 深 田 徹 君 | 高齢者支援課長 | 久 多 見 さ と み さん |
| 子育て支援課長 | 湯 野 淳 也 君 | 健康づくり課長 | 田 尻 清 孝 君 |
| 商工観光課長 | 清 塘 啓 史 君 | 学校教育課長 | 本 堀 武 史 君 |
| 生涯活動推進課長 | 西 山 祐 一 君 | | |

6. 議会事務局出席者の職・氏名

| | | | |
|-----------|------------|--------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 江 河 一 郎 君 | 次長兼議事係長兼庶務係長 | 春 木 教 明 君 |
| 議 事 係 参 事 | 村 田 有 美 さん | 庶 務 係 主 事 | 中 山 裕 輝 君 |

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

2番、杉本寛君。

○2番（杉本 寛君） 皆様、おはようございます。一人会派の杉本でございます。本日は、一般質問をする機会を与えていただき感謝申し上げます。本日私が質問させていただく内容は、うと地蔵まつり、スポーツ振興についてと地域防災についての三つになります。執行部の皆様におかれましては、前向きな御答弁をいただくことをお願い申し上げまして、一般質問の席よりこれより移動させていただきまして、質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君。

○2番（杉本 寛君） 皆さん、改めましておはようございます。本日、私がまず初めに御質問させていただく内容は、先月開催されました地蔵まつりについて経済部長にお尋ねします。質問の内容としまして、交通規制エリアと交通規制の時間帯が現在の状況になった経緯を教えてください。よろしくお願ひします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） おはようございます。御質問にお答えします。

初めに、交通規制エリアについてお答えします。

本年度は、本町通りが本町1丁目の吉武饅頭屋から宇城斎場前交差点まで、中央線が市役所からスーパーキッドまでがその範囲となっております。本町通りについては造り物の出展、中央線においては民謡パレードやステージ等が催されますことから、現在のエリアとなっております。また、平成21年から現在まで大きな変更はありません。

次に、交通規制の時間帯についてですが、23日が午後6時から午後10時まで、24日が午後6時から午後9時30分までとなっております。平成26年度までは、23日が午後6時から午後10時30分、24日が午後6時から午後10時までが規制の時間帯となっております。規制時間短縮の理由としましては、青少年健全育成の観点及び渋滞の緩和の理由から、警察と協議の上、両日とも30分短縮しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君。

○2番（杉本 寛君） 御答弁ありがとうございました。本当に分かりやすく具体的にですね、御説明いただきありがとうございます。ただ一点ですね、現在の、こちらに今モニターに出ています交通規制エリアのままですと、私が居住しております本町、最近では旧宇土町などというふうに、まだ宇土町なんですけど、もうシャッター街になってしまって閑散としているのがですね、祭り当日も閑散とした状態が続いている状態でございます。また、今年の23日の日はですね、基本的には入地町の交差点、セブンイレブンから本町通りに関しましては、大型トラック進入規制の交通規制がそもそも敷かれているにもかかわらずですね、祭り当日の日に大型トラックが、松橋町側から進入して来られ、吉武饅頭屋さん前でUターンをして戻るといってちょっと事案もありました。大きな例えば人身事故だったり、物損とかそういった事故につながらなかったもので、速やかにUターンしてもらって、来た道に戻っていただいたので、事なきを得たんですけども、やはりちょっとそういった交通トラブルも、少なからずとも発生しているというところでございます。そこで、私が今回この質問をさせていただく内容に関しまして、1点ちょっと御提案がございまして、正直、入地の交差点のところ付近からですね、来年は交通規制をかけていただけないかなというふうに思っております。というのもですね、入地町交差点から交通規制を敷かれたとしても、迂回するだけの道路がもう拡張されておりますし、もう道幅も十分確保できているという観点からですね、もう入地町交差点側から思い切って交通規制が敷けるのではないかなと思います。それがなぜなのかという、やはり本町1丁目界隈のまだ細々ではございますが、造り物を多数展示したりとかですね、制作されている地域の方々も頑張っていると思いますので、見物客が今のまま、現状のままの状態だと、やはり造る側の意欲も低下してしまっていて、ますます作品の数の減少につながるのではないかなというのを危惧している次第でございます。

そこで、次の質問に移らせていただきます。露店商やケータリングのキッチンカーですね、その募集方法と時期について。内容といたしましては、出店に伴う募集方法・条件及び露店出店の受付の締切日について、経済部長にお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

初めに、出店に伴う募集方法につきましては、うと地蔵まつり交通部会終了後、市のホームページで一定の期間を設け、周知及び募集を行っております。併せて、前回出店された方には通知を送付し、お知らせしております。

次に、出店許可の条件についてですが、主なものとして、申請者及び露店従事者がいわゆる暴力団及び密接関係者ではないことがあります。申請書を受理した後、宇城警察署へ暴力団関係者でないか、照会を実施します。宇城警察署からの回答後、該当がない場合、地蔵まつり実行委員会から各申請者へ出店許可証等を交付します。

その後、申請者はその出店許可証をもって、宇城警察署へ道路使用申請を提出し、警察署からの許可後、公道に露店を出店することが可能となります。なお、公道でない個人の敷地内に出店する場合には、警察署への道路使用申請は不要となっております。

市からの照会に対する警察からの回答に1、2週間程度要すること、許可証の受け渡し期間、申請者から警察に対する道路使用申請及び許可に要する期間を勘案し、地蔵まつりの開催日である8月23日までに準備が整うよう、例年7月中旬頃を露店出店受付の締切日としております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君。

○2番（杉本 寛君） 事細かなことまでありがとうございます。今年は特に多かったような気がします。本当にたくさんの人、人、人であふれて、やはり皆さん待ち望まれていたのかなというふうな感じもしました。やはり4年ぶりの地蔵まつりの開催を非常に楽しみにされていた方々がたくさん、多くいらっしゃったのかなというふうに思う次第でございます。その代わりですね、やはり集客された来場者の方に比べて、出店・露店商の数がちょっと少ないような感じもしました。やはりコロナ禍中の3年間、やはり営業が先行かなくなり廃業されたり、また後継者不足等によることで、露店商の数も年々少なくなってきているのかなというふうな、逆に思いもした次第なんですけれども、やはりホームページで一定期間、ただ待つのではなく、やはりそういった観点から露店商の数も年々減少傾向にあるという観点からですね、SNSですね、ソーシャルネットワークサービスなどを活用して、こちら側からちょっとPR活動を来年は行っていただいて、キッチンカーなどをもっとたくさん誘致できるような、そういったにぎわうお祭りにしていければなと思う次第でございます。

あと、ちょっとこれは露店商の話にちなんでのことなので、にぎわいからはちょっと遠ざかってはしまうんですけども、やはりその露店商さんを集めるのも大事なんですけれども、露店商に対してやはり地域住民の方々から、ちょっと不満というか、苦情の声も多数今回寄せられました。まずその1点目がですね、露店商の方々がやはりピーク中にお手洗いに行くにしても、セブンイレブンさん、ファミリーマートさん、近くのコンビニ、公共施設のトイレ・お手洗いに行くにしても距離がある。コンビニエンスストアさんに駆け込んでも、今年度は非常に長蛇の列をつくっていたせいで、なかなかすぐに用を足すことができなかったという理由からでしょうか、その露店商が借りている店先だったり、民家の敷地内の塀垣、軒下等でちょっと隠れて用を足されているというのに対して、その地主さんがすごく不快な思いをされたという声を聞きました。あともう一点がですね、出店番号が91番の方だったんですけども、店先の軒先にですね、キッチンカーを準備中に移動されているときに、非常に何か時間が押し迫っていたのか慌てられていたそうです。そして、そのトラックを軒先に

ぶつけるという事故もあったということで、こちらの地主さんはですね、そのぶつけられたキッチンカーの方もすぐさま謝罪されるならよかったですけども、ちょっと謝ることもせず、もう何か突然、曲がった軒先を手先で板金し始めたらしくて、挙句の果てには時間がないからということで準備に移られて、非常にそのお店屋さんは不快な思いをされたので、もう来年はこの方には来てほしくないと。もし来られるなら別の方に来てほしいということで、不満を寄せられております。

あと、地蔵まつりの一番の問題がですね、こちらモニターに掲載させていただいております、ごみ問題ではないかなと思います。もう一枚目の画像をお願いします。これ市役所です。市役所の玄関ですね。これは集めてきたごみを置いたのではなく、朝、出勤された市の職員さんが見られて、このように庁舎の軒下にごみが放置してあったということですね。この問題に関しましては、捨てた方のモラルの問題でもありますし、あと祭りですね、やはり民家だったり、道路上に捨ててあるごみに関しましてはですね、正直お祭りに来られた方々のモラルの低下なのかなというふうな気もします。しかしながら、来場された方々のモラルが低下しているから、その人たちが悪いから、その人たちがどうにかしないといけないんじゃないかではなく、やはりこういったごみ問題がある以上、それなりの何かしらの対策、対応を取らざるを得ないような時期に来ているのかなという気も併せてします。毎年、鶴城中学校のクラブ活動生の方々がボランティアで、祭りの日は毎朝ごみ拾いをさせていただいていると聞いております。また、ちょっとページ戻っていただいて、ちょっと拡大できないんですけども、こちらはごみ袋を持って宇土市の職員さんと、この中には多分、この後ろ姿は今中議員ではないかなと思う方も写っているんですけども、皆さんがごみ袋を片手に朝からごみ拾いをさせていただいたと。宇土市の職員さんが120名ほど朝から集まられて、こういった形で24日の朝ですね、ごみ拾いをさせていただいた。本当に非常にありがたい話でございます。しかしながら、こういった方々のお力添えに、陰ながらの御尽力に甘えてばかりではいけないので、やはり露店商の方々にもですね、再度規約の許可書の中に、閉店後の撤収のということルール決めされておまして、「店舗周辺の清掃を行い、ごみ、残飯等は各自持ち帰ること。」と記載されていますが、行っている方もいらっしゃると思うんですけども、正直、現実守られていないような気もしますので、伝統あるお祭りの存続のためにも、しっかりと周辺地域の方々により一層楽しんでいただける、また、より一層ですね、周辺地域に御協力いただいている方々に、更なる御理解が得られるような周知を再度図っていただければ幸いかなと思います。

あとまたもう一点、トイレに関しましては、やはりその出店される方々に、ある程度予算を出資していただいて、仮設トイレの増設ですね。トイレがないからここですというの、ちょっともうさすがに人として間違っていると思いますので、場所も借りてごみは片づけな

い、挙句の果てにはトイレまでしていくというのは、ちょっともう人として間違いだらけなので、やはりそういったことが今後ないようにですね、仮設トイレの増設も併せてお願いさせていただきます、次の質問に移ります。

造り物の出展状況についてですね、現在、造り物の出展数が年々高齢化に伴い、減ってきているようにも思います。そこで、やはり小中学生へ呼び掛けて、造り物への参加促進ができないかなと思います、そのことについて経済部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

初めに、令和5年度における造り物の出展状況についてですが、一般枠として、五つの地区から16点、特別枠として3点、審査対象外として3点の出展申込みがあり、合計22点となっております。また、子ども造り物については、市内保育園や学童クラブ等へ造り物出展について依頼しましたが、結果として申込みがなかったため出展はありませんでした。

前回、通常開催であったコロナ禍前の令和元年度の出展数と比較しますと、商工会等新たに造り物出展に御協力いただいた団体等があったものの、5点減少しております。

造り物の出展数につきましては、年々減少傾向となっており、その背景としては造り物に携わってこられた方の高齢化、担い手となるべき若者の減少が大きな要因と考えられます。

今後、小中学校を含めた子どもたちへの参加を促進する方法がないか、関係者から御意見をいただき、考えていきたいと思っております。

なお、今年度については、造り物の出展という形ではありませんでしたが、鶴城中学校の御協力により、市民会館2階で行われた文化協会展示会場において、絵画、短歌、家庭科作品を展示、また、円応寺には美術部作成のランプシェードを展示しました。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君。

○2番（杉本 寛君） ありがとうございます。前向きな答弁本当に感謝申し上げます。やはり多くの子どもたち、もともと地蔵まつり、お祭り自体の発祥が、子どもたちの無病息災とかそういったものを祈願してお祭りですので、やはりそこには、子どもたちがただ露店商を回るとか、花火を見るとかいう楽しみ方だけではなく、やはりその造り物という伝統文化に触れるいい機会がございますので、ここをしっかりと活用してもらって、子どもたちの成長だったり、そういった部分の創造性だったり、そういった子どもたちの更なる成長につながるような取組を是非取り組んでいただければなと思います。また、造り物展示の場所も、最近ちょっと空き地が増えてきているせいか、非常に展示するスペースも十分確保できるのではないかなと思いますし、空き店舗なんかでもですね、思い切って利活用してもらって、通常はシャッター街の商店街もお祭りのときだけでも造り物を展示して、空気の入替えじゃ

ないですけど、そういった形でにぎわせていただければ幸いかなと思います。また、ただ造り物を展示しているだけではなく、せっかく多くの方々が来場されておりますので、そういった方々も一緒に参加できるような参加型の取組ができないかなと、私的には思っております。例えば、造り物の目立つところにQRコードを設置し、そのQRコードでその造り物に対しての良し悪しではないですけども、評価、点数を付けるという、そういった楽しみ方もあるのかなというふうに思いますので、そういった形でたくさんの方々に参加していただくことによって、より一層楽しい伝統あるお祭りが多くの人でにぎわうのではないかなと思いますので、是非前向きに御検討のほうをよろしくお願い申し上げさせていただきます、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、スポーツ振興の推進と現状について御質問します。まだまだ日中は暑い日が続いておりますが、朝晩はちょっともう肌寒いような感じもするぐらい涼しい季節がやってまいりました。スポーツの秋とも言われるせいか、最近では多くの方々が朝晩ですね、ウォーキングだったり、ジョギング等を楽しまれている姿もよく見かける機会も増えてきました。そこで、教育部長にお尋ねします。本市におけるスポーツ振興の推進と現状についてお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

宇土市内にありますスポーツ施設については、市が管理を行っている施設と指定管理者が管理を行っている施設があります。

まず、市が管理を行っている施設には、各地区体育館やトレーニングセンター、地区グラウンドなどがあります。なお、体育館等の建物については、定期的な屋内清掃や設備の点検を行い、地区グラウンド等については、除草作業や夜間照明設備の保守点検などを行っております。

次に、指定管理者が管理を行っている施設には、市運動公園の各施設、ecowin宇土アリーナ、武道館、宇土市スポーツセンターの各施設があります。各施設については、毎日の清掃や設備等の定期的な保守点検、グラウンドの整地や除草作業などを随時行っています。以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君。

○2番（杉本 寛君） 御答弁ありがとうございます。今、タブレットに送信しております資料を御覧いただきながら、次の質問に移ります。市内における各スポーツ施設の現状と課題についてですね、内容といたしましては、市内における各スポーツ施設、先ほど御説明にもございました体育館、プール、グラウンド等の現状はどうなっているのか。また、施設やグラウンドの今後の課題についてお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

初めに、スポーツ施設の現状につきましては、昭和40年代から50年代に建設されたものが多くを占めており、実に40年以上が経過し、全体的に老朽化が進んでおります。幾つか例を挙げますと、大雨時におけるecowin宇土アリーナの雨漏りや、市民プールのウォータースライダーの経年劣化による利用停止、テニスコートについては、人工芝の張り替えなど修繕や改修を行っております。

次に、課題につきましては、経年劣化による各施設の修繕や改修など多額の予算を伴うものが多いことと、また、各地区グラウンドを良好な状態で維持する大変さが一番の課題であります。これまで各地区グラウンドは、利用団体にグラウンド内の除草作業等を行っていただいておりますが、近年は少子化の影響もあり、部活動の廃止や地域のスポーツ行事も少なくなり、グラウンドの利用が減少しております。そのため、利用者が多いグラウンドにつきましては、管理が行き届いていますが、利用者が少ないグラウンドにつきましては、夏場など特に管理が行き届いていない状況です。

今後におきましては、施設の利用状況を踏まえ、地域の実情等を考慮した上で、中長期的な年次計画により維持管理を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君。

○2番（杉本 寛君） 御答弁ありがとうございます。タブレットに送信させていただいております資料の14番目を御覧いただけますでしょうか。なぜ、この資料を出したかという、私は大体毎年9月、10月ぐらいの獅子舞が近づいてくる時期に、ちょっとスタミナ回復のためにグラウンドをよく走っておりました。そのときにですね、この資料14番目、忘れもしません。手のひら一枚分入っているような、お分かりいただけだと思いますが、この部分で私はつま先が突き刺さり、そのまま顔面から転倒したのを鮮明に覚えております。家に帰ると、家族から日頃運動しないおまえが運動するから悪いんだろうというトーンで、笑い話で終わってしまったんですけども、これがもし例えば市民の方が、ここにけまつれて転倒した場合は、いささかそうではいかないのではないかなというふうに思います。やはり築年数もさることながら、日頃からこまめに定期点検などを行っていただいているのは分かるんですけども、かなり施設としても老朽化が著しく見てとれます。

あともう一つですね、こちら資料の19ページ、19枚目になるんですけども、こちらはecowin体育館で、奥にございますスポーツジムの倉庫でございます。ルームランナーが本来だったら2基据えてあったのが、2基とももう修理もできないと、基板がもう製造中止になっているせいでもう修理ができないので、もうここに保管しておくしかなくてです

ねというお話でした。今、新しいルームランナーが1基設置されている状態で、たまたまそこを利用されている方がいらっしゃいましたが、是非、できればルームランナーを3台ほど据えていただければ、非常にありがたいですというお言葉もいただいた次第でございます。

あともう一点、一番大事なことなんですけれども、ecowin体育館ですね、御存じかどうかは定かではないんですけども、ecowin体育館の消防設備が今機能しておりません。というのがですね、こちらecowin体育館の中のスプリンクラーですね、スプリンクラーで水が火災のときに発生する消防設備が備え付けられているんですけども、その消防設備が備え付けられているタンクからそのスプリンクラーまで、放水する際の配水管の原因、場所がまだ特定できないぐらい水漏れを起こしています。水漏れを起こしている原因で、今、消防設備のこの配水管のバルブを締めている状態になっていると。「いつからですか。」と尋ねたところ、「何年も前からです。」ということでした。やはりスポーツもさることながらなんですけど、こういった公共的な場所というのは多くの市民の方々が利用されますので、やはり安全がまず前提でないといけないのではないかなと思いますので、やはりたくさんの方々の諸問題を抱えて大変だと思うんですけども、段階を追って、優先順位を付けていただいて、少しずつもっと多くの方々がスポーツに参加しやすいような、そういった環境整備、受け皿をまずつくっていただいて、早急な対応をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次に質問はですね、自主防災組織についてですね、地域防災についてですね。質問の内容といたしましては、自主防災組織連絡協議会等ございますが、この設立の意義と目的及び設立することによって地域防災のどういった部分が強化されるのか教えていただきたい、質問させていただきます。総務部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、各行政区で設立されている自主防災組織は、地域住民が、自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき、自主的に設立される防災組織でございます。令和5年8月時点においては、157行政区中138行政区で設立されており、その設立率は87.9%となっております。

次に、自主防災組織が設立された行政区や未設立の行政区を含めまして、市内7地区単位で設立を進めている自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織等相互の協力体制を構築することで、誰一人取り残さない自助・共助に基づく地域防災力の向上につながるものとされておりまして。

特に、大規模災害に備え、普段から自主防災組織で協力し合える体制の構築や、地区内の自主防災組織間での情報交換、また行政区単体ではできなかった合同訓練の実施、さらに他

組織の先進的な活動内容を知ることができる意義は、非常に大きいと考えております。

次に、自主防災組織連絡協議会の設立の大きな目的の一つが、平成28年熊本地震でみられた指定避難所運営における公助の限界を解決するため、市の職員による避難所運営から地域主体による避難所運営への移行でございます。

このため、各地区における自主防災組織連絡協議会において、避難所ごとの避難所運営委員会の構成を定め、発災後は、避難所運営委員会を中心とした自主的な避難所開設と運営ができるよう協議を進めてまいります。

この避難所運営委員会による事前協議により、各地区の実態に応じた避難所運営マニュアルを作成することで、行政や施設管理者、また地域防災組織等の代表者が情報を共有しながら、相互に連携した避難所運営が可能になると考えております。

最後に、自主防災組織連絡協議会の設立の率につきましては、令和3年度は、7地区中、走潟地区と緑川地区の2地区で立ち上げが行われ、令和4年度には、新たに網津地区と網田地区の2地区の立ち上げが完了しましたので、その設立率は、現在57%となっております。

第6次宇土市総合計画後期基本計画においては、令和8年度までに100%の設立を掲げておりますので、現在、未設立の宇土地区、花園地区、轟地区、この3地区設立に向けて、各地区の役員会等に出向いて事業説明を行いながら、設立準備のための協議をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君。

○2番（杉本 寛君） 総務部長、明確な答弁ありがとうございます。自主防災組織連絡協議会の予定では、令和8年度までに設立率100%を掲げてございますが、もう令和8年度と言わずですね、早期に100%を目指して頑張っていただきたいなと思う次第でございます。なぜ、今回こういう質問をさせていただいたかということ、今からやはり災害が、台風到来のシーズンに突入してまいります。やはり総務部長のお答えになられた答弁の中にもありましたように、誰一人取り残さないと、やはり市民の安心・安全な生活を脅かすのは自然災害ではないかなと私的には思いますので、そういった意味でもですね、自助・公助・共助のそういった部分をもっと強化する意味でも、今後とも早期の100%を目指していただければなと思います。

次の質問に移らせていただきます。有事の際、本市における今現在、市民に対する情報の伝達方法についてお尋ねします。有事の際は、高齢者や障がい者を含め、誰一人として取り残さないようにするための情報伝達手段が必要ではございますが、現在における本市の情報伝達方法ですね、防災行政無線についてお尋ねします。総務部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

大規模な自然災害や戦争などの非常事態は、市民生活の安心・安全を脅かす深刻かつ重大な脅威であるため、屋外拡声子局である外部スピーカーなどの通信手段を活用して、市民に伝達する責務があると認識をしております。

このため、市では、いち早く正確な情報を地域住民に伝達するため、市内84か所に屋外拡声子局である外部スピーカーを設置しております。

この屋外拡声子局は、国の全国瞬時警報システム（Jアラート）と連動しておりますので、国からの弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的な余裕がない事態に関する情報を瞬時に放送することができます。

しかしながら、屋外拡声子局は、大雨や強風等の気象状況により、音声聞き取りにくいといった状況が考えられます。

このため、放送した内容を確認する方法として、電話応答装置を整備しており、放送した内容を電話で確認することができます。なお、昨年度の電話応答装置の利用件数は406件となっております。

一方、屋内で確実に放送内容を確認していただくため、各行政区長、消防団幹部、小中学校などの公共施設、また、独居高齢者世帯などの屋外拡声子局による放送の聞き取りが困難な世帯には、戸別受信機を無償で貸与しているところです。

その貸与数ですけれども、令和5年8月1日現在で、各行政区長に148台、消防団幹部に21台、小中学校など公共施設に60台、放送の聞き取りが困難な独居高齢者世帯に79台、合計308台となっております。

なお、全国瞬時警報システム（Jアラート）は、国から携帯大手事業者を経由するエリアメール、緊急速報メールにより、携帯電話やスマートフォンに配信されることになっていきます。あらかじめ受信を設定しておくことで、人手を介さず情報伝達手段を起動させることができる自動起動装置により、迅速かつ確実に緊急情報を収集することができます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君。

○2番（杉本 寛君） 御答弁ありがとうございました。そうですね、本当いろんな災害がいつ、どういった形で起こるのかというのは分からない時代に突入していますので、やはり市民の方々にはですね、正確な情報、間違いのない的確な情報をタイムリーに今後とも発信していただければなというふうに思います。こちら総務部長から御答弁いただいた中に出てきましたものを、ちょっと本日お持ちしましたのでお見せします。こちらでございます、こちらが戸別受信機ですね。ちょっとうちのおやじが行政区長をさせていただいております

観点から、本日借りてきました。こちら非常に、コンセントにつないでボリューム調整も自由にできる。結構、防災無線が鳴る、例えばお昼12時、夕方5時、あと農林水産課さんがイノシシだったりサルを目撃情報があった際の情報伝達するとき、かなり正確に聞こえます。ただ、私が一体なぜこれを持ってきたかという、これはコンセントにつながないと使えないのかなと思ったら、中を開けると単2電池が2本入っておりまして、電池が満充電の場合だったら、それが切れるまでは十分に利用できるのかなというふうには思うんですけど、ただ一点これ、重いし、でかいんですね。今ですね、この世の中ですね、このようになっています。非常に端末が小さくなってきています。なぜこれをお持ちしたかという、これは防水・防塵で当然落としても、ちょっと借り物なので落として見せるわけにはいかないんですけども、壊れにくいという、すごく構造上しっかりとしたつくりになっております。中にリチウム電池が内蔵されておりまして、満充電で大体、おおよそ待機時間17.5時間使用可能。この中に便利なことにGPS機能を搭載することが可能と。例えば、ないことが一番いいんですけども、土砂災害が発生しました、その中で要救助者が出てしまった場合、これが身近にあると、その方がどこにいるのかというのが、パソコンのWEB上で発見が迅速にできるという優れものでございます。ただ金額がですね、こちらの本体が大体4万円から5万円するのに対して、ちょっと防災で使いたいので金額をどうにか勉強していただけないかと交渉したんですけども、業者さんが防災と聞いた途端、何か突然目の色が変わりまして、6万円から7万円しますということだったので、かなり高額ではあります。ただしかし、これよりももっと安価なものもございますので、もっと持ち運びが便利でお年寄り、子どもまでですね、誰でも情報をいち早く入手できるような、そういった情報伝達方法を導入していただければと思います。やはり防災無線だけだと、最近の建築技術というのは非常に向上しておりまして、家の中にいて窓を閉め、エアコンを入れておくと、もう外の音はほとんど遮断されてしまうような、そういった立派な御家庭もございます。逆に、この防災無線の音量を上げたら上げたで、その防災無線の近隣の方々がうるさいと。非常に何とももどかしい、落とすどころがなかなか見つけられないような状態が続いているわけなんですけれども、できればですね、やはり独居の家庭数が先日岡田健康福祉部長が申されていたとおり、2,800件ほどお年寄りの独居家族がございます。また、団塊世代の方々も、今後10年、20年経つと後期高齢者となって、さらに高齢者率が高くなっていくわけなので、そういった方々にもやはり正確な情報をいち早く入手していただけるような、そういった防災の情報伝達方法をですね、いち早く導入していただけることをお願い申し上げさせていただきます。私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。10時55分から再開いたします。

-----○-----
午前10時46分休憩

午前10時54分再開
-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

1番、土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 改めまして、おはようございます。会派、風の土黒功司でございます。

今日は、本市の魅力ある宇土市に向けた地域経済の件、あと子育て支援の保護者に関する支援の件について、2点御質問させていただきます。執行部の皆様、市長におかれましては、熱意ある御答弁をよろしくお願いいたします。引き続き、質問席から質問させていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） それでは、質問に移らせていただきます。皆様も日常の生活においていろんな物価高騰であったり、ガソリン代の値段が上がったりとか、いろんな市場の変化というものが本当に厳しくなっているなというのを感じられていることだと思います。そこで、まず資料のほうを早速表示させていただきたいのですが、タブレットで見ただけだと、こちらはですね、先月、2023年8月20日の朝日新聞の記事から引用させていただきました。このコロナ禍を受けてですね、各企業に向けてコロナ対策支援としていろんな融資がされていたのですけれども、今年の7月から、このゼロゼロ融資に向けた返済が本格的になるというふうにお伺いしております。そんな中で、私が今回気になったのは、倒産した企業数でございます。こちら2020年からの倒産数の数をグラフ化してあるものなんですけれども、コロナが第5類になってから2022年から2023年に向けてですね、本当に倒産企業数が非常に増えているというデータになっております。今後もですね、今回返済期限が本格化するに当たってですね、倒産する企業というものが本当に増えてくるというふうに思っております。その中でですね、こちらは全国のニュースになりますけれども、それでは足元である宇土市の中小企業であったりとか小規模事業者は、コロナ禍に貸付された融資の返済が同じく始まっているふうにお伺いしておりますので、今の宇土市の中小企業の景気の現状について、お伺いできればというふうに思っております。経済部長よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、全国的な中小企業の景況感ですが、独立行政法人中小企業基盤整備機構（通称、中

小機構)が、全国の中小企業1万8,830社に対し、令和5年4月から6月期の景況感を聞いた第172回中小企業景況調査によると、製造業、卸売業・小売業など多数の業種で、コロナ感染症の5類移行により客数が増加しているという結果でした。

しかし、原材料の価格上昇分の価格転嫁について、売値に反映できるようになってきていますが、エネルギー系の価格上昇分を補うまでは至っておらず、依然として、経営が厳しい状況は続いております。

市内の現状について、具体的な調査は行っておりませんが、令和5年5月8日に実施されました、宇土市商工会青年部役員会での意見交換の際に、景気が悪いという御意見は余り聞かれませんでした。しかし、コロナ禍前の水準に回復しているとは感じられておられないようでした。また、多くの経営者の方々から、景気回復には最低賃金の上昇による人件費の高騰や、人材不足の解消が必要であるとの御意見がありました。

以上でございます。

○議長(藤井慶峰君) 土黒功司君。

○1番(土黒功司君) 御答弁ありがとうございます。答弁の中で、宇土市内における具体的な調査は行っていませんとありましたので、参考になりますが、ちょっと資料のほうを提示させていただきます。3ページになります。こちらはですね、熊本県中小企業家同友会2023年4月から6月期景気調査についてというレポートになりますけれども、まず1枚目が資金繰りについてということで、データのほうを線グラフで表されておりますが、2023年、御答弁にありました数字のとおり、熊本県内の企業については、非常に資金繰りが厳しくなっているというデータになっております。続きまして4ページ、経営上の問題点について、こちらを提示させていただくんですけれども、御答弁の中にありました推測どおりでございます。昨年2022年から仕入れ価格の上昇であったり、もう一つ大きいのは、やはり人件費の増加、確保というのが本当に厳しい状況になっているというのが、熊本県の企業における状況ということで御提示させていただきました。そんな中でですね、こちら今回取り上げさせていただきますのは、行政と地元中小企業・小規模事業者との関係性であったりとか、今後の地域経済の発展に向けて取り組まれている内容の一つの事例として、宇土市でも平成26年に制定された宇土市中小企業振興基本条例というものがございます。こちらの条例について、できた背景とプロセスと現在の活用状況について、引き続き経済部長のほうにお尋ねさせてください。よろしく願いいたします。

○議長(藤井慶峰君) 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長(加藤敬一郎君) 御質問にお答えします。

宇土市中小企業振興基本条例は、平成26年3月4日に制定され、同年4月1日から施行されています。

制定当時の背景やプロセスについてですが、平成11年に、国において、中小企業基本法の改正、平成22年には中小企業憲章が閣議決定されています。中小企業憲章では、中小企業の歴史的な位置づけ、経済的、社会的役割についての考え方を基本理念として示すとともに、中小企業政策の基本原則及び行動指針を明確にすることにより、中小企業を重視する姿勢を示しました。これらの国の動きを受けて、本市におきましても、中小企業の健全な発展を促進し、もって市民生活の向上及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、必要な協議を経た上で議案を提出させていただき、条例を制定したものです。

条例の活用状況についてですが、定期的に会議を開催するまでには至っていませんが、令和3年5月31日、コロナ禍における経営状況を把握することを目的とし、市内経済団体4団体に呼び掛け、意見交換会を実施しました。コロナ禍での各事業所の売上げの状況やコロナ感染症に関連するお困りごとなどをお尋ねし、その御意見を基に、令和3年度から令和4年度にかけて、コロナ関連支援策の事業を講じることができたのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。国の中小企業基本法の改正に伴って、宇土市のほうでも早急に条例化していただき、またコロナ禍においても市内の経済団体に呼び掛けられて話し合いをされたということで、本当に現状把握に努められていると思います。そんな中で、今回少しだけ条例のことについてもう少し深掘りさせていただきます。条例ということで、私としてはやはり条例の中身であったりとか、せっかく制定されているのであれば、実際作った後の活用というのが本当に非常に大事ではないかというふうに感じております。ちょっと少し文字が小さくて申し訳ないんですけども、こちらが宇土市中小企業振興基本条例になります。こちらはホームページのほうから参照できますので、後で見ただければと思うんですけど、こちらが宇土市。もう一つ参考になるんですけども、同じ人口規模として同等である、奈良県広陵町の中小企業・小規模企業振興基本条例をこちらに提示させていただきました。今回提示させていただいたのは、条例の中身を少しだけでもイメージしていただければなと思ったんですけども、奈良県広陵町は、本当に非常に細かな条例の中身になっております。ちょっと文字は見えなくて大変申し訳ないんですけども、条例の前にはですね、前文という形で、この町の歴史・文化であったりとか、この町の産業の特徴であったりとか、この町のこれからの将来に向けたというところの前文がきちんと定義されております。宇土市のほうには、残念ながら前文のほうはなかったもので、今回、前文であったり、条例の中身について、なぜこういったことになったのかというのが気になりましたので、少し取り上げさせていただきました。ちょっとこれは文字が小さかったので、現在、こういう条例を活用した自治体の中身にどういったものが定義されているのかというのを、少

し文章化し挙げさせていただきました。一つ目、中小企業の役割の明確化、中小企業の振興と地域づくりの一体的把握、行政責任の明確化、実施状況のチェック、財政的手当、こういったものが明記されております。また昨今ですね、地域内経済の循環であったり、農商工連携、宇土市でも農業は本当に大事な産業ですので、農商工連携であったり、先ほど杉本議員の御答弁にありましたとおり、防災に関しても地場企業が担う役割は非常に大きいですので、こういった防災や災害復興の視点も入れられている条例があります。もちろん条例を改正してくれということではないんですけれども、こういった視点が本当にこれからの地域産業の発展に向けては、非常に大事になってくるのではないかというふうに思っております。そんな中で、最後に市長のほうにお尋ねいたします。今後の魅力のある宇土市に向けた地域産業振興に向けて、今後の取組についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

現在のところ、先ほど経済部長が答弁しましたとおり、条例による定例化された意見交換の場等は設けられてはおりませんが、その条例の趣旨である理念に基づき、積極的に経済団体の会合ですとか勉強会に、経済担当部署職員が出席、また意見交換なども行わせていただいて、市内地域経済を支えている中小企業の方々との関係性を、より密度濃くするべく努めているところでございます。ただ、これで全く十分だとは思っておりません。

市内事業所の多くは中小企業でございます。地域内循環などの経済分野だけでなく、地域防災や地域の魅力アップなど、先ほど御指摘された部分でございますけれども、様々な行政の事業を推進する上で、中小企業の皆様の役割は非常に大きいと思っております。

今後、各分野において、可能な限り機会を捉えて連携を図っていくことで、地域住民や各事業者との情報共有をより密度濃いものにして、また同時に市の施策をより有効なものにしていけるよう、定期的に会議を開催するなど工夫してまいりたいと考えております。条例については、先ほど御指摘がありましたけれども、条例は中身が重要であり、活用して初めて有効になるというような御指摘がありました。そのとおりだと思います。いろいろこの条例の改正についても、各団体からお申入れも受けておりますので、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 熱意ある御答弁ありがとうございます。宇土市としても今、経済の発展に向けてですね、まさしく物価高騰で市民の方に配られている商品券の発行であったり、今年の初めには飲食店向けのP a y P a y 事業だったり、様々な助成金とか様々な企業向けの支援というのは私も存じ上げております。ただ、そういった資金面の援助だけではなく、

やはりこれからは行政と民間、また大学であったりとか、そういったところの連携、情報の共有であったり、それで次の宇土市をつくっていく、そういった話し合いが必要だと思っておりますので、是非ともこの分野に関しては力を入れていただいておりますね、宇土市が魅力ある経済そして仕事づくりになるように、よろしく願い申し上げます。最後に、こちらの資料なんですけれども、宇土市のまち・ひと・しごと創生総合戦略という資料をこちらに掲載させていただいたんですけれども、見事に総合戦略のほうでもこちらは提示してありますので、条例と併せてこのまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でですね、本当にこれからの宇土市をつくっていくようなことですね、一緒にさせていただければと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。私、議会で何度も取り上げさせていただいておりますが、やはり子育て環境のところの分野に関して、今回も御質問させていただきます。いろんな保護者であったりとか、現場の方のお話を聞く上ですね、やはり今非常に問題が多い、市としても非常に取り組むべき課題だというふうに思っております。現在における保護者からの子育て、教育、学校に関する悩みの状況について、健康福祉部長に代表してお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

就学前の子育て期における保護者からの相談は、主に健康づくり課で受けております。保健センターにおいて定期的を実施している健康相談や心理士が担当する心理相談に加え、保健師や管理栄養士などの専門職が、随時相談を受ける体制をとっております。

また、昨年度から伴走型支援として、妊娠8か月を迎えた妊婦に対して、保健師が必要に応じて家庭訪問や面接で相談を受けています。その後、生後2か月児になったら、全ての赤ちゃんのお宅を訪問し、保健指導や育児相談を行っています。

これらの相談を糸口として、必要な方には産後ケア事業やファミリーサポートセンター、産後ママサポート事業、養育支援事業などの支援につなげるようにしています。

併せて、就学前の教育や学校についての相談は、学校教育課で対応するとともに、子育て支援課では、婦人相談員や子ども家庭相談支援員等が、ひとり親家庭やDV家庭等といった、より複雑な相談にも対応しており、児童相談所や学校などと連携して必要な支援につなげています。

このように、各課において必要に応じた相談体制がありますが、時として保護者が求めているものは専門性を生かしたアドバイスではなく、親の気持ちや子育てにそっと寄り添ってくれる存在だと思います。

しかし、市が提供できる公的なサービスだけでは、保護者が望むような寄り添い型の支援

は提供が難しいのが実情です。この支援の隙間を補うものとして、自治体によっては、民間と連携し、家庭訪問型子育て支援ホームスタートという制度が開始されています。

この事業は、6歳未満の子どもがいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が訪問し、傾聴（親の気持ちを受け止めて話を聴くこと）と、協働（親と一緒に家事や育児、外出などをする）を実施する新しい支援ボランティア事業で、全国では80以上の地域で行われています。本市におきましても、子育て世代包括支援センター事業の一環として、このホームスタート事業が実施できないかと検討し、10月に関係者の勉強会を企画しているところでございます。

みんなが、みんなの子どもを育てる、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティをつくるためには、行政と民間の連携が不可欠であり、全ての子どもが地域の中で幸せに暮らしていける制度を、市民全体で考える機会となればと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。親の気持ちに寄り添ったという回答をいただき、本当にありがとうございます。また、今回の御答弁で取り上げていただいた、家庭訪問型子育て支援ホームスタートという事業に関して、今年の夏、浦本議員とその他宇土市の方2名と併せて、東京のほうに視察に行って、私もそのときに初めてこのホームスタートという支援の事業があるというのを聞いて、本当にすばらしいなというふうに感じました。民間のそこは、20年続けられているというのを伺っているのですが、20年前から本当に子育てに悩んでいる保護者に対して、民間の方が本当に寄り添った支援を継続されており、一番印象に残ったのは、そこで支援を受けた保護者さんが、今度はそこにつくられた居場所づくりのときの施設長をされるまでになっておりました。そういった地域内の子育て支援に対する好循環が生まれていけばいいなというふうに、私も感じております。今回はホームスタートの事業に関して、浦本議員と御相談、報告させていただいた職員の方にも本当に真摯に御対応いただき、こういった形で、10月に早速それに向けた取組を始めていただけるという御回答をいただきまして、本当に感謝いたします。

次に、ちょっと視点を変えまして、就学後の学校の今の状況について、ちょっと私のほうから資料を御提示させていただきます。今、学校の中においては、本当に不登校の子どもたちがとても多くなっているという状況を皆様も知られていることと思います。私も議員にならせていただいて、本当にたくさんの御相談の声をいただいております。今回、実際どうなのかというところを、国のこちらは独立行政法人教育支援機構様の資料を抜粋させていただいたんですけども、本当にこれを見てびっくりしました。平成27年以降から、この青の印が小学生なんですけれども、急激に増加しております。私も、先日市内のある幼稚園のほうに

ちょっとお邪魔して、現場の声を聞かせていただいたんですけれども、不登校の子どもたちが非常に低年齢化しているということをお伺いしました。小学校の低学年から不登校になっている子が多かったり、小学校に行ったんだけど、また幼稚園に戻ってきたりという子どもいらっしゃるというふうにお伺いしました。では、どういった現状、子どもたちの悩みがあるかという資料が、こちらになります。私も今回こういった形でいろいろ調べさせていただく中で、不登校というのは、やはり学校のいじめであったりとかそういう問題がとても多いのかなというふうに思ったんですけれども、ちょっと中身のほうを見て、小学生、中学生の中身の要因ですね、こちらですね、実は一番割合が多かったのは無気力・不安、約半数までいかないのですが、4割の子どもたちが、こういう無気力とか不安によって、不登校になっているというデータになっておりました。先日の議会でも取り上げさせていただいたんですけれども、やはりコロナ禍において、自粛・自制の世の中で、子どもたちの精神的な影響というのは、本当に非常に大きかったんだろうなというふうに感じて、この部分がまだまだ伸びてくるんだろうなと。そして、その学校における不登校の要因も、とても多様化しているのではないかとこのように感じております。やはり子どもたちは地域の宝でございます。先ほどの経済の話にもつながるんですけれども、子どもたちがきちんと宇土市で学んで、宇土市でそういう子育て環境に対して感謝をすれば、その子たちが10年後、20年後、地域に対して、そこで働いて宇土市のために貢献してくれる子どもたちになってくれると思います。

そこで次の質問に移ります。そういった調べる中で、子育て支援の保護者、その子どもたちの要因なんですけれども、こういった子どもたちの問題を抱える保護者に対するケア体制というものが非常に気になりました。そういったケア体制に対して、宇土市のほうでもスクールソーシャルワーカーであったり、スクールカウンセラー等のサポート、こういったものを整備していただいていると思うんですけれども、今の現状をお伺いできればと思います。教育部長よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市の小中学校においては、校内での支援体制に加え、専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等と連携を図り、児童生徒及びその保護者に対する相談支援を行っています。

まず、具体的な役割についてですが、スクールソーシャルワーカーは、校内での情報共有や連携を図った上で、福祉の専門家として各家庭を訪問し、児童生徒や保護者との面談、保護者と教員、保護者と関係機関との仲介、そして様々な問題解決に向けた調整、支援を行っています。

スクールカウンセラーは、心理面の専門家として、児童生徒、保護者からの悩みや不安又は学校に直接言いにくいことについても、専門的見地や教員と異なる立場からカウンセリング等を行っています。

次に、配置人数、資格や予算等についてですが、スクールソーシャルワーカーについては、宇土市の事業に加え、県の事業も活用しております。宇土市の事業としましては、令和5年度は、鶴城中学校区の小中学校に対し、精神保健福祉士の資格を有している2人を派遣しております。今年度の予算は約280万円となっており、学校からの派遣依頼が増加しているため、昨年度よりも約90万円増額、雇用時間を約300時間増加させて対応しております。

勤務形態については、週4日、一日5時間程度の勤務としており、夕方5時以降の保護者の就労時間終了後の相談にも対応しております。

また、住吉中学校区及び網田中学校区の小中学校については、県の事業を活用して、宇城教育事務所を通して、精神保健福祉士や社会福祉士の資格を有しているスクールソーシャルワーカーが派遣されております。

スクールカウンセラーについては、全ての小中学校において、県の事業を活用しておりますので、宇城教育事務所を通して、公認心理士や臨床心理士の資格を有しているスクールカウンセラーが派遣されており、月に1回から4回程度、定期的に相談活動を行うほか、緊急対応が必要な場合は、臨時で派遣されることもあります。

最後に、その他の相談支援として、現在、教育委員会で運営しているほっとスペースがございます。様々な事由により学校へ登校が難しい児童生徒が、安心して学ぶことができる居場所として設置しているものです。

現在、ほっとスペースは、教員OBである指導員3人が常駐しており、不登校に悩む児童生徒、そしてその御家族への相談機関としての役割も担っており、当該施設を利用する保護者に対し、定期的に面談等を実施しておりますが、相談スペースがないため、日中の利用者がいない時間帯や利用時間終了後の時間帯を利用して対応しているところです。

今後ますます、子育てに不安や悩みを抱える保護者は増加することが懸念されます。そのため、本市としては、児童生徒及びその保護者に対する相談支援体制の充実、強化にこれまで以上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーに関しても、昨年度より90万円予算のほうを増額していただき、雇用時間を300時間増加しているということで、本当に御対応ありがとうございます。また、今回それでスクールソーシャルワーカーについて、少しだけ私のほうでも福岡県教育委員会の資料を提示させていただく

んですけれども、スクールソーシャルワーカーの取組が、私も本当に非常に重要だというふうに感じております。熊本地震の支援活動でも私のほうで対応させていただいたときに、そのときに社会福祉士さんに御相談させていただいたんですけれども、悩みごとや相談に対して、やはりそのときに出てきたキーワードは、寄り添いであったり、伴走型であったり、必要な地域資源とつなぐ役割というものが、お困りごとを持った保護者さんに対して非常に大事だということを学びました。そういう学校における悩みごとを仲介してくれる役割は、本当にスクールソーシャルワーカーさんだと思っております、学校であったり、いろんな病院、他の支援者であったり、地域とつないだりという役割を担っている方、そういった取組の枠組みをつくって初めて、保護者であったり、その児童であったりというケアの充実がされていくものだというのを改めて感じております。また、話は戻りますが、ほっとスペースに関しても御答弁ありがとうございます。今回、保護者への相談ということでお尋ねさせていただいたんですけれども、ほっとスペースの職員さんは工夫されており、保護者への相談も頑張って時間外であったりとか、場所を確保して保護者からの相談も受けられているということでした。ただ、皆さん御承知のとおり、ほっとスペースには相談の場所がございません。やはり子どもたちが遊びに来られているときには、保護者との込み入った話はできなかつたり、場所をそういうセンシティブな内容ですので、プライバシーの問題があったりということで、非常に難しさを感じられておりました。時には、建物の前で立ち話で相談を受けるということもお伺いしております。是非とも、今回こういう伴走型を取り組まれるスクールソーシャルワーカーさんであったり、保護者への相談を受ける場所の確保であったり、そういう保護者に向けた取組を、今一度充実を検討していただければというふうに思っております。今回、そのスクールソーシャルワーカーさんに向けてはですね、派遣という言葉が出てきたと思うんですけれども、ある保護者さんからの言葉なんですけれども、やはりこういうお子様に対する相談というのは、信頼関係が本当に非常に大事だというふうに聞いております。元松市長をはじめ宇土市の中でも、こういうお子様に対する支援体制は本当に十分、たくさん充実していただいているのですけれども、その信頼関係の構築のためには、私としては、やはりこういう相談員さんを宇土市の中でしっかり確保して、この方に相談すれば、いつでも相談できる、長い目で相談をしていただけるような体制づくりというののできていくと、先ほど御答弁にもありました、本当に寄り添った支援になっていくのではないかとこのように感じております。そういった目線を含めてですね、子育て支援の保護者に対しての今後の支援体制強化に関して、最後に市長に御答弁お願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えします。

まず、冒頭に少しお断りをさせていただきますが、教育委員会の所管事業については、市長に直接の指揮命令権がございません。そのため、教育委員会が今取り組んでいる内容等、これから申し上げますけれども、そういった具体的な内容については、本来であれば教育委員会が報告すべきものだと思っております。今回は、全体的な子育て関係ということですので、私からまとめてお答えをさせていただきます。少々長くなりますが、お許しをいただきたいと思います。

保護者の学校への相談状況についてですけれども、こういったのはすみません、教育委員会からの報告内容になりますのでお許しください。不登校に関する相談が最も多く、続いて、家庭環境に対する相談が多い傾向にあるということ。また、少数ではありますが、スマホ依存や入浴拒否など、子どもの生活習慣や態度に関する相談も寄せられているようです。

次に、不登校や様々な悩みを抱える児童生徒やその保護者に対する支援体制についてでございます。

先ほど教育部長が答弁をしましとおおり、市におきましても複数の関係機関が連携したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を派遣したりすることで、課題解消に向けた取組を行っております。

しかしながら、昨今における急激なライフスタイルの変容とともに、児童生徒やその保護者が抱える悩みや課題も複雑かつ多様化しております。とりわけ、悩みを持つ保護者については、どこに何を相談していいかといった迷いや戸惑いがあることと思っております。

したがいまして、市としましても、課題解消に向けた支援体制の強化を図っていかねばならないと考えております。

まず1点目でございますが、保護者が身近に相談できる場としての教育支援センター機能の充実を図ることです。

現在、教育支援センターは、本年8月に、適応指導教室という名前から名称変更しました。ほっとスペースがその役割を担っておりますが、今後は、ほっとスペースを中核とし、特にニーズの高い大規模校において、校内で気軽に相談できるスペースを確保して、教育支援センター的役割を果たす拠点の設置や相談員の配置ができないか、調査・研究を進めてまいります。

次に2点目です。人的配置の充実についてでございます。先ほど教育部長が答弁しましとおおり、現在、市と県の事業を活用して、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを学校に派遣しております。そのニーズは年々高まっております。時代背景に鑑みても今後も多くのニーズが見込まれます。

また、国においても、児童生徒や保護者の悩みの解消については、専門的な知識を持って悩みの奥に潜む課題をアセスメントすることが可能な、スクールカウンセラーやスクールソ

ーシャルワーカーの適切な対応が有効であるとの見解がなされております。

市の現在のような状況あるいは国の見解なども踏まえまして、今後、市としましても継続してこれらの専門職を有効的に活用できるよう、人的支援の充実を図ってまいりたいと思っております。しかしながら、自治体単独でやるにはなかなか厳しいところがございますので、国や県に対しましても、市長会等で予算措置の充実を含めた専門職の拡充について、強く要望してまいりたいと思っております。

最後に、市における連携の強化について申し上げます。

乳幼児期からの切れ目ない支援体制の充実を図るためには、関係機関の連携もまた重要でございます。併せて、子育て世代の保護者が気軽に相談できるような体制の確立が求められます。

現在、乳幼児期からの切れ目ない支援体制のために、昨年6月に改正されました児童福祉法等に基づいて、令和6年4月に、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して一体的な切れ目ない相談支援を行うことを目的に、これまでの母子保健部門の子育て世代包括支援センターと、児童福祉部門のこども家庭支援拠点の機能を備えたこども家庭センターを新設する方向で準備をしております。

子育て中の保護者等が一人で悩まずに、ゆっくり相談でき、必要な情報やサービスをワンストップで提供できるような体制を構築するほか、気軽に立ち寄れる相談窓口を目指すこととしております。

さらに、先週の野口議員の一般質問の際に、健康福祉部長が答弁しましたとおり、新庁舎供用開始に合わせ、福祉課にふくしの相談窓口を開設し、子育てや生活困窮等で課題が複雑化・複合化しているケースについて、その課題解決に向けた支援を行うため、相談者が関係している各機関同士のスムーズな連携を図る旗振り役を担うこととしております。この間の報告でもありましたが、まだ子育て関係は少ないということでございました。こういったことを広めていく、こういう相談ができますよと広めていくことも支援の一つだと思います。

以上、これまで申し上げましたように、全庁で重点的かつ横断的に取り組んでいくことで、保護者が安心して子育てできるよう、支援体制の連携を強化し、引き続き子育て世代が抱えるあらゆる課題解決に向けた取組の充実を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。市長からの答弁なのか、教育長からの答弁なのか難しいところ、市長から御答弁をいただきまして本当にありがとうございます。御答弁の中でありました、現在設置を進められているこども家庭センターは、非常に期待するところでございます。また、御答弁の中でありましたふくしの相談窓口に関しても、今回

子育て支援という視点で御質問させていただいたんですけども、子育て支援がふくしの相談窓口では少なかったという御答弁であったと思うんですけども、チラシのほうとかも拝見したんですけども、やはりふくしの相談窓口に対しては、やはり福祉という言葉も皆さんいろんな印象もあると思ひまして、子育てに関する気軽な相談という窓口では、やはり少し相談しにくいのかなという印象を持っております。是非ともそういったこども家庭センターであったり、ふくしの相談窓口、是非ともこちらを充実させていただいて、市民の方がいつでも気軽に相談できる体制をつくっていただければというふうに思います。

最後になりますが、先ほどの相談に関しては体制だけではなく、繰り返しになるんですけども、相談する相手の人、そこへの信頼関係が非常に重要であるというふうに感じております。もちろん市だけでできないところは国や県に頼らざるを得ませんが、人の育成と人の確保というのを取り組んでいただければなというふうに思っております。宇土市の今後に向けてですね、この魅力あるまちづくりに向けて産業支援、子育ての相談について、今回は2件質問させていただきました。執行部の方々におかれましては、また職員の方、本当に質問の回答をつくっていただきまして、ありがとうございました。

それでは、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時45分から再開いたします。

-----○-----

午前11時38分休憩

午前11時44分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

18番、福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 日本共産党の福田です。生活保護の受給状況と低所得世帯の支援、熱中症対策についてなど、4点について質問いたします。執行部の誠意ある答弁をお願いいたしまして、質問席より質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） コロナ感染症が5類に移行し、規制が緩和され、観光地や繁華街ではにぎわいを取り戻しているところもありますが、全体としてコロナ前には戻っておらず、収入は減っている中で、極端な円安によって物価が上がり、生活が厳しい状況が続き、全国的には生活保護受給者が増えております。扶養照会については、親戚に知られたくない、世話になりたくないなどで申請をためらい、生活保護が必要な人が申請しない問題があり、国

は扶養照会を緩和しましたが、生活保護受給は権利としてしっかり保障する、このような対応が大事であると考えております。本市における生活保護の申請件数、扶養照会の件数、金銭的な支援につながった件数など、健康福祉部長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

初めに、宇土市における生活保護申請件数及び生活保護の開始件数について御説明いたします。

まず、コロナ禍前の平成30年度の申請件数としましては64件、うち生活保護開始件数が56件となっております。

また、コロナ禍の令和3年度におきましては、申請件数が73件、保護開始件数が57件となっており、加えて物価高騰の影響による生活困窮者が増加したと思われる令和4年度におきましては、申請件数76件、開始件数は60件となっております。

申請件数に大きな変動は見られませんが、微増傾向となりました。

次に、生活保護申請時の扶養照会についてですが、令和3年2月に厚生労働省社会・援護局保護課長通知の一部改正が行われており、扶養義務の履行が期待できない者の判断基準が見直されております。

これに伴い、扶養義務調査については、申請者との面談により、扶養義務の履行が期待できると判断される者に対し調査を実施しております。

扶養義務の履行が期待できないものとして扶養義務調査を実施しない例は、扶養義務者が生活保護受給中、施設入所中や長期入院中、未成年者や70歳以上の高齢者、また、特別な事情があるものとして、著しい関係不良や音信不通による交流断絶、DVや虐待の経緯があるものなどが挙げられ、申請時の聞き取り内容により、申請者と扶養義務者との関係に配慮した扶養義務調査を生活保護制度にのっとって行っております。

次に、令和4年度の扶養義務調査の結果ですが、生活保護の申請があった76件のうち、扶養照会を行ったのは33件でした。そのうち精神的支援につながったものが17件あり、金銭的支援につながったものはありませんでした。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 33人の方の関係者に扶養照会をしたら、金銭的支援につながったものはなかったということであります。もっと照会を減らすなど、職員の労力を省く必要があるのではないかと思います。

次に、生活保護世帯のエアコン設置状況と財政支援についてお聞きします。生活保護を受けている世帯に対しエアコン設置状況を点検し、未設置や故障して使えない世帯に対して、

設置費用の助成が必要ではないか。熱中症を防ぐためにはエアコンの使用は欠かせません。そのために、厚生労働省は2万4千円から6万2千円の補助をすることになっております。しかし、これでは足りないし、不足分を助成し、熱中症から守るべきではないかと思えます。また、電気代が高いために使用を控える世帯もあり、電気代の助成も必要ではないかと思えますが、健康福祉部長に答弁を求めます。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

平成30年4月に、厚生労働省社会・援護局保護課長通知の一部改正が行われており、生活保護開始時においてエアコンが設置されていないなど一定の条件を満たす場合で、世帯に高齢者や障がい者、幼児など体温調整機能への配慮の必要な方がいらっしゃる世帯には5万円の範囲で、そうでない世帯に対しては2万円の範囲で冷房器具の購入費用の支給が可能となり、併せて、必要最小限の設置費用も支給が可能となりました。

その後も一部改正が行われ、現在は世帯に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合で、購入費用として6万2千円、そうでない世帯には2万4千円、併せて必要最小限の設置費用が支給可能となっており、改正が行われるたびに基準額の増額が行われている状況にあります。

本市における生活保護世帯のエアコン設置状況につきましては、設置の有無・故障の有無について全てを把握しているわけではありませんが、ケースワーカーが保護世帯と定期的面談を行う際に、室内環境や体調の確認、また、電話等による相談等も随時受け付けており、被保護者からの相談があれば、生活保護制度にのっとったアドバイスや対応を行っております。

また、熱中症による健康被害は毎年発生する恐れがありますので、今後の面談時においては、エアコンの利用状況及び故障の有無について確認の強化を行うとともに、保護開始世帯へのエアコン購入については、制度上の支給が可能なものについて適宜案内を行うなど、生活保護制度の適切な運用に努めてまいります。

また、制度上の支給ができない場合においては、社会福祉協議会と連携して、貸付制度の活用について案内を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 国の助成ではやはり不足しますし、不足分の助成を強くお願いをしておきます。

次に、高齢者世帯や低所得世帯に対するエアコン設置等の支援についてお聞きします。暑い日が続く、熱中症の疑いで救急搬送される人が増えております。熱中症は室外よりも室内

で発症する人が多く、熱中症から命を守るためには、エアコン設置・利用は欠かせません。高齢者世帯や低所得者世帯でのエアコン設置状況を点検し、未設置の世帯に対し、設置費用や電気代の支援が必要ではないかと思えます。高齢者世帯等の点検状況の把握は、孤独死を防ぐ上からも必要ではないかと思えますし、市の対応につきまして、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

総務省消防庁が取りまとめた、今年5月から8月20日までの全国の熱中症による救急搬送状況の資料によりますと、搬送された熱中症患者の半数以上の55.3%が高齢者で、発生場所は、住居内が搬送者全体の約4割と最多となっており、高齢者の住居内での熱中症予防対策は大変重要であると捉えております。高齢者が熱中症にかかりやすい要因として、暑さや水分不足に対する感覚機能や、体の調整機能が低下していることが挙げられます。

熱中症対策として、適切なエアコンの使用は欠かすことのできない予防策ですが、一人暮らしの高齢者の中でも、特に自宅に閉じこもりがちの方や地域との交流がない方などは、エアコンを使用せず体調に異変があるなどにもかかわらず、周囲の人が気づきにくいいため、熱中症のリスクがさらに高まると考えられます。

高齢者世帯に対し、エアコン保有の有無及び使用状況に関する調査は行っておりませんが、民生委員や市の地域包括支援センターによる定期的な訪問活動の中で、熱中症のリスクが高い高齢者には、暑さを我慢することが生命に関わることもあることをお伝えし、ためらわずエアコンを使用するように勧めることや、体調に異変がある場合は、医療機関への受診を提案するなどの対策を講じております。

また、エアコン購入費用等の助成につきましては、高齢者を対象とした助成制度を行っている自治体もありますが、助成対象者の要件をどうするか、さらに公平性の観点からも、慎重な判断が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） エアコン設置は欠かせませんし、是非、助成をされるようお願いをし、次の質問に移ります。

小中学校の就学援助や学童保育の夏休みについて、昼食の支援が必要ではないかということとあります。小中学校の給食費の無償化が全国的に広がり、全国では481の自治体が完全無償化を実施しています。県内では宇城市など12の自治体が無償化にしています。さらに今後広がるものと思えますし、本市のような一部支援も広がっております。しかし、夏休み給食がない、そのため就学援助世帯などはその分財政支援が必要ではないかと思えます。

学童保育でも勤めに行く前に、朝早く起き、弁当を作るなど大変で、弁当配布など支援してほしい、このような声が寄せられております。健康福祉部長に対し、市の考えをお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、小中学校については、学校給食のない夏休み期間中においては、昨今の物価高の影響により、子どもの食事に不安を抱える保護者が一定数おられるものと認識しております。

就学援助費につきましては、国が示す支給単価に準じ、給食費の全額を助成しておりますが、夏休み期間中などの長期休業を対象とした昼食費の助成は独自の支援となりますので、今後、他自治体の取組も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

次に、学童保育、放課後児童クラブについてお答えします。

今年の5月に、こども家庭庁が実施した放課後児童クラブにおける昼食の提供状況調査の結果によりますと、全国では、児童クラブの約23%に当たる2,990か所、熊本県内の自治体にも、昼食を提供しているクラブがあるとの回答がっております。

本市には、昼食を提供しているクラブはございませんが、就労されている保護者が、夏休みなどの限られた期間だけとはいえ、子どもにお弁当を持たせることは大きな負担であると考えられ、児童クラブでの昼食提供は、保護者の負担軽減になると認識しております。

また、家庭の状況により十分な食事量が摂れない児童や、コンビニ等の軽食で済ませるなど、成長期に必要な栄養バランスが摂れていない児童にとっては、学校給食のない長期休業中にも、安定して昼食が提供されることは、大変重要であると考えております。

全国の自治体の中には、学校給食センターや宅配弁当の活用など、放課後児童クラブで昼食を提供している先進事例もありますので、このような事例を参考に、本市におきましても、児童クラブ側の業務負担や食物アレルギーのある児童への配慮、感染症及び食中毒の発生防止等の対応なども含めて、具体的な実施方法などを児童クラブや関係部署と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 学童クラブについては、具体的な実施方法など関係者と協議をしていきたいということですので、よろしく願いしておきます。

次に、小中学校における熱中症対策について質問いたします。子どもたちは夏休みでも部活動があり、連日暑い中、室内・室外で部活に励んでおります。そのため、熱中症対策が必要であります。公益財団法人日本スポーツ協会は、部活ごとに指導者に対して気温や湿度などから算出される暑さ指数計測器を渡し、身近なところに置き、こまめに見て、暑さ指数が

31以上になった場合に運動を即刻中止するなど、4段階の指標を示しております。こうした方針を徹底させるためには、教職員や生徒、保護者、指導者などに熱中症に対する研修を行い、統一した方針で対応する必要があると思います。また、山形県で中学1年生の女子生徒が、部活動終了後自転車で帰宅途中、死亡するという痛ましい事故が起こっております。そのため、部活動中の熱中症対策だけでなく、活動後にも生徒の健康観察をし、少しでも様子がおかしい場合は保護者に状態を伝えるなど、対応が必要であると考えております。教育委員会の考えを教育部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市の中学校の部活動における熱中症対策としましては、毎年度、国や県から示される部活動における熱中症対策に関する通知や指針等に基づき対策を講じております。

具体的な内容について申し上げますと、部活動実施に関する判断として、熱中症防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者を、各学校における危機管理マニュアル等においてあらかじめ具体的に定め、教職員間で共通認識としておくこと、また、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数を用いることが示されております。

このことを受け、各学校においては、熱中症の危険性を判断するための暑さ指数計を配備し、生徒に対し適切な熱中症対策を講じております。

具体的には、熱中症防止のため、こまめな水分補給や休憩をとることなどの配慮や、生徒自らが熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるよう指導しております。

また、保護者に対しては、学校だより等を通じて、水分補給等の熱中症防止策に関する周知を行っております。

今後、市としましては、各学校で配備しております暑さ指数計について、複数の部活動で使用できるよう必要な個数を配備するとともに、学校においては、各部活動後の生徒の体調をしっかりと把握し、必要に応じて保護者にお迎えをお願いするなど、下校時の体調管理についても、これまで以上に注意し、適切な対応を取るよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 対応をよろしく願いしておきます。

次に、特定健診や各種がん検診は、病気の早期発見や早期治療によって重症化を防ぎ、健康を守る上でも、医療費を抑制する上でも大変重要であります。しかし特定健診では、40代、50代の健診が少なく、若年層に対する受診向上の対策が必要であります。各種がん検診も国の目標としている60%に対して、高いところで10%台、全体として低い状態にな

っております。医療機関とも連携し、医療機関で受けたがん検査などを把握し、がん検診につなげるなど、特別な取組が必要ではないか。過去3年間の各種健診の状況と受診率の向上の取組について、健康福祉部長にお聞きします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

モニターを御覧ください。過去3年間の受診率は、特定健診が国の目標値60%に対して、令和2年度が28.6%、令和3年度が35.4%、令和4年度が39.8%となっています。また、高齢者健診は、国の目標値はありませんが、令和2年度が10.6%、令和3年度が12.7%、令和4年度が15.2%でした。令和2年度の数値が特に低いのは、新型コロナウイルスの影響による受診控えによるものとなっております。

健診受診率向上の取組として、令和4年度から過去の健診やレセプトデータに基づきAIで関心度別に対象者を振り分け、ナッジ理論を活用した受診勧奨はがきを送付しています。その結果、令和4年度の受診率、速報値でございますが39.8%と、前年度から4.4%増加しました。また40代・50代についても3.1%、暫定値でございますが増加しております。令和5年度も同様に受診勧奨を実施しており、7月に1回目の通知を実施、10月に2回目の通知を予定しております。

医療機関との連携について、医療機関での検査データを本人の同意のもと提供いただくことで、特定健診受診とみなす情報提供事業を平成23年度から実施しております。昨年度までは宇土市内医療機関のみ単独契約しておりましたが、本年度から県内広域化で事業が実施されることになり、宇土市に限らず、県内の参加医療機関に通院中の方が情報提供事業を実施できるようになっています。今後、医療機関通院中の方で特定健診未受診者を抽出し、情報提供事業の案内文書の送付を予定しております。

次に、がん検診についてお答えします。

国のがん対策推進基本計画では、受診率の目標値は60%ですが、市町村の場合、医療機関や人間ドックで実施されるがん検診は、対象者や数の把握が困難なことから、地域保健・健康増進事業として、市町村が実施する住民健診を基に算定することと定められております。そのため、実際受けられた数よりは低い数値となっております。

過去3年間のがん検診の受診率は、胃がん検診、令和2年度4.8%、令和3年度5.5%、令和4年度6.0%。大腸がん検診、令和2年度11.0%、令和3年度5.5%、令和4年度6.6%。肺がん検診、令和2年度9.9%、令和3年度11.6%、令和4年度13.0%。乳がん検診、超音波、グラフには超音波は示しておりませんが、令和2年度3.7%、令和3年度3.1%、令和4年度3.0%。マンモグラフィー、令和2年度13.6%、令和3年度15.7%、令和4年度17.1%。子宮頸がん検診、令和2年度9.0%、令和3年度1

0.1%、令和4年度10.6%。前立腺がん検診、令和2年度5.6%、令和3年度6.7%、令和4年度7.2%となっております。

受診率向上の取組としては、広報紙・新聞折り込み広告による周知、がん検診を申し込んだ方で未受診だった方へのはがきの送付、子宮頸がん・乳がん検診補助対象年齢の方への無料クーポン券の送付などを行っております。

特定健診・高齢者健診及びがん検診受診率は、全体的に増加傾向にありますが、御指摘のとおり国の目標値にはいまだ届いておりません。今後も受診率向上に向け、健診受診勧奨を積極的に行ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 大変努力されていると思いますが、がん検診は受診率が低く、より一層力を入れていただくようお願いをしておきます。

次に、糖尿病や高血圧に対する対策について質問いたします。健診によって判明した糖尿病や高血圧の方々に対し、保健指導が必要だと思えます。これらの病気は自覚症状がないため、医療機関でも検査が必要とされても検査を受けない方や、治療を中断される方もおられ、継続して治療しなければ病気は進行し、重症化し、人工透析や動脈硬化が進み、脳内出血や心筋梗塞などにつながります。重症化を防ぐためには、医療機関と連携し、特別な対策が必要ですが、市の取組について健康福祉部長にお聞きします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

福田議員御指摘のとおり、糖尿病、高血圧は、重篤な脳血管疾患や心疾患、認知症などを引き起こす要因となり、その予防と悪化防止は、後遺症による半身まひなど、介護状態になることを防ぐため非常に重要です。健康づくり課におきましては、市の特定健診を受診された方で、その検査結果から、高血圧・高血糖・脂質異常症などが判明し、さらに詳しい検査や治療のため、医療機関の受診が必要な方については、保健師・管理栄養士が面接や訪問での保健指導を実施しています。

宇土市内の医療機関を受診する方については、市から主治医に対して、受診結果連絡票を用いて健診結果に基づき実施した保健指導についての情報提供を行い、主治医から指示を仰いでいます。また、糖尿病が疑われる高血糖の方には、糖尿病連携手帳を用いて主治医との連携を図っています。

しかし、対象の方の中には、精密検査が必要とされても受けられない、内服薬を処方されても医師の指示どおりに服用しない、また受診中であっても血圧や血糖値が改善しないコントロール不良、受診中断などの課題のある方もいらっしゃいます。そのようなの方々に対し、

自己判断の危険性を理解していただき、内服治療と併せて、運動や食事などの生活習慣改善の必要性について、保健指導を行っているところです。

今後も引き続き医療機関と情報共有し、市民の健康づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 本市の高額医療費は、人工透析や脳内出血など循環器の病気であり、糖尿病、高血圧など重症化を防ぐ対策により力を入れていただきたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計の医療費給付が令和2年度より減っている問題についてお聞きします。前回の質問では、コロナ感染症が全国で広がる中で受診控えがあり、医療給付費が全国では令和元年に比べ令和2年度は3.2%減っているのに、本市では逆に3.9%増えている。その主な原因は、高額医療費の脳内出血による入院など医療費が出されているためだと説明がありました。ところが、令和3年度、令和4年度は前年より減り、令和元年度と同程度になっております。減った主な原因についてどう分析されているのか、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

最初に、令和3年12月議会の福田議員の一般質問に対する答弁内容と一部重複することを御了承いただきたいというふうに思います。

まず最初に、令和元年度の医療費と比較して令和2年度の医療費は1億4千万円、前年度比3.99%の増加となっています。その増加分として、入院費が前年度比18.7%と最も増加しています。その入院費の内訳を見ますと、特に伸びている疾患は、脳内出血やその他の心疾患が分類される循環器系の疾患、関節症等が分類される筋骨系及び結合組織疾患、骨折等が分類される損傷、中毒及びその他の外因の影響、悪性リンパ腫や白血病が分類される新生物（腫瘍）が増加となっています。

次に、令和2年度の医療費と比較して令和3年度の医療費につきましては約1億2千万円、前年度比3.25%の減少となっています。その減少の最も大きい入院費は、前年度比10.95%減少となっています。その入院費の内訳を見ますと白血病、脳内出血、骨折がそれぞれ約2,000万円減少している状況です。

令和2年度に増加した疾患が、同様に、令和3年度の減少の要因に挙げられることが分かります。

白血病は高度な医療や高額な抗がん剤が必要であり、また脳内出血も、一度発症すれば、高度な医療による治療が必要となり、リハビリ等を含め入院期間も長期化する傾向にあり、令和2年度の医療費増につながっているものと考えられます。

このうち、白血病については予防ができず、急に発症するものです。しかしながら、脳内出血や骨折は、それぞれに生活習慣の改善などである程度は予防ができるものでございます。

脳内出血は、高血圧や動脈硬化症などの生活習慣病を伴って発症するケースが多く、今回、令和2年度、令和3年度の新規患者を分析しましたところ、9割の方が生活習慣病を保有している方でした。生活習慣病が起因する場合には、重症化しないためにも特定健診の受診勧奨や治療中断がないように保健指導等を行い、医療費適正化を進めてまいりたいと考えています。

また、骨折に関しましても、食生活や日頃からの運動などで予防を促すとともに、本市の健康診断において実施しております骨粗しょう症健診の受診勧奨にも力を入れ、医療費の適正化につなげてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 入院費は減少し、その中でも白血病や脳内出血、骨折などが減少しており、今後は生活習慣病などの対策に力を入れていくとのことですので、より一層の努力をお願いし、次の国保財政について。平成30年1月より県に移行され、それまで国保特別会計に一般財源より基準外繰入れが多いときには2億5,000万円を超えていましたが、移行に伴い、国からの財政支援と激甚緩和措置により、一般会計からの繰入れはなくなり、黒字を出し、ゼロだった国保基金も現在では1億4,000万円までになっております。一人当たりの国保額は、県下14市の中では低いほうになっておりますが、それでも同じ公的制度である協会けんぽに比べ、2倍の負担になっておりますし、特に子どもを育てている若い世代にとって負担になっている均等割について、国は、就学前の子どもの分を2分の1減額いたしました。しかし、子どもは全く収入がないのに医療費分として一人当たり2万2千円、後期高齢者医療分として7,200円を負担しなければなりません。こうした不公平をなくすために、市はその分を援助し、子育て世代を支援すべきではないか。負担額も全体では1,000万円以下で済むと思いますが、市の考えを市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から子育て世代の負担軽減を目的として、未就学児を対象に被保険者均等割額の5割減額制度が始まりました。この制度運用については、国・県から財政措置が行われています。

本市の国保特別会計は、平成30年度までは、法定外の一般財源の繰入れを行っておりま

したが、令和元年度以降は、財政調整基金への積立てができるようになりました。財政調整基金は、令和5年6月現在1億4千万円ほどの積立額となっております。これは、国保制度の都道府県単位化により、被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するため、一定割合まで保険料を引き下げる激変緩和措置が導入されていることにより、国保特別会計が一時的に黒字に転じており、財政調整基金への積立てができています。しかしながら、この激変緩和措置額については、現在検討段階ではありますが、熊本県は来年度以降、段階的に削減していく予定です。この削減の状況によっては、歳入歳出のバランスが崩れ、歳入不足が生じ、保険税額の見直しを行うことも想定され、現在の保険税額を維持するためには、財政調整基金から補てんすることを考えております。また、財政調整基金は、突発的な疾病等による医療費等の増加に対応する役割もあり、ある一定額の基金を保有しておくことは重要です。さらに熊本県は、令和12年度を目標に、県内全市町村の保険税水準統一に向けて調整を行っております。

子育て世代の負担軽減につきましては、少子化社会に対応するためにも重要であると認識しておりますが、国保制度の都道府県単位化による保険税水準の統一や今後の激変緩和措置額の動向を考慮しますと、宇土市独自に均等割軽減に対する制度を導入することは難しいと考えております。

ただし、子どもの均等割額の軽減の制度化については、国保制度だけの問題として捉えるのではなく、子育て支援に関する市全体の政策の中で検討すべき事項ではないかと考えます。

現在、国においても、子育て世代の支援の強化が図られており、国保関係で申し上げますと、令和6年1月から産前産後期間の保険料の免除の制度導入が図られることになっており、国も本格的に子育て世帯への支援に乗り出しています。

このような状況の中、本市としても好機と捉え、子育て世代の均等割の負担軽減につきましては、国に対し、熊本県市長会提案議題にも継続議題として提出しており、今後も引き続き要望してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 都道府県単位化による保険税水準の統一が予定されているということですが、簡単にはいかないと思います。子どもの均等割廃止は、財政的負担も大きいものではありませんし、是非検討していただきたいと思います。

次に、介護の認定条件について質問いたします。高齢化が進み、介護を必要とする人が増え、全国的には介護認定者数も介護給付費も年々増加をし、令和3年度認定者数は690万人となり、介護給付費も10兆4,000億円で過去最高となっております。しかし、本市の場合、第6期事業計画よりも第8期の事業計画では認定者数も認定率も下がっております。

介護を必要とする人が増えているのに、なぜ下がっているのか、健康福祉部長に答弁を求めます。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市の要介護認定者数の直近3年間の推移は、令和2年度末1,785人、令和3年度末1,829人、令和4年度末1,869人で、認定率は、令和2年度末16.2%、令和3年度末16.6%、令和4年度末16.9%と微増傾向にあります。しかし、要介護認定者数が最も多かった平成28年度末と令和4年度末を比較しますと、認定者数は平成28年度末2,043人から174人減少し、認定率は19.4%から2.5ポイント減少しています。

この主な要因といたしまして、平成28年度から平成29年度にかけて、認定者数がマイナス208人、認定率がマイナス2.2%と一気に減少しており、平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、それまで全ての方の要介護認定申請が必要だったものが、総合事業については、要支援認定を受けなくても基本チェックリストで該当すれば、事業対象となったことが要因と考えております。現在、総合事業対象者の方は176人おられますので、トータルとしての認定者数に大きな変化はありません。介護の認定は、全国共通の調査基準に基づき規定の調査を行い、専門職による審査会により介護度が決定します。今後も公平で客観性を持った認定を行い、必要な方が適切なサービスを受けられるよう努めてまいります。

また、一つの考え方として、健康寿命、これは健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を示しますが、平成13年（2001年）には、男性69.40歳でしたが、18年後の2019年には72.68歳でプラス3.28年、同じく女性は72.65歳から75.38歳でプラス2.73年延びており、高齢者全体の健康度が上がっていることが、要介護者が減っている要因ではないかと分析することができます。

いずれにしても、要介護認定の状況は、要介護度別の認定状況や年齢別の認定状況など、介護給付に大きく影響するだけでなく、介護予防施策の計画や評価において非常に重要な要素となるため、継続して分析を行ってまいります。

以上でございます

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 健康寿命が延びているということが、一つの原因ではないかということでもあります。しかし、介護認定を受けている90%の方は75歳以上でありますし、全く関係ないとは言いませんが、そう影響はないというふうに考えております。そこで、認定者数や認定率について、認定審査会の基準は変わっておらず、認定が厳しいとは考えていないということでありました。確かに認定基準は変わっておりませんが、認定の手続が変わっ

たのではないかと思うわけであります。改正前では、介護認定を申請すれば、全て認定審査会で審査され認定が決められていましたが、改正後は、国が示した25項目のチェックリストで申請者の状況をチェックし、それに該当すれば予防コースに回され、審査会行きは減らされています。また、市が行う総合医療にも介護事業者が6か月の介護計画をつくり、その計画が終われば要支援から卒業されている方もおり、ここに問題があると思うわけでありす。こうした認定の手続の見直しが必要である、このことを強く要望しておきます。

そこで、要介護認定を受けている一人世帯、二人世帯の介護の実態についてお聞きいたします。在宅で介護を受けている一人世帯、二人世帯で、軽度の方は自分で一定の生活はできると思いますが、重症の認定者が特養ホームに入所を希望しても何年も待機しなければならず、働いている家族が仕事を辞めて介護に当たったり、老老介護で介護を必要とする人が介護に当たるなど、大変苦勞されております。こうした人たちの対応についての市の取組について、健康福祉部長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市において、本年8月現在、要介護認定を受けている高齢者一人世帯は904世帯で、お二人のうちどちらか又はお二人とも要介護認定を受けている高齢者二人世帯は、491世帯となっております。ただし、この数値には、施設に入居されている方や世帯分離により、住民票上では一人世帯又は二人世帯となられている方も含まれていますので、実数はこれより少ないと思われませんが、今後さらに、高齢化、核家族化、未婚率の増加等により増えていくことが見込まれています。

介護が必要な一人暮らしの高齢者の問題として、一人でいるときに突然体調を崩したときや動けなくなったときに、周囲の助けを呼べず、特に緊急の処置を要する症状の場合、誰にも看取られず孤独死されることも考えられます。一人暮らしの方のお宅のカーテンが閉まったままである、郵便物や新聞が郵便受けにたまっているなど、日常生活の些細な異変を周囲に気づいてもらうには、日頃から地域住民とのつながりを保っておくことが大切です。市におきましても、先週の檜崎議員の質問の際にも答弁しましたとおり、緊急通報用機器の貸与など様々な支援を行っていますが、地域での目配り、近隣住民とのつながりもまた大切にしていきたいと思えます。

また、介護が必要な高齢者二人世帯の増加に伴い、老老介護や認認介護が問題となっています。老老介護とは、65歳以上の高齢者を、同じく65歳以上の高齢者が介護している状態のことで、高齢の妻が高齢の夫を介護する、65歳以上の子どもがさらに高齢の親を介護するなどのケースがあります。また、認認介護とは、認知症の要介護者を認知症の介護者が介護していることを言い、事故が起きやすい危険な介護状況につながります。これらの問題

点は、介護者の肉体的な負担と精神的な負担が大きいことで、ストレスから被介護者への虐待行為に結び付く恐れもあり、第三者のサポートが必要とされます。

要介護者のケアマネジメントを行う介護支援専門員は、ケアプランの作成だけでなく、要介護者の相談に応じることとなっていますので、介護支援専門員に現状を相談し、適切な介護サービスを利用して介護負担を軽減することが重要です。市としましても、介護支援専門員と協力、連携し、個別の案件に対応するなどの支援を行っています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 老老介護などは事故が起きやすいなど、危険な介護状況をなくすためにも対策に力を入れていただくようお願いをし、次のサービスの切下げ、負担増によって施設に入所されている方々の負担増についてお聞きいたします。

令和3年8月より補足給付の見直しが行われ、入所者の居住費や食費が大幅に値上げされ、負担ができないなど厳しい状況が出ております。改正により1か月の負担が10万円を超える人はどのくらいおられ、入所者に対する割合はどうなっているのか。また、費用負担ができず、施設に入所できない人に対する対策はどうなっているか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

介護保険施設やショートステイを利用する方の食費、居住費については、低所得の方への助成、いわゆる補足給付を行っていますが、令和3年8月からは、在宅で暮らす方との食費、居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を凶る観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方には、食費の負担額が増額となる国の制度改正が行われました。この制度改正により、高くなった食費の分を負担できずに施設を退所することになった方はおられませんでしたが、食費の負担額が増額になった方が、本市においては120人おられ、対象者の約3割に上りました。

令和4年度末の補足給付の対象者数は375人で、制度改正後の令和3年8月の356人と比較すると、5.3%増加しています。逆に、補足給付に係る介護給付費については、令和3年度が約1億1,900万円、令和4年度が約1億800万円で、およそ1,100万円減少しており、言い換えれば、その分を利用者が負担されたこととなりますので、制度改正により一部の入所者においては、負担が増加していると言えます。

なお、市内の介護保険施設に、入居者が1か月に支払う入居費用を確認したところ、10万円を超える費用を負担している入居者が、10施設325人のうち132人、約4割おられるという状況でした。制度改正の影響等により、入居施設における食費負担が増加し、生

計困難との相談があった場合は、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度や食費・居住費の特例減額措置により、食費や居住費、さらには介護サービスの利用者負担の軽減措置を受けられる場合がありますので、制度の案内に努めています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 補足給付の改正により、食費の負担増が入所者の3割、120名おられ、また月の負担が10万円を超える入所者は4割ということで、費用負担は大変だと思います。是非、負担軽減の対策を取っていただくようお願いをしておきます。

次に、第8期介護事業計画の中で、全国的な高齢化が進み、介護を必要とする人は増え、介護給付費も増加しています。しかし、本市の場合、令和3年度に比べ令和4年度では、介護給付費が2,000万円以上減っております。減っている主な原因は何か、健康福祉部長に答弁を求めます。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

令和4年度介護保険特別会計決算において、介護保険給付費の歳出額は約33億7,600万円で、令和3年度決算額約34億300万円からおよそ2,700万円の減額、率にして0.79%の減少となっております。減額の主な要因としましては、施設介護サービス給付費で約4,100万円の減額と、特定入所者サービス費で約1,200万円の減額が大きな要因となっております。

最も大きな要因となった施設介護サービス費は、要介護者が特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設に入所して、介護サービスを利用した際に係る費用の負担分で、食費や居住費は自己負担となるので含まれていません。この施設介護サービス費の減少の要因は、利用者数の減少、特に重度要介護者の利用が減ったことによるもので、介護老人福祉施設などの入所待機者が、重度要介護者の受け入れができる民間の有料老人ホームを利用するケースが増えたためではないかと分析しています。

次に大きな減額の要因となっている特定入所者介護サービス費ですが、これは先ほど答弁しました補足給付に係る費用の負担分で、低所得者を対象に、全額自己負担とされている施設入所者の食費や居住費を助成するものです。これにつきましては、議員から御質問がありました制度改正による影響が大きいものと考えられます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 減った原因について2点挙げられました。一つは、施設介護サービスの給付費が減額になっていること、二つ目には、特定入所者サービス費が減っていること

であるということであります。しかし、全国的には認定者数も給付費も増えておりますが、本市の場合は認定者数も認定率も第6期事業に比べ減り、施設入所を希望しても何年も待機しなければなりません。利用料金も3割、2割負担が増えるなど、サービスの切下げと利用料金の負担等が給付の減額につながっていると思うわけであります。そうした中で、介護保険特別会計の経営状況を見ますと、令和4年度では8,000万円の基金積立てと基金は6億6,700万円、令和5年度末でも同じく8,000万円の基金積立てで、年度末の基金は7億4,700万円と予想されております。黒字で繰越金も2億円程度見込まれると思うわけであります。一方、令和4年度の保険料収入は、99%を超える収納率で7億2,100万円となっております。基金と繰越金がこれを大きく上回っておりますし、これは明らかに保険料の取り過ぎだと言わなければなりません。第9期の介護事業計画では、保険料の値下げを市の審議会で提案すると同時に、介護職員や介護事業所の報酬引上げなど待遇改善を国に求めるべきだと思いますが、市の対応について健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市の介護保険財政につきまして、介護保険特別会計における令和4年度から令和5年度への繰越金は約1億9,700万円でした。本市では、宇土市介護保険基金条例に基づき、毎年度、介護保険特別会計歳入歳出決算における剰余金の範囲内で、宇土市介護保険基金に積立てを行っており、令和4年度末の基金残高は約6億6,700万円となっております。令和5年度におきましても、令和4年度と同程度の8,000万円程度を基金へ積み立てることができるのではないかと見込んでおり、これによると、令和5年度末の基金積立額は7億4,700万円程度となる見込みです。

介護保険特別会計においては、各期の事業計画期間の3年間は、財政の均衡を維持するという観点から、基金積立額が増加していくことは、必ずしも望ましいこととは言えません。議員御指摘のとおり、被保険者から徴収する介護保険料の減額などで被保険者に還元することが望ましいと考えられるものです。

しかし、本市におきましても、高齢者数や高齢化率は今後も確実に増加していきます。令和3年度から令和5年度までの第8期事業計画における推計では、高齢者人口は2030年まで増え続け、その後の10年間は横ばいで推移するものの、75歳以上の後期高齢者人口については、継続して増加することが見込まれています。後期高齢者の急激な増加に伴う介護保険給付費の増大や保険料の上昇を考慮すると、将来にわたり安定的な介護保険財政を運営するには、基金で財源を備えておく制度設計が必要になります。

これらのことを踏まえ、令和6年度からの第9期介護保険事業計画期間の介護保険料の設定については、第8期事業計画における介護給付費等の計画と実績の乖離を十分に分析した

上で将来推計を行い、介護保険事業計画策定委員会において、保険料を減額した場合の具体的なシミュレーションを示すなど、多角的に検討した上で、今年度中に市議会定例会に条例案を上程することとしております。

また、介護職員の待遇改善については、全国的に深刻化している介護職員の人手不足に対し、国においては、介護人材を量と質の両面から確保するため、国と地域が二人三脚で、参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善を進めるための対策に取り組む方針としています。市としましては、今後、国や県の動向を注視しながら、でき得る対策を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 介護保険特別会計で各期の事業計画期間の3年間は、財政の均衡を維持する観点から、基金積立額が増加することは、必ずしも望ましいことではないとのことであり、被保険者から徴収する介護保険料の減額など、還元することが望ましいと考えられるということでもあります。しかし一方では、高齢者数や高齢化率は確実に増加し、75歳以上の後期高齢者人口は増える中で、安定的な介護保険財政を運営するには、基金で財源を備えておく必要があるとのことであります。確かに基金の積立には必要と思いますが、保険料収入を大幅に上回る基金や繰越金は、明らかに取り過ぎだと思います。介護保険制度は医療保険と違い、誰でも利用することはできません。認定を受けなければサービスを利用することができませんし、また利用についても介護度に応じて上限が設定されており、それを超えた分は利用者が全額負担しなければなりません。こうしたことを考えると、第9期の介護事業計画では保険料の値下げは十分できるとこのように思いますし、保険料の値下げとサービスの充実を求めて、今回の一般質問を終わります。お世話になりました。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、質疑並びに一般質問は全部終了いたしました。質疑並びに一般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第2 常任委員会に付託（議案第64号から議案第83号）

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、議案の委員会付託を行います。

まず先に、委員会付託の省略についてお諮りします。

議案第84号、宇土市教育委員会の委員の任命についての人事案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第84号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除く市長提出議案第64号から議案第83号までの20件につきまして、本日配布の令和5年9月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

なお、議案第57号から議案第63号までの7件は、令和4年度宇土市一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定であります。後日、決算審査特別委員会を設置の上、これを付託するとともに、閉会中の継続審査といたします。

-----○-----

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

○議長（藤井慶峰君） 日程第3、請願・陳情については、配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので、御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、12日経済建設常任委員会、13日文教厚生常任委員会、14日総務市民常任委員会となっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、9月21日木曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

午後0時51分散会

令和5年9月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

総務市民常任委員会

- 議案第73号 網田コミュニティセンター新築工事請負契約の締結について
- 議案第78号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第79号 令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第81号 令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

経済建設常任委員会

- 議案第64号 令和4年度宇土市水道事業会計決算の認定について
- 議案第65号 令和4年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について
- 議案第68号 宇土市企業振興促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 宇土市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第74号 令和4年度住吉漁港漁村再生交付金（長部田港）3号物揚場延伸改良工事請負契約の変更契約の締結について
- 議案第75号 財産の取得の変更について
- 議案第76号 宇土市道路線の認定について
- 議案第77号 宇土市道路線の変更について
- 議案第78号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第82号 令和5年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第83号 令和5年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

文教厚生常任委員会

- 議案第66号 宇土市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 宇土市民会館条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 史跡轟貝塚保存活用検討委員会設置条例について
- 議案第72号 宇土市学校給食費徴収条例について
- 議案第78号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第80号 令和5年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和5年9月宇土市議会定例会請願・陳情文書表

請願

| 受理 番号 | 受 理 年月日 | 請 願 の 件 名 | 請願者の住所・氏名 | 付 託 委員会 | 紹介議員 |
|---------------|------------|---------------------------------------|--|------------|------|
| 令和 5年 1 | R 5. 7. 14 | 日本政府に核禁止条約の参加・調印・批准を求める請願 | 宇土市岩古曾町2740-5 下村 雅子 | 総務市民 | 福田慧一 |
| 令和 5年 2 | R 5. 8. 24 | インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書 | 宇土市築籠町177-7 消費税廃止宇城各界連絡会 代表者 坂本 英治 | 経済建設 | 福田慧一 |
| 令和 5年 3 | R 5. 8. 24 | 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書 | 宇土市築籠町177-7 宇城民主商工会 会長 坂本 英治 | 文教厚生 | 福田慧一 |

陳情

| 受理 番号 | 受 理 年月日 | 陳 情 の 件 名 | 陳情者の住所・氏名 | 付 託 委員会 |
|---------------|------------|----------------------------------|---|------------|
| 令和 5年 2 | R 5. 7. 31 | 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望について | 宇土市築籠町 183 公益社団法人 宇土市シルバー人材センター 理事長 谷崎 淳一 | 文教厚生 |

第 5 号

9月21日(木)

令和5年9月宇土市議会定例会会議録 第5号

9月21日（木）午前10時26分開議

1. 議事日程

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
 - 1. 総務市民常任委員長報告
 - 2. 経済建設常任委員長報告
 - 3. 文教厚生常任委員長報告(質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願・陳情について
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第84号 宇土市教育委員会の委員の任命について
(討論・採決)
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
(採決)
- 日程第6 決算審査特別委員会の設置及び付託について
(議案第57号から議案第63号まで)
- 日程第7 議員派遣の件について
- 日程第8 宇土市選挙管理委員及び補充員の選挙について

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
 - 1. 総務市民常任委員長報告
 - 2. 経済建設常任委員長報告
 - 3. 文教厚生常任委員長報告(質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願・陳情について
(討論・討論・採決)

日程第4 議案第84号 宇土市教育委員会の委員の任命について
(討論・採決)

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
(採決)

日程第6 決算審査特別委員会の設置及び付託について
(議案第57号から議案第63号まで)

日程第7 議員派遣の件について

日程第8 宇土市選挙管理委員及び補充員の選挙について
(追加日程)

日程第9 発議第2号 インボイス制度の実施延期を求める意見書

3. 出席議員（18人）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 土黒功司君 | 2番 杉本寛君 |
| 3番 中野洋一君 | 4番 浦本晴美さん |
| 5番 佐美三洋君 | 6番 小崎憲一君 |
| 7番 今中真之助君 | 8番 西田和徳君 |
| 9番 園田茂君 | 10番 宮原雄一君 |
| 11番 柴田正樹君 | 12番 檜崎政治君 |
| 13番 野口修一君 | 14番 中口俊宏君 |
| 15番 藤井慶峰君 | 16番 山村保夫君 |
| 17番 村田宣雄君 | 18番 福田慧一君 |

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

| | |
|---------------|------------------|
| 市長 元松茂樹君 | 副市長 谷崎淳一君 |
| 教育長 太田耕幸君 | 総務部長 山口裕一君 |
| 企画財政部長 光井正吾君 | 市民環境部長 小山郁郎君 |
| 健康福祉部長 岡田郁子さん | 経済部長 加藤敬一郎君 |
| 建設部長 草野一人君 | 教育部長 野口泰正君 |
| 会計管理者 木村るみさん | 秘書政策課長 渡邊聡君 |
| 総務課長 上木淳司君 | 危機管理課長 内田雅之君 |
| 企画課長 三浦仁美さん | まちづくり推進課長 中山好美さん |

財 政 課 長 北 谷 太 示 君

6. 議会議務局出席者の職・氏名

| | | | |
|-----------|------------|--------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 江 河 一 郎 君 | 次長兼議事係長兼庶務係長 | 春 木 教 明 君 |
| 議 事 係 参 事 | 村 田 有 美 さん | 庶 務 係 主 事 | 中 山 裕 輝 君 |

午前10時26分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長、西田和徳君。

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（西田和徳君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過並びに審査内容について、中間報告をいたします。

去る9月6日、執行部出席のもと本委員会を開催し、現在までの取組状況について、執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

まず、熊本・宇土道路、宇土道路、宇土三角道路における予算配分、用地進捗率、事業進捗率につきましては、前回の報告から変更はあっておりません。また、契約締結がなされた業務、入札に伴う公告が行われた業務等がございますので、御報告させていただきます。

まず、熊本・宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和4年度繰越事業の調査設計で、令和4年度緑川大橋橋梁修正設計業務の工期の延長が行われております。

また、令和5年度事業の調査設計で、令和5年度熊本・宇土道路河川影響検討業務について契約締結がなされております。これは、熊本・宇土道路において、橋梁建設に伴う河川への影響を検討するものとなっております。

次に、宇土道路につきまして御報告申し上げます。

まず、令和4年度繰越事業の用地補償で、令和4年度宇土道路裁決申請図書作成等業務及び令和4年度宇土道路外事業損失事前調査等業務のそれぞれの工期の延長が行われております。

令和5年度事業の工事では、熊本57号長浜地区改良工事及び熊本57号上網田地区改良11期工事で契約締結がなされております。さらに、熊本57号城塚橋上部工工事及び熊本57号城塚地区改良18期工事の契約締結が行われ、これらは、城塚地区のコンクリート橋上部工工事及び城塚地区の盛土工事・水路の付け替え工事などとなっております。そのほか、熊本57号長浜地区改良2期工事で入札に伴う公告がなされております。これは、長浜地区の盛土工事となっております。

次に、宇土三角道路について御報告申し上げます。

令和4年度繰越事業の調査設計で、令和4年度熊本天草幹線道路予備設計（その1）業務の工期の延長がなされております。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告いたします。

まず、前回の委員会で、委員から「熊本・宇土道路において、1ポイント進捗のあった事業の内容は。」との質疑があつていたため、執行部から「国土交通省に確認したところ、令和4年度に設計業務を実施したため。」との報告がありました。

また、委員から「道路の名称について、宇土三角道路ではなく、網田三角道路に変更できないか。」との別の質疑があつていたため、執行部から「名称については、国土交通省の委員会で決定しているものであるため変更できない。」との報告がありました。

今回の委員会では、委員から「現在様々な工事が行われているが、大手事業者が多いように見受けられる。宇土市の建設業者にはどのような配慮がなされているのか。」との質疑があり、執行部から「宇土道路の区間においては、宇土市内の建設業者が下請け工事で受注しているところもある。今後もしできる限り宇土市内の建設業者を利用していただけるよう国土交通省に対して要望していきたい。」との答弁がありました。それに対して、委員から「せっかくの宇土市内での道路建設工事なので、できるだけ市内業者の利用をお願いしたい。」との意見がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本・天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

日程第2 各常任委員長報告

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、去る9月11日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました、市長提出議案第64号から議案第83号までの20件並びに請願・陳情につき、

審査の経過と結果についてそれぞれ報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長、小崎憲一君。

○総務市民常任委員長（小崎憲一君） おはようございます。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る9月14日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、その他1議案の合計4議案と請願1件であります。

まず、議案第73号、網田コミュニティセンター新築工事請負契約の締結について。これは、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負に関する契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第78号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、議会費では、国際交流事業経費（議会事務局分）として20万6千円を増額するものであります。

次に、総務費では、国際交流事業経費（企画課分）として552万円、生成AI活用事業として114万4千円を増額するものであります。

次に、衛生費では、環境衛生費一般経費として259万2千円を減額するものであります。

次に、消防費では、防災基盤整備事業として1,282万5千円を増額するものであります。

また、庁舎建設事業経費について、継続費の補正を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第79号、令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は365万4千円を増額するもので、補正後の総額は45億6,228万円であります。これは、国保システム改修及び高額介護合算療養費等の増額補正となっております。

次に、議案第81号、令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。補正額は51万円を増額するもので、補正後の総額は5億5,500万7千円であります。これは、市税等過誤納還付金の増額補正となっております。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第73号、網田コミュニティセンター新築工事請負契約の締結について。委員から「防災機能として、かまどベンチやマンホールトイレが設置されるとのことだが、災害時を想定して、ほかにどのようなことが考えられているのか。また、物資の緊急搬入については、どう考えられているのか。」との質疑があり、執行部から「屋外倉庫には3部屋を作る計画であり、この一部に備蓄品の保管を考えている。また、災害時には、調理室の使用を想定しているほか、避難が想定される廊下やホールにもエコウィンによる空調設備を設置する計画である。物資の搬入については、正面入り口から行うことを考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第78号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。台湾の台南市との交流について、委員から「台湾人の命を救い英雄視されている湯徳章氏のルーツが宇土市にあるということだが、この方のつながりを通して、どのような分野での交流を計画しているのか。」との質疑があり、執行部から「まずは教育分野を一番に考えている。このほか、商業や農業、観光といった分野にもつなげられないかといった視点も持っている。」との答弁がありました。

これに関連して、別の委員から「本格交流で台南市を訪問するのは、いつ頃、どういった方々を予定しているのか。」との質疑があり、執行部から「台南市が湯徳章氏を顕彰し、命日を『正義と勇気の記念日』としている3月13日に合わせて、3月に訪問できないかと考えている。現在調整中だが、その際は、市長、教育長、議長のほか、民間の方々も含めた交流を考えている。」との答弁がありました。

次に、議案以外で、全庁的な宇土市未収金対策会議の取組について、委員から「来年度の取組としては何を考えているのか。また、一番ノウハウを持っている税務課の負担が増えるのではないか。」との質疑があり、執行部から「まず今年度、未収金対策会議において、現在の問題や課題等を整理し、全庁的な未収金債権の回収に、どのような取組を行うか検討している。今年度の具体的な対策としては、これから催告や滞納整理を強化することとしており、来年度についても、今年度の対策をベースに、引き続き取り組んでいく予定である。また、取組に当たっては、各債権の種類によって根拠となる法律が異なり、徴収方法や情報収集の方法に違いがあるため、各債権担当課での取組を基本としている。未収金対策会議により情報交換や連携、職員の能力向上を図ることで、他の部署はもとより税務課でも事務の効率化が図られると考えている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「滞納整理のスペシャリストを配置してはどうか。また、滞納処分を受けた住民とその担当職員との間にあつれきが生じないように、宇城管内の他市町職員が宇土市内の滞納整理を行うなど、宇城広域連合の事務としての取組も検討してもらいたい。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、

全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

令和5年請願第1号「日本政府に核禁止条約の参加・調印・批准を求める請願」については、全会一致で不採択といたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、今中真之助君。

○経済建設常任委員長（今中真之助君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る9月12日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、決算の認定2議案、条例関係2議案、予算関係3議案、その他4議案の合計11議案と請願1件でございます。

まず、議案第64号、令和4年度宇土市水道事業会計決算の認定について。令和4年度水道事業決算は、総収益6億5,956万円、総費用5億7,972万円であり、当年度純利益は7,984万円となっております。

次に、議案第65号、令和4年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について。令和4年度公共下水道事業決算は、総収益9億6,284万円、総費用8億7,586万円であり、当年度純利益は8,698万円となっております。

次に、議案第68号、宇土市企業振興促進条例の一部を改正する条例について。これは、企業優遇制度の適用範囲を拡大し、市の企業振興を促進させるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第69号、宇土市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について。これは、漁業集落排水施設整備事業の地方公営企業法適用に伴い、公共下水道事業と一本化を行うため、条例を改正するものであります。

次に、議案第74号、令和4年度住吉漁港漁村再生交付金（長部田港）3号物揚場延伸改良工事請負契約の変更契約の締結について。これは、工事の請負に関する契約について、変更することによる契約の金額が1億5,000万円以上となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第75号、財産の取得の変更について。これは、都市計画道路北段原線整備事業の実施に伴う土地に係る財産の取得について、道路用地を追加取得する必要が生じたため、取得価格等を変更するものであります。

次に、議案第76号、宇土市道路線の認定について。これは、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第77号、宇土市道路線の変更について。これは、市道の路線を変更する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第78号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、緊急浚渫推進事業（農業用ため池）として1億275万円を増額するものであります。

次に、商工費では、自然公園整備事業として280万円を増額するものであります。

次に、土木費では、土砂災害対策支援事業（復興基金創意工夫分）として400万円を増額するものであります。

次に、災害復旧費では、令和5年7月梅雨前線豪雨災害対策経費（農林水産課分）として、661万5千円等を増額するものであります。

そのほか、湛水防除事業（網津第2排水機場）などの2事業については、年度内の事業完了が困難であることから繰越明許費の設定を行っており、浜戸川沿線水閘門操作管理業務委託に要する経費について、債務負担行為の設定を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第82号、令和5年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について。補正額は、収益的支出188万円を増額するもので、補正後の総額は6億9,098万4千円であります。これは、上水道システム改修及び人事異動に伴う人件費等の増額補正となっております。

次に、議案第83号、令和5年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について。補正額は、収益的支出では30万1千円を増額するもので、補正後の総額は9億9,058万6千円であります。資本的支出では3万2千円を減額するもので、補正後の総額は6億5,988万1千円であります。これらは、人事異動に伴う人件費の増額及び減額補正となっております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

議案第64号、令和4年度宇土市水道事業会計決算の認定について。配水した水量と料金徴収の対象となった水量の比率を表す水道の有収率について、委員から「令和4年度の有収

率が前年度と比較して4.1%減少している原因は何か。」との質疑があり、執行部から「令和2年度から3年度にかけて、配水量を監視するテレメーターの修理を行ったことで、正確な配水量が測定されるようになり、その結果、有収率の分母である配水量が増加したことが一因であると考えている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「漏水の可能性も含めて、有収率低下の原因を把握することが必要である。」との意見があり、執行部から「今年度については、施設の老朽化が進んでいる緑川・網津地区より西側の旧簡易水道の区域について、重点的に漏水調査を行う。」と答弁がありました。

次に、議案第78号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。立岡自然公園内の防護柵の修繕について、委員から「現在、防護柵は木製で全体的に古くなっている。一部分の修繕ではなく、材質から見直して全体を改修したほうがよいのではないか。」との意見があり、執行部から「今回の修繕を行い、その後、全体的な改修について検討していく。」との答弁がありました。

次に、議案以外で、まず、宇土市未収金対策会議について、委員から「部署ごとに徴収の方法が異なると思うがどうするのか。」との質疑があり、執行部から「公債権や私債権で徴収方法は違ってくるが、情報共有できるところは共有し、やり方が異なるところは、どのような方法がとれるのか協議していく。」との答弁がありました。これに関連して、別の委員から「各債権の個別及び全体の未収率を毎年報告してほしい。」との意見がありました。

次に、つつじヶ丘農村公園の遊具について、委員から「老朽化が進んでいる遊具が多いが、撤去や拡充など、今後の方針はいかがか。」との質疑があり、執行部から「専門業者による点検や補修を行っており、現時点では遊具の拡充は予定していない。」との答弁がありました。それに対して、委員から「宇土市全体として、目線が子どもに向いていない。向いている自治体は遊具などの整備が進んでいる。」との意見がありました。

以上が、論議されました主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で、原案のとおり認定及び可決いたしました。

次に、請願につきまして、御報告申し上げます。

令和5年請願第2号「インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書」については、全会一致で採択いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、檜崎政治君。

○文教厚生常任委員長（榎崎政治君） おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る9月13日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係5議案、予算関係2議案の合計7議案と請願1件、陳情1件であります。

まず、議案第66号、宇土市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について。これは、子育て世代の経済的支援として、子ども医療費助成事業の対象者の範囲を拡大するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第67号、宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第70号、宇土市民会館条例の一部を改正する条例について。これは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障害等を理由とする利用制限を是正するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第71号、史跡轟貝塚保存活用検討委員会設置条例について。これは、令和4年11月10日付けで国史跡の指定を受けた、宇土市宮庄町の轟貝塚の保存活用に関し検討する機関を設けるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第72号、宇土市学校給食費徴収条例について。これは、給食会計公会計化に伴い、学校給食費の徴収について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第78号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

まず、民生費では、保育所等ICT化推進等事業として160万円、物価高騰対策事業（保育所分）として324万8千円を増額するものであります。

次に、衛生費では、子育て世代包括支援センター経費として244万5千円を増額するものであります。

次に、教育費では、国際交流事業経費（学校教育課分）として19万6千円を増額するものであります。

次に、議案第80号、令和5年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は5,756万2千円を増額するもので、補正後の総額は39億4,151万6千円です。これは、介護給付費等に係る国県支出金過年度返還金等の増額補正であります。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告申し上げます。

議案第72号、宇土市学校給食費徴収条例について。まず、委員から「未収金を所管する部署で立ち上げた宇土市未収金対策会議は、縦割りの組織ではなく、情報交換しながら滞納に対応するとのことだが、同じ人が複数の債務で滞納者になっているのか。」との質疑があり、執行部から「学校給食費は、税と異なり、法令による調査権限がないため、他の債権については把握はしていない。」との答弁がありました。

これに関連して、委員から「学校給食費の時効は何年か。」との質疑があり、執行部から「民法の規定により、5年である。」との答弁がありました。

また、別の委員から「学校に通えていない子どもの給食費に対して、何か対策はしているのか。」との質疑があり、執行部から「欠食の際には、事前に申し出ることとしているため、申出がなければ減額の対応をしていない。また、学校側も子どもが登校してくるかもしれないとの思いから、いつでも食べられる準備をしておいてあげたいという気持ちが強いと思う。」との答弁がありました。これに対して、委員から「申し出ない限り、給食費はずっとかかっていくということなので、学校に通えず、給食を食べていない子どもたちの給食費に関しては、何か対策を考える必要があるのではないか。」との意見がありました。

議案第78号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。子ども医療費助成の対象拡充について、委員から「令和6年1月から、対象年齢の範囲を引き上げるということだが、増額となっている250万円は何箇月分なのか。」との質疑があり、執行部から「これまで実施してきた中学生までの医療費助成の実績から算出し、2か月分計上している。」との答弁がありました。

次に、議案以外で、養護老人ホーム芝光苑民営化の進捗状況について、委員から「民間譲渡先の募集を現在行っているということだが、応募はあっているのか。」との質疑があり、執行部から「今のところ、申込みをいただいている。」との答弁がありました。これに対して、委員から「前回、応募はあったが結局辞退されたと聞いているので、今度は順調ということか。」との質疑があり、執行部から「まだ最初の申込みの段階ではあるが、前回の条件を大幅に見直したので、今回は最後まで順調に進んでほしいと思っている。」との答弁がありました。

また、網田小・中学校における特色ある教育について、委員から「たびたび議会でも取り上げているが、網田小・中学校が変わっていくことは、ひいては宇土市全体の子どもたちの居場所づくりにつながると思う。そのためには、今後、教育アドバイザー等の専門家を現場に派遣してはどうか。」との意見があり、執行部から「現在、網田ならではの具体的なカリキュラムを、様々な角度から検討している段階である。人材の活用についても併せて検討していきたい。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、

全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

令和5年請願第3号「健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書」については、全会一致で継続審査といたしました。

次に、令和5年陳情第2号「地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望について」は、全会一致で採択といたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 文教厚生常任委員長長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第64号から議案第83号までの20件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり認定及び可決であります。各委員長報告のとおり認定及び可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第64号から議案第83号までの20件については、原案のとおり認定及び可決されました。

-----○-----

日程第3 請願・陳情について

○議長（藤井慶峰君） 日程第3、請願・陳情についてを議題といたします。

まず、各常任委員長長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 日本政府に核禁止条約の参加・調印・批准を求める請願は、委員長報告は不採択であります。原案に賛成の立場から意見を述べます。

この請願は、日本政府が核兵器禁止条約に署名をし、国会で批准するよう意見書を国会及び政府に提出することを求めるものであります。広島・長崎にアメリカの原爆が投下されて72年が経過した2017年7月7日、国連で122か国が賛成し、核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には、同条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効いたしました。現在93か国が署名をし、69か国が批准をしております。核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章や国際法などに反するものであると断罪し、これに悪の烙印を押しております。核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものであります。ロシアのプーチン大統領は、ウクライナ軍事侵略に合わせ、「ロシアは世界で最も強力な核兵器保有国の一つだ。我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果をもたらす。」と核兵器による威嚇を行っております。これは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に違反するものであります。広島・長崎の市長も、核抑止力からの脱却を求めています。日本政府も核兵器の使用を許さず、核兵器の完全禁止をさせる先頭に立って努力すべきだと思います。本市におきましても、昭和60年に非核三原則、非核平和都市宣言を行っております。

議員の皆さん方の賛同をお願いいたしまして、原案に賛成の立場から討論といたします。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 日本政府に核禁止条約の参加・調印・批准を求める請願について、総務市民常任委員長報告に賛成、請願に反対の立場から討論を行います。

請願書では、参加・署名・批准を行うよう強く求めています。核なき世界を進めることは当然賛同いたします。しかし、核兵器禁止条約以前に重要なのは、核兵器保有国、非核国を交えて、より多くの国々の参加による議論を深めていくことでもあります。92か国が条約に参加、68か国が批准しているといっても、ほとんどが小国であることが実態です。人類史上唯一の被爆国である日本の重要な役割は、単に核兵器反対のプラカードを掲げ、この条約に署名・批准を図ることではなく、その歴史的な使命と責任を深く自覚し、核保有国や核依存国を含めた世界中の多くの国々に、核兵器削減及び廃止の交渉会議のテーブルにつけるよう、粘り強く働き掛けていくほうが重要であると思っております。また、我が国は米国の核抑止力に依存しており、核の傘に守られております。守られていながら、小国と同一に反対することは望ましくないと考えます。しかしながら、核兵器なき世界が一堂に核の根絶

に向かうべき考えは、当然ながら異論はございません。現在進行形の世界情勢を取り巻く状況に注視しながら、核の根絶へ一步一步進むべきだと考えております。よって、核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を提出することは妥当ではないと考えます。

以上の理由から、委員長報告には賛成、この請願には反対いたします。以上です。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。令和5年請願第1号、日本政府に核禁止条約の参加・調印・批准を求める請願について採決をいたします。

採決は、電子表決によって行います。

この請願に対する総務市民常任委員長報告は、不採択であります。よって、請願本件について採決いたします。令和5年請願第1号を採択することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員少数です。

よって、令和5年請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

令和5年請願第2号、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

この請願に対する経済建設常任委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、令和5年請願第2号については、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

令和5年請願第3号、健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書について採決いたします。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、令和5年請願第3号については、委員長報告のとおり継続審査と決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

令和5年陳情第2号、地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

この陳情に対する文教厚生常任委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

全員賛成です。

よって、令和5年陳情第2号については、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第84号 宇土市教育委員会の委員の任命について

○議長(藤井慶峰君) 日程第4、議案第84号、宇土市教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第84号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第84号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（藤井慶峰君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件並びに所管事務調査について会議規則第111条の規定により、配布しております閉会中の継続審査並びに調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 決算審査特別委員会の設置及び付託について

○議長（藤井慶峰君） 日程第6、決算審査特別委員会の設置及び付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第57号から議案第63号までの7件、令和4年度宇土市一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の認定については、委員会条例第6条の規定により、8名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託するとともに閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第63号までの7件については、8名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託するとともに、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました、決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、2番、杉本寛君、4番、浦本晴美さん、6番、小崎憲一君、8番、西田和徳君、10番、宮原雄一君、12番、檜崎政治君、16番、山村

保夫君、18番、福田慧一君、以上8名を指名いたします。

ただいま選任されました委員の諸君は、御会合の上、正副委員長を互選して、議長へ御報告をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

-----○-----

午前11時25分休憩

午前11時29分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に6番、小崎憲一君、副委員長に2番、杉本寛君が選出されましたので、御報告をいたします。

-----○-----

日程第7 議員派遣の件について

○議長（藤井慶峰君） 日程第7、議員派遣の件についてを議題といたします。

配布しておりますとおり、次の議会までの間に議員派遣を要する件が1件あります。

なお、緊急を要する派遣及び期日、場所等に変更が生じた場合には議長において決定し、次回に報告することにいたします。

これより、議員派遣の件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 宇土市選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（藤井慶峰君） 日程第8、宇土市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、指名の方法につきましては、議長において指名することに決定いたしました。

宇土市選挙管理委員に、中熊聡君、船田裕介君、伊藤忠美君、甲斐利美君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました4名の諸君を宇土市選挙管理委員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の諸君が選挙管理委員に当選されました。

なお、当選人に対する告知は、議長において文書をもっていたします。

次に、補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名し、その補充の順序についても同時に指定することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名し、その補充の順序につきましても議長が指定することに決定いたしました。

補充員に、西山徳幸君、坂崎浩君、田代ゆかりさん、野田恵美さんの4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました4名の諸君を補充員の当選人と決定し、この順番を補充の順序とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の諸君が当選されました。また、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

なお、当選人に対する告知は、議長において文書をもっていたします。

次に、日程についてお諮りいたします。

本日、議員提出として発議第2号が新たに追加上程をされております。

この際、本日の日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 発議第2号 インボイス制度の実施延期を求める意見書

○議長(藤井慶峰君) 日程第9、発議第2号、インボイス制度の実施延期を求める意見書についてを議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、江河一郎君。

○事務局長(江河一郎君) 発議第2号、インボイス制度の実施延期を求める意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年9月21日提出。

提出者、宇土市議会議員、宮原雄一、今中真之助、山村保夫、柴田正樹、西田和徳、佐美三洋。

宇土市議会議長、藤井慶峰様。

以下、意見書につきましては、配布の議案書を御覧願います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第2号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第2号、インボイス制度の実施延期を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、発議第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和5年9月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午前11時37分閉会

○議長（藤井慶峰君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月5日に招集されました今定例会は、議員各位並びに執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会の運びとなりましたことに厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、補正予算案をはじめ、多数の重要案件を御提案しましたところ、慎重な御審議により全て原案どおりに御決定をいただき、御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

さて、本日御承認いただきました補正予算にも経費を計上しておりますが、これから国際交流事業として、台湾の台南市との交流を進めてまいります。

台南市は、本市にルーツを持つ湯徳章氏、日本名で坂井徳章氏でございますが、湯徳章氏が生まれ住み、偉大な功績を残した地でございます。

徳章氏は、1947年の2・28事件で、自身の命と引き替えに多くの台南市民の命を救い、英雄と称えられております。現在、台南市では、徳章氏の命日に当たる3月13日を「正義と勇気の記念日」に制定されております。

今後は、本市の子どもたちにも、是非、湯徳章氏の功績について学んでほしいと思っております。そして、台湾の子どもたちとの教育・文化交流をはじめ、経済、観光といった各方面において、交流事業が展開していくことを期待しております。

次に、来月15日に網田地区におきまして、震度7の大規模地震を想定した宇土市総合防災訓練を開催いたします。

この防災訓練は、宇城広域連合消防本部、市消防団、宇城警察署などの協力のもと、震災発生時における安否確認をはじめ、国民保護訓練や救命・救助訓練などを実施するもので、地元行政区長会や自主防災組織、婦人会、民生委員、宇土市防災士の会の皆さんにも訓練に御参加いただくこととしております。

いつ、どこで大規模災害が発生するか分かりません。そのため、まさにこのような実践的で緊張感を持った訓練を重ねることが、大規模災害が発生した際に、自助・共助・公助のそれぞれの立場から迅速な初動期の対応を取ることができ、その結果、被害を最小限に抑え、早期の被災者支援につながるものと考えております。

結びになりますが、季節の変わり目に当たり、朝夕の気温の寒暖差が感じられるようになってまいりました。議員の皆様におかれましては、体調管理に十分留意され、ますますお元気で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） これをもって終了といたします。ありがとうございました。

-----○-----

午前11時41分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 藤 井 慶 峰

宇土市議会議員 今 中 真 之 助

宇土市議会議員 柴 田 正 樹